

那覇市公報

第1541号

毎月2回 1, 15日発行

発 行 所

那覇市泉崎1丁目1番1号

那覇市総務部総務課

目 次

◇条 例

○那覇市中小企業振興基本条例（商工農水課）	700
○那覇市新市民会館建設基金条例（文化振興課）	704
○那覇市職員退職手当支給条例等の一部を改正する条例（人事課）	706
○那覇市保育所設置及び管理条例の一部を改正する条例（こども政策課）	734
○那覇市税条例の一部を改正する条例（税制課）	736
○那覇市立図書館条例の一部を改正する条例（生涯学習課）	737
○外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例の一部を改正する条例（人事課）	739
○那覇市営住宅条例の一部を改正する条例（市営住宅室）	741
○那覇市公民館条例の一部を改正する条例（生涯学習課）	743
○那覇市土地開発公社経営健全化基金条例を廃止する条例（管財課）	747

◇規 則

○那覇市職員退職手当支給条例第 22 条第 3 項の規定による意見陳述の機会の付与に関する規則（人事課）	749
○那覇市保育所設置及び管理条例施行規則の一部を改正する規則（こども政策課）	760
○那覇市職員退職手当支給条例施行規則の一部を改正する規則（人事課）	762
○那覇市営住宅条例施行規則の一部を改正する規則（市営住宅室）	784

◇告 示

○随意契約の公表について（健康推進課）	786
○個人情報目的外利用等届出書の公表について（総務課）	786
○那覇市安謝福祉複合施設(那覇市安謝保育所を除く)の指定管理者の指定について（ちゃーがんじゅう課）	788
○那覇市シルバーワークプラザの指定管理者の指定について（ちゃーがんじゅう課）	788
○平成 22 年度那覇市介護保険事業特別会計補正予算（第 2 号）（ちゃーがんじゅう課）	789
○平成 22 年度那覇市水道事業会計補正予算（第 1 号）（上下水道局総務課）	790
○平成 22 年度那覇市下水道事業会計補正予算（第 2 号）（上下水道局総務課）	791
○那覇市総合福祉センター（那覇市母子福祉センターを除く）の指定管理者の指定について（福祉政策課）	792
○那覇市安謝保育所の指定管理者の指定について（こどもみらい課）	792

◇上下水道局告示

○那覇市排水設備指定工事店の異動について（上下水道局総務課）	793
--------------------------------	-----

◇教育委員会規則

○特別の勤務に従事する那覇市教育委員会職員の勤務時間等に関する規則の一部を改正する規則	794
---	-----

◇教育委員会訓令

○那覇市教育委員会職員安全衛生管理規程を廃止する訓令	796
○那覇市立小学校及び中学校職員服務規程の一部を改正する訓令	796

◇教育委員会教育長訓令

○那覇市教育委員会職員安全衛生管理規程	800
---------------------	-----

◇教育委員会告示

○那覇市教育委員会非常勤職員要綱等の一部を改正する要綱…………… 816

◇監査委員公表

○平成 22 年度前期定期監査の結果について（公表）…………… 819

○平成 22 年度定期監査（工事監査）の結果について（公表）…………… 841

条 例

那覇市条例第30号

平成22年12月24日

公 布 済

那覇市中小企業振興基本条例をここに公布する。

那覇市長 翁 長 雄 志

那覇市中小企業振興基本条例

私たちの住む那覇市は、亜熱帯海洋性気候に育まれた琉球諸島の拠点都市であり、古くは、琉球王国の王都として、アジア諸国との交易や交流により政治、経済及び文化の中心地として繁栄してきた。第二次世界大戦の戦禍により、市内は焼け野原となったが、“奇跡の1マイル”と呼ばれた国際通りやマチグラーに象徴されるように、沖縄県を代表する商都として、また観光交流都市として発展を遂げてきた。

そのなかにあつて、市内の事業所の大多数を占める中小企業は、経済の活性化や雇用の担い手として重要な役割を果たし、地域の発展と市民生活の向上に大きく貢献してきた。

那覇市が将来にわたり、豊かな地域環境を保全し持続可能な発展を図るためには、中小企業の振興による雇用の増大や所得の向上により、さらなる地域経済の活性化を実現する必要がある。それにより市税の増収などをおして都市経営の安定につながり、市民サービスの向上や魅力ある那覇のまちづくりが実現されるなどの好循環が生み出される。

本市は、中小企業の振興を重要課題と位置付け、関係者が協働して地域経済の振興を図るため、この条例を制定する。

（目的）

第1条 この条例は、地域経済において重要な役割を果たしている中小企業の振興の基本となる事項を定めるとともに、関係者の責務等を明らかにすることにより、中小企業の振興を図り、もって地域社会の発展に寄与することを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 中小企業者 中小企業支援法(昭和38年法律第147号)第2条第1項第1号から第3号までのいずれかに該当する者であつて、市内に事務所又は事業所を有するものをいう。
- (2) 中小企業団体 中小企業団体の組織に関する法律(昭和32年法律第185号)第3条第1項に規定する中小企業団体、商店街振興組合法(昭和37年法律第141号)第2条第1項に規定する商店街振興組合及び商店街振興組合連合会並びにこれら

に準ずる団体で市長が特に認めるものをいう。

- (3) 大企業者等 事業者、企業団体、経済団体等であって中小企業者又は中小企業団体でないものをいう。
- (4) 商店街 小売業、飲食業、サービス業等を営む店舗が集積している地域をいう。
- (5) 商店会 商店街にあって、主として小売業又はサービス業を営む者で構成され、これらの事業者の事業の健全な発展及び商店街の振興に寄与することを目的として組織された団体をいう。

(基本方針)

第3条 中小企業の振興は、中小企業者及び中小企業団体(以下「中小企業者等」という。)の自らの創意工夫及び自主的な努力を尊重しつつ、国、県その他の機関(以下「国等」という。)との連携を図り、協力を得ながら、市の地域特性に応じた施策を事業者、市民、NPO及び市が協働して推進することを基本とする。

(基本的施策)

第4条 前条の規定に基づく基本的施策は、次のとおりとする。

- (1) 中小企業者の経営の革新及び創業の促進を図ること。
- (2) 中小企業の経営基盤の強化を図ること。
- (3) 中小企業者の資金調達の円滑化を図ること。
- (4) 経済的社会的環境の著しい変化への中小企業者の適応の円滑化を図ること。
- (5) 観光需要の創出により、市内消費の拡大を図ること。
- (6) 商店街の振興を図ること。
- (7) 前各号に掲げるもののほか、中小企業の振興のため必要と認められる事項

(市の責務)

第5条 市は、前条の基本的施策を実施するに当たっては、社会経済情勢の変化に対応した適切な措置、国等との連携及び協力による施策の推進並びに必要な応じて国等に対する施策の充実及び改善の要請を行うものとする。

(中小企業者等の責務)

第6条 中小企業者等は、経営基盤の強化、人材の育成及び従業員の福利厚生の実、雇用の安定等に自主的に取り組むとともに、地域環境との調和及び消費生活の安全確保に十分配慮するものとする。

（商店街における事業者等の責務）

第7条 商店街における事業者は、商店街の振興に相互に協力して取り組むとともに、次に掲げる事項を行うように努めるものとする。

- (1) 自らの意思により又は商店会から要請があったときは、商店会に加入すること。
- (2) 商店会が商店街の振興に関する事業を実施するときは、応分の負担をすること。

2 商店会は、前項各号に掲げる事項に関し、商店街における事業者の協力を得るために必要な措置を講ずるものとする。

（大企業者等の努力）

第8条 大企業者等は、中小企業と大企業がともに地域社会の発展に欠くことのできない重要な役割を果たしていることを認識し、中小企業者等とともに地域経済の振興に努めるものとする。

（市民の理解と協力）

第9条 市民は、中小企業の振興が市民生活の向上及び地域経済の活性化に寄与することを理解し、その健全な発展に協力するように努めるものとする。

（施策の公表）

第10条 市長は、毎年、中小企業の振興に関する主たる施策の実施状況を取りまとめ、これを公表するものとする。

（委任）

第11条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、市長が定める。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

那覇市条例第31号

平成22年12月24日

公 布 済

那覇市新市民会館建設基金条例をここに公布する。

那覇市長 翁 長 雄 志

那覇市新市民会館建設基金条例

（設置）

第1条 新市民会館建設のため、那覇市新市民会館建設基金（以下「基金」という。）を設置する。

（積立て）

第2条 基金として積み立てる額は、毎会計年度の予算で定める額とする。

（管理）

第3条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により管理しなければならない。

2 基金に属する現金は、必要に応じ、最も確実かつ有利な有価証券に代えることができる。

（運用益金の処理）

第4条 基金の運用から生ずる収益は、一般会計歳入歳出予算に計上して、基金に繰り入れるものとする。

（繰替運用）

第5条 市長は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

（処分）

第6条 基金は、第1条の目的を達成するため、その全部又は一部を処分することができる。

（委任）

第7条 この条例に定めるもののほか、基金の管理に関し必要な事項は、市長が定める。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

那覇市条例第32号

平成22年12月24日

公 布 済

那覇市職員退職手当支給条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

那覇市長 翁 長 雄 志

那覇市職員退職手当支給条例等の一部を改正する条例

(那覇市職員退職手当支給条例の一部改正)

第1条 那覇市職員退職手当支給条例(昭和47年那覇市条例第69号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
目次 第1章 総則(第1条—第2条の2) 第2章 一般の退職手当(第2条の3—第12条) 第3章 [略] 第4章 雑則(第15条—第18条) 付則 (退職手当の支払) 第2条の2 次条及び第9条の5の規定による退職手当(以下「一般の退職手当」という。)並びに第13条の規定による退職手当は、職員が退職した日から起算して1月以内に支払わなければならない。ただし、死亡により退職した者に対する退職手当の支給を受けるべき者を確知することができない場合その他特別の事情がある場合は、この限りでない。	目次 第1章 総則(第1条—第2条の3) 第2章 一般の退職手当(第2条の4—第12条) 第3章 [略] 第4章 退職手当の支給制限等(第15条—第22条) 第5章 雑則(第23条—第24条) 付則 (遺族の範囲及び順位) 第2条の2 この条例において、「遺族」とは、次に掲げる者をいう。 (1) 配偶者(届出をしていないが、職員の死亡当時事実上婚姻関係と同様の事情にあった者を含む。) (2) 子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹で職員の死亡当時主としてその収入によって生計を維持していたもの (3) 前号に掲げる者のほか、職員の死亡当時主としてその収入によって生計を維持していた親族 (4) 子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹で第2号に該当しないもの 2 この条例の規定による退職手当を受けるべき遺族の順位は、前項各号の順位により、同項第2号及び第4号に掲げる者のうちにあつては、当該各号に掲げる順位による。この場合において、父母については、養父母を先にし実父母を後にし、祖父母については、養父母の父母を先にし実父母の父母を後にし、父母の養父母を先にし父母の実父母を後にする。 3 この条例の規定による退職手当の支

（一般の退職手当）

第2条の3 退職した者に対する退職手当の額は、次条から第6条まで及び第9条から第9条の3までの規定により計算した退職手当の基本額に、第9条の4の規定により計算した退職手当の調整額を加えて得た額とする。

（自己の都合による退職等の場合の退職手当の基本額）

第3条 〔略〕

2 前項に規定する者のうち、傷病（地方公務員等共済組合法（昭和37年法律第

給を受けるべき遺族に同順位の者が2人以上ある場合には、その人数によって当該退職手当を等分して当該各遺族に支給する。

4 次に掲げる者は、この条例の規定による退職手当の支給を受けることができる遺族としない。

（1） 職員を故意に死亡させた者

（2） 職員の死亡前に、当該職員の死亡によってこの条例の規定による退職手当の支給を受けることができる先順位又は同順位の遺族となるべき者を故意に死亡させた者

（退職手当の支払）

第2条の3 この条例の規定による退職手当は、支給を受けるべき者の申出により、口座振替の方法により支払うことができる。

2 次条及び第9条の5の規定による退職手当（以下「一般の退職手当」という。）並びに第13条の規定による退職手当は、職員が退職した日から起算して1月以内に支払わなければならない。ただし、死亡により退職した者に対する退職手当の支給を受けるべき者を確知することができない場合その他特別の事情がある場合は、この限りでない。

第2条の4 退職した者に対する退職手当の額は、次条から第6条まで及び第9条から第9条の3までの規定により計算した退職手当の基本額に、第9条の4の規定により計算した退職手当の調整額を加えて得た額とする。

（自己の都合による退職等の場合の退職手当の基本額）

第3条 〔略〕

2 前項に規定する者のうち、傷病（地方公務員等共済組合法（昭和37年法律第

152号)第84条第2項に規定する障害等級に該当する程度の障害の状態にある傷病とする。次条第2項並びに第5条第1項及び第2項において同じ。)又は死亡によらず、その者の都合により退職した者に対する退職手当の基本額は、その者が次の各号に掲げる者に該当するときは、前項の規定にかかわらず、同項の規定により計算した額に当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

(1)～(3) [略]

(給料月額が減額改定以外の理由により給料月額が減額されたことがある場合の退職手当の基本額に係る特例)

第5条の2 [略]

2 前項の「基礎在職期間」とは、その者に係る退職(第12条第3項又は第17条の規定に該当するものを除く。)の日以前の期間のうち、次の各号に掲げる在職期間に該当するもの(当該期間中にこの条例の規定による退職手当の支給を受けたこと又は第10条第5項の国家公務員等として退職したことにより退職手当(これに相当する給付を含む。)の支給を受けたことがある場合におけるこれらの支給に係る退職の日以前の期間及び第12条第1項各号に掲げる者又はこれに準ずる者に該当するに至ったことにより退職したことがある場合における当該退職の日以前の期間(これらの退職の日以前に職員又は第10条第5項の国家公務員等となったときは、当該退職の日前の期間)を除く。)をいう。

152号)第84条第2項に規定する障害等級に該当する程度の障害の状態にある傷病とする。次条第2項及び第5条において同じ。)又は死亡によらず、その者の都合により退職した者(第16条第1項各号に掲げる者を含む。)に対する退職手当の基本額は、その者が次の各号に掲げる者に該当するときは、前項の規定にかかわらず、同項の規定により計算した額に当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

(1)～(3) [略]

(給料月額が減額改定以外の理由により給料月額が減額されたことがある場合の退職手当の基本額に係る特例)

第5条の2 [略]

2 前項の「基礎在職期間」とは、その者に係る退職(この条例その他の条例の規定により、この条例の規定による退職手当を支給しないこととしている退職を除く。)の日以前の期間のうち、次の各号に掲げる在職期間に該当するもの(当該期間中にこの条例の規定による退職手当の支給を受けたこと又は第10条第5項の国家公務員等として退職したことにより退職手当(これに相当する給付を含む。)の支給を受けたことがある場合におけるこれらの退職手当に係る退職の日以前の期間及び第10条第6項の規定により職員としての引き続いた在職期間の全期間が切り捨てられたこと又は第16条第1項若しくは第18条第1項の規定により一般の退職手当等(一般の退職手当及び第13条の規定による退職手当をいう。以下同じ。)の全部を支給しないこととする処分を受けたことにより一般の退職手当等の支給を受けなかったことがある場合における当該一般の退職手当等に係る退職の日以前の期間(これらの退職の日以前に職員又は第10条第5項の国家公務員等となったときは、当該退

(1)～(2) [略]

(勸奨の要件)

第8条 勸奨を受けて退職した者に係る当該勸奨は、その事実について記録が作成されたものでなければならない。

(退職手当の調整額)

第9条の4 [略]

2～3 [略]

4 次の各号に掲げる者に対する退職手当の調整額は、第1項の規定にかかわらず、当該各号に定める額とする。

(1) 退職した者でその勤続期間が25年未満のもの(次号に掲げる者を除く。)
第1項第1号から第6号まで又は第8号に掲げる職員の区分にあつては当該各号に定める額、同項第7号に掲げる職員の区分にあつては0円として、同項の規定を適用して計算した額

(2) 退職した者でその勤続期間が5年未満のもの及び第3条第2項に規定する傷病又は死亡によらずにその者の都合により退職した者に該当する者でその勤続期間が10年以上25年未満のもの 前号の規定により計算した額の2分の1に相当する額

職の日前の期間)を除く。)をいう。

(1)～(2) [略]

(勸奨の要件)

第8条 勸奨を受けて退職した者に係る当該勸奨は、その事実について、規則で定めるところにより、記録が作成されたものでなければならない。

(退職手当の調整額)

第9条の4 [略]

2～3 [略]

4 [略]

(1) 退職した者のうち自己都合退職者(第3条第2項に規定する傷病又は死亡によらずにその者の都合により退職した者をいう。以下この項において同じ。)以外のものでその勤続期間が5年以上25年未満のもの 第1項第1号から第6号まで又は第8号に掲げる職員の区分にあつては当該各号に定める額、同項第7号に掲げる職員の区分にあつては0円として、同項の規定を適用して計算した額

(2) 退職した者のうち自己都合退職者以外のものでその勤続期間が1年以上5年未満のもの 前号の規定により計算した額の2分の1に相当する額

(3) 退職した者のうち自己都合退職者以外のものでその勤続期間が零のもの 0円

(4) 自己都合退職者でその勤続期間が10年以上25年未満のもの 第1号の規定により計算した額の2分の1に相当する額

(5) 自己都合退職者でその勤続期間が

5 [略]

(一般の退職手当の額に係る特例)

第9条の5 第5条第1項に規定する者で次の各号に掲げる者に該当するものに対する退職手当の額が退職の日におけるその者の給料月額及び扶養手当の月額の合計額に当該各号に定める割合を乗じて得た額に満たないときは、第2条の3、第5条、第5条の2及び前条の規定にかかわらず、その乗じて得た額をその者の退職手当の額とする。

(1)～(4) [略]

(勤続期間の計算)

第10条 [略]

2 [略]

3 職員が退職した場合(第12条第1項各号のいずれかに該当する場合を除く。)においてその者が退職の日又はその翌日に再び職員となったときは、前2項の規定による在職期間の計算については、引き続いて在職したものとみなす。

4～8 [略]

(退職手当の支給制限)

第12条 一般の退職手当は、次の各号のいずれかに該当する者には、支給しない。

(1) 地方公務員法第29条の規定による懲戒免職の処分又はこれに準ずる処分を受けた者

(2) 地方公務員法第28条第4項の規定により失職(同法第16条第1号に該当する場合を除く。)又はこれに準ずる退職をした者

2 一般の退職手当のうち、第9条の4の規定により計算した退職手当の調整額に相当する部分は、次の各号のいずれかに該当する者には、支給しない。

(1) 第3条第1項及び第5条の2の規定に

10年未満のもの 0円

5 [略]

(一般の退職手当の額に係る特例)

第9条の5 第5条第1項に規定する者で次の各号に掲げる者に該当するものに対する退職手当の額が退職の日におけるその者の給料月額及び扶養手当の月額の合計額に当該各号に定める割合を乗じて得た額に満たないときは、第2条の4、第5条、第5条の2及び前条の規定にかかわらず、その乗じて得た額をその者の退職手当の額とする。

(1)～(4) [略]

(勤続期間の計算)

第10条 [略]

2 [略]

3 職員が退職した場合(第16条第1項各号のいずれかに該当する場合を除く。)において、その者が退職の日又はその翌日に再び職員となったときは、前2項の規定による在職期間の計算については、引き続いて在職したものとみなす。

4～8 [略]

第12条 削除

より計算した退職手当の基本額が0円である者並びに第3条第2項に規定する傷病又は死亡によらずにその者の都合により退職した者に該当する者でその勤続期間が10年未満のもの

(2) その者の非違により退職した者（前項各号に掲げる者を除く。）で規則で定めるもの

3 職員が退職した場合において、その者が退職の日又はその翌日に再び職員となったときは、その退職については、退職手当を支給しない。

（失業者の退職手当）

第14条 勤続期間12月以上（特定退職者（雇用保険法（昭和49年法律第116号）第23条第2項に規定する特定受給資格者に相当するものとして規則で定めるものをいう。以下この条において同じ。）にあっては、6月以上）で退職した職員（第5項の規定に該当する者を除く。）であつて、第1号に掲げる額が第2号に掲げる額に満たないものが、当該退職した職員を同法第15条第1項に規定する受給資格者と、当該退職した職員の基準勤続期間の年月数を同法第22条第3項に規定する算定基礎期間の年月数と、当該退職の日を同法第20条第1項第1号に規定する離職の日と、特定退職者を同法第23条第2項に規定する特定受給資格者とみなして同法第20条第1項を適用した場合における同項各号に掲げる受給資格者の区分に応じ、当該各号に定める期間（当該期間内に妊娠、出産、育児、疾病、負傷又は任命権者がやむを得ないと認める理由により引き続き30日以上職業に就くことができない者がその旨を任命権者に申し出た場合には、当該理由により職業に就くことができない日数を加算するものとし、その加算された期間が4年を超えるときは、4年とする。第3項において「支給期間」という。）内に失業し

（失業者の退職手当）

第14条 〔略〕

ている場合において、第1号に規定する一般の退職手当等の額を第2号に規定する基本手当の日額で除して得た数(1未満の端数があるときは、これを切り捨てる。)に等しい日数(以下「待期日数」という。)を超えて失業しているときは、第1号に規定する一般の退職手当等のほか、その超える部分の失業の日につき第2号に規定する基本手当の日額に相当する金額を、退職手当として、同法の規定による基本手当の支給の条件に従い支給する。ただし、同号に規定する所定給付日数から待期日数を減じた日数分を超えては支給しない。

(1) その者が既に支給を受けた当該退職に係る一般の退職手当及び前条の規定による退職手当(以下「一般の退職手当等」という。)の額

(2) [略]

2～7 [略]

8 第1項、第3項及び第5項から前項までに定めるもののほか、第1項又は第3項の規定による退職手当の支給を受けることができる者で次の各号の規定に該当するものに対しては、それぞれ当該各号に掲げる金額を、退職手当として、雇用保険法の規定による技能習得手当、寄宿手当、傷病手当、就業促進手当、移転費又は広域求職活動費の支給の条件に従い支給する。

(1)～(3) [略]

(4) 職業に就いた者 雇用保険法第56条の2第3項に規定する就業促進手当の額に相当する金額

(5)～(6) [略]

9～10 [略]

11 第8項第4号に掲げる退職手当の支給があったときは、第1項、第3項又は第8項の規定の適用については、次の各号に掲げる退職手当ごとに、当該各号に定め

(1) その者が既に支給を受けた当該退職に係る一般の退職手当等の額

(2) [略]

2～7 [略]

8 [略]

(1)～(3) [略]

(4) 職業に就いた者 雇用保険法第56条の3第3項に規定する就業促進手当の額に相当する金額

(5)～(6) [略]

9～10 [略]

11 [略]

る日数分の第1項又は第3項の規定による退職手当の支給があったものとみなす。

- (1) 雇用保険法第56条の2第1項第1号イに該当する者に係る就業促進手当に相当する退職手当 当該退職手当の支給を受けた日数に相当する日数
- (2) 雇用保険法第56条の2第1項第1号ロに該当する者に係る就業促進手当に相当する退職手当 当該就業促進手当について同条第5項の規定により基本手当を支給したものとみなされる日数に相当する日数

12～13 [略]

第4章 雑則

(遺族の範囲及び順位)

第15条 第2条に規定する遺族は、次の各号に掲げる者とする。

- (1) 配偶者(届出をしないが、職員の死亡当時事実上婚姻関係と同様の事情にあった者を含む。)
- (2) 子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹で職員の死亡当時主としてその収入によって生計を維持していたもの

- (3) 前号に掲げる者のほか、職員の死

- (1) 雇用保険法第56条の3第1項第1号イに該当する者に係る就業促進手当に相当する退職手当 当該退職手当の支給を受けた日数に相当する日数
- (2) 雇用保険法第56条の3第1項第1号ロに該当する者に係る就業促進手当に相当する退職手当 当該就業促進手当について同条第5項の規定により基本手当を支給したものとみなされる日数に相当する日数

12～13 [略]

第4章 退職手当の支給制限等

(定義)

第15条 この章において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 懲戒免職等処分 地方公務員法第29条の規定による懲戒免職の処分その他の職員としての身分を当該職員の非違を理由として失わせる処分をいう。
- (2) 退職手当管理機関 地方公務員法その他の法令の規定により職員の退職(この条例その他の条例の規定により、この条例の規定による退職手当を支給しないこととしている退職を除く。以下この章において同じ。)の日において当該職員に対し懲戒免職等処分を行う権限を有していた機関をいう。ただし、当該機関が退職後に廃止された場合における当該職員については、当該職員の占めていた職(当該職が廃止された場合にあっては、当該職に相当する職)を占める職員に対し懲戒免職等処分を行う権限を有する機関をいう。

亡当時主としてその収入によって生計を維持していた親族

(4) 子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹で第2号に該当しないもの

2 前項に掲げる者が退職手当を受ける順位は、前項各号の順位により、第2号及び第4号に掲げる者のうちにあつては、同号の掲げる順位による。この場合において、父母については、養父母を先にし、実父母を後にし、祖父母については、養父母の父母を先にし、実父母の父母を後にし、父母の養父母を先にし、父母の実父母を後にする。

3 退職手当を受けるべき同順位の者が2人以上ある場合には、その人数によって等分して支給する。

(遺族からの排除)

第15条の2 次に掲げる者は、退職手当の支給を受けることができる遺族としない。

(1) 職員を故意に死亡させた者

(2) 職員の死亡前に、当該職員の死亡によって退職手当の支給を受けることができる先順位又は同順位の遺族となるべき者を故意に死亡させた者

(起訴中に退職した場合等の退職手当の取扱い)

第16条 職員が刑事事件に関し起訴(当該起訴に係る犯罪について禁錮以上の刑が定められているものに限り、刑事訴訟法(昭和23年法律第131号)第6編に規定する略式手続によるものを除く。第3項及び次条第5項において同じ。)をされた場合で、その判決の確定前に退職したときは、一般の退職手当等は、支給しない。ただし、禁錮以上の刑に処せられなかったときは、この限りでない。

(懲戒免職等処分を受けた場合等の退職手当の支給制限)

第16条 退職をした者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職をした者(当該退職をした者が死亡したときは、当該退職に係る一般の退職手当等の額の支払を受ける権利を承継した者)に対し、当該退職をした者が占めていた職の職務及び責任、当該退職をした者の勤務の状況、当該退職をした者が行った非違の内容及び程度、当該非違に至った経緯、当該非違後における当該退職をした者の言動、当該非違が公務の遂行に及ぼす支障の程度並びに当該非違が公務に

2 前項ただし書の規定により退職手当の支給を受ける者が、既に第14条の規定による退職手当の支給を受けている場合においては同項ただし書の規定により支給すべき退職手当の額から既に支給を受けた同条の規定による退職手当の額を控除するものとする。この場合において同項ただし書の規定により支給すべき退職手当の額が既に支給を受けた同条の規定による退職手当の額以下であるときは同項ただし書の規定による退職手当は支給しない。

3 前2項の規定は、退職した者に対しまだ一般の退職手当等の額が支払われていない場合において、その者が基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し起訴をされたときについて準用する。

(退職手当の支給の一時差止め)

第16条の2 任命権者は、退職した者に対しまだ一般の退職手当等の額が支払われていない場合において、その者の基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関して、その者が逮捕されたとき又はその者から聴取した事項若しくは調査により判明した事実に基づきその者に犯罪があると思料するに至ったときであつ

対する信頼に及ぼす影響を勘案して、当該一般の退職手当等の全部又は一部を支給しないこととする処分を行うことができる。

(1) 懲戒免職等処分を受けて退職をした者

(2) 地方公務員法第28条第4項の規定による失職(同法第16条第1号に該当する場合を除く。)又はこれに準ずる退職をした者

2 退職手当管理機関は、前項の規定による処分を行うときは、その理由を付記した書面により、その旨を当該処分を受けるべき者に通知しなければならない。

3 退職手当管理機関は、前項の規定による通知をする場合において、当該処分を受けるべき者の所在が知れないときは、当該処分の内容を公報に掲載することをもって通知に代えることができる。この場合においては、その掲載した日から起算して2週間を経過した日に、通知が当該処分を受けるべき者に到達したものとみなす。

て、その者に対し一般の退職手当等を支給することが、公務に対する信頼を確保し、退職手当制度の適正かつ円滑な実施を維持する上で重大な支障を生ずると認めるときは、一般の退職手当等の支給を一時差し止めることができる。

2 前項に規定する一般の退職手当等の支給を一時差し止める処分(以下「一時差止処分」という。)を行う場合には、その旨を書面で当該一時差止処分を受けるべき者に通知しなければならない。

3 前項の規定により一時差止処分を行う旨の通知をする場合において、当該一時差止処分を受けるべき者の所在が知れないときは、通知をすべき内容を公報に掲載することをもって通知に代えることができる。この場合においては、その掲載した日から起算して2週間を経過した日に、通知が当該一時差止処分を受けるべき者に到達したものとみなす。

4 一時差止処分を受けた者は、行政不服審査法(昭和37年法律第160号)第14条又は第45条に規定する期間が経過した後においては、当該一時差止処分後の事情の変化を理由に、当該一時差止処分をした者に対し、その取消しを申し立てることができる。

5 任命権者は、一時差止処分について、次の各号のいずれかに該当するに至った場合には、速やかに当該一時差止処分を取り消さなければならない。ただし、第2号に該当する場合において、一時差止処分を受けた者がその者の基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し現に逮捕されているときその他これを取り消すことが一時差止処分の目的に明らかに反すると認めるときは、この限りでない。

(1) 一時差止処分を受けた者について、当該一時差止処分の理由となった

行為に係る刑事事件につき公訴を提起しない処分があった場合

(2) 一時差止処分を受けた者がその者の基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し起訴をされることなくその者の退職の日から起算して1年を経過した場合

6 前項の規定は、任命権者が、一時差止処分後に判明した事実又は生じた事情に基づき、一般の退職手当等の支給を差し止める必要がなくなったとして当該一時差止処分を取り消すことを妨げるものではない。

7 一時差止処分を受けた者に対する第14条の規定の適用については、当該一時差止処分が取り消されるまでの間、その者は、一般の退職手当等の支給を受けない者とみなす。

8 前条第2項の規定は、一時差止処分を受けた者が、当該一時差止処分が取り消されたことにより一般の退職手当等の支給を受ける場合について準用する。

9 任命権者は、一時差止処分を行う場合は、当該一時差止処分を受けるべき者に対し、当該一時差止処分の際、一時差止処分の事由を記載した説明書を交付しなければならない。

10 任命権者は、一時差止処分を行おうとする場合は、あらかじめ、市長に通知しなければならない。一時差止処分を取り消した場合も、同様とする。

11 前各項に定めるもののほか、第2項の書面及び第9項の説明書の様式その他一時差止処分に関し必要な事項は、規則で定める。

(退職手当の返納)

第16条の3 退職した者に対し一般の退職手当等の支給をした後において、その者が基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し禁錮こ以上の刑に処せら

れたときは、任命権者は、その支給をした一般の退職手当等の額のうち次に掲げる額を返納させることができる。ただし、第14条第1項又は第5項の規定による退職手当の支給を受けていた場合（受けることができた場合を含む。）は、この限りでない。

(1) 一般の退職手当等の支給を受けていなければ第14条第3項又は第6項の規定による退職手当の支給を受けることができた者であった場合 一般の退職手当等の額からこれらの規定により算出される金額を控除して得た額

(2) 前号に掲げる場合以外の場合 一般の退職手当等の額の全額

2 前項の規定により一般の退職手当等の額を返納させる場合には、その旨を記載した書面で通知しなければならない。

3 前2項に定めるもののほか、第1項の規定による退職手当の返納に関し必要な事項は、規則で定める。

(国家公務員等となった者の取扱い)

第17条 職員が引き続いて国家公務員等となった場合においては、その者の職員としての勤続期間が、国家公務員等に対する退職手当に関する規定により、国家公務員等としての勤続期間に通算されることに定められているときは、この条例による退職手当は支給しない。

(退職手当の支払の差止め)

第17条 退職をした者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職をした者に対し、当該退職に係る一般の退職手当等の額の支払を差し止める処分を行うものとする。

(1) 職員が刑事事件に関し起訴（当該起訴に係る犯罪について禁錮こ以上の刑が定められているものに限り、刑事訴訟法（昭和23年法律第131号）第6編に規定する略式手続によるものを除く。以下同じ。）をされた場合において、その判決の確定前に退職をしたとき。

(2) 退職をした者に対しまだ当該一般の退職手当等の額が支払われていな

い場合において、当該退職をした者が基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し起訴をされたとき。

2 退職をした者に対しまだ当該退職に係る一般の退職手当等の額が支払われていない場合において、次の各号のいずれかに該当するときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職をした者に対し、当該一般の退職手当等の額の支払を差し止める処分を行うことができる。

(1) 当該退職をした者の基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関して、その者が逮捕された場合又は当該退職手当管理機関がその者から聴取した事項若しくは調査により判明した事実に基づきその者に犯罪があると思料するに至った場合であつて、その者に対し一般の退職手当等の額を支払うことが公務に対する信頼を確保する上で支障を生ずると認めるとき。

(2) 当該退職手当管理機関が、当該退職をした者について、当該一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続いた在職期間中に懲戒免職等処分を受けるべき行為(在職期間中の職員の非違に当たる行為であつて、その非違の内容及び程度に照らして懲戒免職等処分に値することが明らかなものをいう。以下同じ。)をしたことを疑うに足る相当な理由があると思料するに至ったとき。

3 死亡による退職をした者の遺族(退職をした者(死亡による退職の場合には、その遺族)が当該退職に係る一般の退職手当等の額の支払を受ける前に死亡したことにより当該一般の退職手当等の額の支払を受ける権利を承継した者を含む。以下この項、次条第2項及び第20条第1項において同じ。)に対しまだ当該一

一般の退職手当等の額が支払われていない場合において、前項第2号に該当するときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該遺族に対し、当該一般の退職手当等の額の支払を差し止める処分を行うことができる。

4 前3項の規定による一般の退職手当等の額の支払を差し止める処分(以下「支払差止処分」という。)を受けた者は、行政不服審査法(昭和37年法律第160号)第14条第1項又は第45条に規定する期間が経過した後においては、当該支払差止処分後の事情の変化を理由に、当該支払差止処分を行った退職手当管理機関に対し、その取消しを申し立てることができる。

5 第1項又は第2項の規定による支払差止処分を行った退職手当管理機関は、次の各号のいずれかに該当するに至った場合には、速やかに当該支払差止処分を取り消さなければならない。ただし、第3号に該当する場合において、当該支払差止処分を受けた者がその者の基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し現に逮捕されているときその他これを取り消すことが支払差止処分の目的に明らかに反すると認めるときは、この限りでない。

(1) 当該支払差止処分を受けた者について、当該支払差止処分の理由となった起訴又は行為に係る刑事事件につき無罪の判決が確定した場合

(2) 当該支払差止処分を受けた者について、当該支払差止処分の理由となった起訴又は行為に係る刑事事件につき、判決が確定した場合(禁錮以上の刑に処せられた場合及び無罪の判決が確定した場合を除く。)又は公訴を提起しない処分があった場合であって、次条第1項の規定による処分を受けることなく、当該判決が確

定した日又は当該公訴を提起しない
処分があった日から6月を経過した
場合

(3) 当該支払差止処分を受けた者に
ついて、その者の基礎在職期間中の
行為に係る刑事事件に関し起訴をさ
れることなく、かつ、次条第1項の規
定による処分を受けることなく、当
該支払差止処分を受けた日から1年
を経過した場合

6 第3項の規定による支払差止処分を
行った退職手当管理機関は、当該支払差
止処分を受けた者が次条第2項の規定に
よる処分を受けることなく当該支払差
止処分を受けた日から1年を経過した場
合には、速やかに当該支払差止処分を取
り消さなければならない。

7 前2項の規定は、当該支払差止処分を
行った退職手当管理機関が、当該支払差
止処分後に判明した事実又は生じた事
情に基づき、当該一般の退職手当等の額
の支払を差し止める必要がなくなった
として当該支払差止処分を取り消すこ
とを妨げるものではない。

8 第1項又は第2項の規定による支払差止
処分を受けた者に対する第14条の規定
の適用については、当該支払差止処分が
取り消されるまでの間、その者は、一般
の退職手当等の支給を受けない者とみ
なす。

9 第1項又は第2項の規定による支払差止
処分を受けた者が当該支払差止処分が
取り消されたことにより当該一般の退
職手当等の額の支払を受ける場合（これ
らの規定による支払差止処分を受けた
者が死亡した場合において、当該一般の
退職手当等の額の支払を受ける権利を
承継した者が第3項の規定による支払差
止処分を受けることなく当該一般の退
職手当等の額の支払を受けるに至った

(規則への委任)

第18条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

ときを含む。)において、当該退職をした者が既に第14条の規定による退職手当の額の支払を受けているときは、当該一般の退職手当等の額から既に支払を受けた同条の規定による退職手当の額を控除するものとする。この場合において、当該一般の退職手当等の額が既に支払を受けた同条の規定による退職手当の額以下であるときは、当該一般の退職手当等は、支払わない。

10 前条第2項及び第3項の規定は、支払差止処分について準用する。

(退職後禁錮こ以上の刑に処せられた場合等の退職手当の支給制限)

第18条 退職をした者に対しまだ当該退職に係る一般の退職手当等の額が支払われていない場合において、次の各号のいずれかに該当するときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職をした者(第1号又は第2号に該当する場合において、当該退職をした者が死亡したときは、当該一般の退職手当等の額の支払を受ける権利を承継した者)に対し、第16条第1項に規定する事情及び同項各号に規定する退職をした場合の一般の退職手当等の額との権衡を勘案して、当該一般の退職手当等の全部又は一部を支給しないこととする処分を行うことができる。

(1) 当該退職をした者が刑事事件(当該退職後に起訴をされた場合にあつては、基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に限る。)に関し当該退職後に禁錮こ以上の刑に処せられたとき。

(2) 当該退職をした者が当該一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続いた在職期間中の行為に関し地方公務員法第29条第3項の規定による懲戒免職処分(以下

「再任用職員に対する免職処分」という。)を受けたとき。

(3) 当該退職手当管理機関が、当該退職をした者(再任用職員に対する免職処分の対象となる者を除く。)について、当該退職後に当該一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続いた在職期間中に懲戒免職等処分を受けるべき行為をしたと認めたとき。

2 死亡による退職をした者の遺族に対しまだ当該一般の退職手当等の額が支払われていない場合において、前項第3号に該当するときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該遺族に対し、第16条第1項に規定する事情を勘案して、当該一般の退職手当等の全部又は一部を支給しないこととする処分を行うことができる。

3 退職手当管理機関は、第1項第3号又は前項の規定による処分を行おうとするときは、当該処分を受けるべき者の意見を聴取しなければならない。

4 那覇市行政手続条例(平成9年那覇市条例第38号。以下「手続条例」という。)第3章第2節の規定は、前項の規定による意見の聴取について準用する。

5 第16条第2項及び第3項の規定は、第1項及び第2項の規定による処分について準用する。

6 支払差止処分に係る一般の退職手当等に関し第1項又は第2項の規定により当該一般の退職手当等の一部を支給しないこととする処分が行われたときは、当該支払差止処分は、取り消されたものとみなす。

(退職をした者の退職手当の返納)

第19条 退職をした者に対し当該退職に係る一般の退職手当等の額が支払われた後において、次の各号のいずれかに

該当するときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職をした者に対し、第16条第1項に規定する事情のほか、当該退職をした者の生計の状況を勘案して、当該一般の退職手当等の額（当該退職をした者が当該一般の退職手当等の支給を受けていなければ第14条第3項、第6項又は第8項の規定による退職手当の支給を受けることができた者（次条及び第21条において「失業手当受給可能者」という。）であった場合にあっては、これらの規定により算出される金額（次条及び第21条において「失業者退職手当額」という。）を除く。）の全部又は一部の返納を命ずる処分を行うことができる。

(1) 当該退職をした者が基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられたとき。

(2) 当該退職をした者が当該一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続いた在職期間中の行為に関し再任用職員に対する免職処分を受けたとき。

(3) 当該退職手当管理機関が、当該退職をした者（再任用職員に対する免職処分の対象となる職員を除く。）について、当該一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続いた在職期間中に懲戒免職等処分を受けるべき行為をしたと認めたとき。

2 前項の規定にかかわらず、当該退職をした者が第14条第1項、第5項又は第7項の規定による退職手当の額の支払を受けている場合（受けることができる場合を含む。）における当該退職に係る一般の退職手当等については、当該退職に係る退職手当管理機関は、前項の規定による処分を行うことができない。

3 第1項第3号に該当するときにおける同項の規定による処分は、当該退職の日から5年以内に限り、行うことができる。

4 退職手当管理機関は、第1項の規定による処分を行おうとするときは、当該処分を受けるべき者の意見を聴取しなければならない。

5 手続条例第3章第2節の規定は、前項の規定による意見の聴取について準用する。

6 第16条第2項の規定は、第1項の規定による処分について準用する。

(遺族の退職手当の返納)

第20条 死亡による退職をした者の遺族に対し当該一般の退職手当等の額が支払われた後において、前条第1項第3号に該当するときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該遺族に対し、当該退職の日から1年以内に限り、第16条第1項に規定する事情のほか、当該遺族の生計の状況を勘案して、当該一般の退職手当等の額(当該退職をした者が失業手当受給可能者であった場合にあっては、失業者退職手当額を除く。)の全部又は一部の返納を命ずる処分を行うことができる。

2 第16条第2項並びに前条第2項及び第4項の規定は、前項の規定による処分について準用する。

3 手続条例第3章第2節の規定は、前項において準用する前条第4項の規定による意見の聴取について準用する。

(退職手当受給者の相続人からの退職手当相当額の納付)

第21条 退職をした者(死亡による退職の場合には、その遺族)に対し当該退職に係る一般の退職手当等の額が支払われた後において、当該一般の退職手当等の額の支払を受けた者(以下この条において「退職手当の受給者」という。)

が当該退職の日から6月以内に第19条第1項又は前条第1項の規定による処分を受けることなく死亡した場合(次項から第5項までに規定する場合を除く。)において、当該退職に係る退職手当管理機関が、当該退職手当の受給者の相続人(包括受遺者を含む。以下この条において同じ。)に対し、当該退職の日から6月以内に、当該退職をした者が当該一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続いた在職期間中に懲戒免職等処分を受けるべき行為をしたことを疑うに足りる相当な理由がある旨の通知をしたときは、当該退職手当管理機関は、当該通知が当該相続人に到達した日から6月以内に限り、当該相続人に対し、当該退職をした者が当該一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続いた在職期間中に懲戒免職等処分を受けるべき行為をしたと認められることを理由として、当該一般の退職手当等の額(当該退職をした者が失業手当受給可能者であった場合にあっては、失業者退職手当額を除く。)の全部又は一部に相当する額の納付を命ずる処分を行うことができる。

2 退職手当の受給者が、当該退職の日から6月以内に第19条第5項又は前条第3項において準用する手続条例第14条第1項の規定による通知を受けた場合において、第19条第1項又は前条第1項の規定による処分を受けることなく死亡したとき(次項から第5項までに規定する場合を除く。)は、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職手当の受給者の死亡の日から6月以内に限り、当該退職手当の受給者の相続人に対し、当該退職をした者が当該退職に係る一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続いた在職期間中

に懲戒免職等処分を受けるべき行為をしたと認められることを理由として、当該一般の退職手当等の額(当該退職をした者が失業手当受給可能者であった場合にあっては、失業者退職手当額を除く。)の全部又は一部に相当する額の納付を命ずる処分を行うことができる。

3 退職手当の受給者(遺族を除く。以下この項から第5項までにおいて同じ。)が、当該退職の日から6月以内に基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し起訴をされた場合(第17条第1項第1号に該当する場合を含む。次項において同じ。)において、当該刑事事件につき判決が確定することなく、かつ、第19条第1項の規定による処分を受けることなく死亡したときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職手当の受給者の死亡の日から6月以内に限り、当該退職手当の受給者の相続人に対し、当該退職をした者が当該退職に係る一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続いた在職期間中に懲戒免職等処分を受けるべき行為をしたと認められることを理由として、当該一般の退職手当等の額(当該退職をした者が失業手当受給可能者であった場合にあっては、失業者退職手当額を除く。)の全部又は一部に相当する額の納付を命ずる処分を行うことができる。

4 退職手当の受給者が、当該退職の日から6月以内に基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し起訴をされた場合において、当該刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられた後において第19条第1項の規定による処分を受けることなく死亡したときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職手当の受給者の死亡の日から6月以内に限

り、当該退職手当の受給者の相続人に対し、当該退職をした者が当該刑事事件に関し禁錮こ以上の刑に処せられたことを理由として、当該一般の退職手当等の額(当該退職をした者が失業手当受給可能者であった場合にあっては、失業者退職手当額を除く。)の全部又は一部に相当する額の納付を命ずる処分を行うことができる。

5 退職手当の受給者が、当該退職の日から6月以内に当該退職に係る一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続いた在職期間中の行為に関し再任用職員に対する免職処分を受けた場合において、第19条第1項の規定による処分を受けることなく死亡したときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職手当の受給者の死亡の日から6月以内に限り、当該退職手当の受給者の相続人に対し、当該退職をした者が当該行為に関し再任用職員に対する免職処分を受けたことを理由として、当該一般の退職手当等の額(当該退職をした者が失業手当受給可能者であった場合にあっては、失業者退職手当額を除く。)の全部又は一部に相当する額の納付を命ずる処分を行うことができる。

6 前各項の規定による処分にに基づき納付する金額は、第16条第1項に規定する事情のほか、当該退職手当の受給者の相続財産の額、当該退職手当の受給者の相続財産の額のうち第1項から第5項までの規定による処分を受けるべき者が相続又は遺贈により取得をした又は取得をする見込みである財産の額、当該退職手当の受給者の相続人の生計の状況及び当該一般の退職手当等に係る租税の額を勘案して、定めるものとする。この場合において、当該相続人が2人以上あるときは、各相続人が納付す

る金額の合計額は、当該一般の退職手当等の額を超えることとなつてはならない。

7 第16条第2項並びに第19条第2項及び第4項の規定は、第1項から第5項までの規定による処分について準用する。

8 手続条例第3章第2節の規定は、前項において準用する第19条第4項の規定による意見の聴取について準用する。

（退職手当審査会）

第22条 退職手当管理機関の諮問に応じ、次項に規定する退職手当の支給制限等の処分について調査審議するため、市長の附属機関として、退職手当審査会（以下「審査会」という。）を置く。

2 退職手当管理機関は、第18条第1項第3号若しくは第2項、第19条第1項、第20条第1項又は前条第1項から第5項までの規定による処分（以下この条において「退職手当の支給制限等の処分」という。）を行おうとするときは、審査会に諮問しなければならない。

3 審査会は、第18条第2項、第20条第1項又は前条第1項から第5項までの規定による処分を受けるべき者から申立てがあつた場合には、当該処分を受けるべき者に口頭で意見を述べる機会を与えなければならない。

4 審査会は、必要があると認める場合には、退職手当の支給制限等の処分に係る事件に関し、当該処分を受けるべき者又は退職手当管理機関にその主張を記載した書面又は資料の提出を求めること、
適当と認める者にその知っている事実の陳述又は鑑定を求めることその他必要な調査をすることができる。

5 審査会は、必要があると認める場合には、退職手当の支給制限等の処分に係る事件に関し、関係機関に対し、資料の提出、意見の開陳その他必要な協力を求め

付 則

15 第3条中傷病により退職した者に係る退職手当に関する部分、第4条、第5条又は前項に該当する退職をし、かつ、その勤続期間が20年以上35年以下(同項の規定に該当する退職をした者にあつては、25年未満)である者に対する退職手当の基本額は、第3条から第6条まで及び前項の規定にかかわらず、当分の間、第3条から第6条まで及び前項の規定により計算した額にそれぞれ100分の104を乗じて得た額とする。

ることができる。

6 審査会の組織及び委員その他審査会に関し必要な事項については、規則で定める。

第5章 雑則

(職員が退職した後に引き続き職員となった場合等における退職手当の不支給)

第23条 職員が退職した場合(第16条第1項各号のいずれかに該当する場合を除く。)において、その者が退職の日又はその翌日に再び職員となったときは、この条例の規定による退職手当は、支給しない。

2 職員が引き続いて国家公務員等となった場合においては、その者の職員としての勤続期間が、国家公務員等に対する退職手当に関する規定により、国家公務員等としての勤続期間に通算されることに定められているときは、この条例による退職手当は支給しない。

(規則への委任)

第24条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

付 則

15 当分の間、20年以上35年以下の期間勤続して退職した者(傷病又は死亡によらず、その者の都合により退職した者(第16条第1項各号に掲げる者を含む。次項において同じ。))を除く。)に対する退職手当の基本額は、第3条から第6条までの規定にかかわらず、これらの規定により計算した額にそれぞれ100分の104を乗じて得た額とする。

備考

- 1 改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)に対応する改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- 2 改正後部分に対応する改正部分がない場合には、当該改正後部分を加える。
- 3 改正部分に対応する改正後部分がない場合には、当該改正部分を削る。

(那覇市特別職職員退職手当支給条例の一部改正)

第2条 那覇市特別職職員退職手当支給条例(昭和47年那覇市条例第70号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(支給の制限) 第6条 退職手当は、次の各号の一に該当する者には支給しない。 (1) 懲戒又はこれに準ずべき理由により免職されたとき。 (2) 在職中禁錮以上の刑に処せられたとき。 (遺族の範囲及び順位) 第7条 遺族の範囲及び順位については那覇市職員退職手当支給条例(昭和47年那覇市条例第69号。以下「退職条例」という。)第15条の規定を準用する。 (その他) 第8条 市長等の、起訴中に退職した場合等の退職手当の取扱い、退職手当の支給の一時差止め及び退職手当の返納については、退職条例の適用を受ける職員の例による。	(退職手当の支給制限等) 第6条 那覇市職員退職手当支給条例(昭和47年那覇市条例第69号。以下「退職条例」という。)第16条から第22条までの規定は、市長等の退職手当の支給について準用する。この場合において、これらの規定中「退職手当管理機関」とあるのは「市長」と、第17条から第19条まで及び第21条中「基礎在職期間」及び「一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続いた在職期間」とあるのは「在職期間」と読み替えるものとする。 (その他) 第7条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、退職条例の適用を受ける職員の例による。

備考 前条の表備考1及び3の規定は、この表による改正について準用する。

(那覇市教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部改正)

第3条 那覇市教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例(昭和47年那覇市条例第77号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(退職手当)	(退職手当)

第6条 [略] 2 前項に定めるもののほか、教育長の退職手当については那覇市特別職職員退職手当支給条例(昭和47年那覇市条例第70号)の例による。	第6条 [略] 2 前項に定めるもののほか、教育長の退職手当については那覇市特別職職員退職手当支給条例(昭和47年那覇市条例第70号)の例による。 <u>この場合において、同条例第6条中「市長」とあるのは「教育委員会」と読み替えるものとする。</u>
備考 第1条の表備考2の規定は、この表による改正について準用する。	

付 則

- この条例は、公布の日から施行する。
- 第1条の規定による改正後の那覇市職員退職手当支給条例の規定、第2条の規定による改正後の那覇市特別職職員退職手当支給条例の規定及び第3条の規定による改正後の那覇市教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後の退職に係る退職手当について適用し、同日前の退職に係る退職手当については、なお従前の例による。
- 那覇市職員退職手当支給条例の一部を改正する条例(平成18年那覇市条例第12号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
付 則 2 職員が新制度適用職員(職員であつて、その者がこの条例の施行の日(以下「施行日」という。)以後に退職することによりこの条例による改正後の那覇市職員退職手当支給条例(以下「新条例」という。)の規定による退職手当の支給を受けることとなる者をいう。以下同じ。)として退職した場合において、その者が施行日の前日に現に退職した理由と同一の理由により退職したものとし、かつ、その者の同日までの勤続期間及び同日における給料月額(那覇市職員退職手当支給条例第3条第1項の給料月額をいう。以下同じ。)を基礎として、この条例による改正前の那覇市職員退職手当支給条例(以下「旧条例」という。)第3条から第6条まで、第9条及び付則第15項から第18項まで並びに付則第7項の規定による改正前の那覇市職員退職手当支給条例の一部を改正する条例(平成15年那覇市条例第40号。以下この項にお	付 則 2 職員が新制度適用職員(職員であつて、その者がこの条例の施行の日(以下「施行日」という。)以後に退職することによりこの条例による改正後の那覇市職員退職手当支給条例(以下「新条例」という。)の規定による退職手当の支給を受けることとなる者をいう。以下同じ。)として退職した場合において、その者が施行日の前日に現に退職した理由と同一の理由により退職したものとし、かつ、その者の同日までの勤続期間及び同日における給料月額(那覇市職員退職手当支給条例第3条第1項の給料月額をいう。以下同じ。)を基礎として、この条例による改正前の那覇市職員退職手当支給条例(以下「旧条例」という。)第3条から第6条まで、第9条及び付則第15項から第18項まで並びに付則第7項の規定による改正前の那覇市職員退職手当支給条例の一部を改正する条例(平成15年那覇市条例第40号。以下この項にお

いて「条例第40号」という。)付則第12項の規定により計算した退職手当の額が、新条例第2条の3から第6条まで及び第9条から第9条の5まで並びに付則第15項から第18項まで、付則第4項及び第5項並びに付則第7項の規定による改正後の条例第40号付則第12項の規定により計算した退職手当の額(以下「新条例等退職手当額」という。)よりも多いときは、これらの規定にかかわらず、その多い額をもってその者に支給すべきこれらの規定による退職手当の額とする。	いて「条例第40号」という。)付則第12項の規定により計算した退職手当の額が、新条例第2条の4から第6条まで及び第9条から第9条の5まで並びに付則第15項から第18項まで、付則第4項及び第5項並びに付則第7項の規定による改正後の条例第40号付則第12項の規定により計算した退職手当の額(以下「新条例等退職手当額」という。)よりも多いときは、これらの規定にかかわらず、その多い額をもってその者に支給すべきこれらの規定による退職手当の額とする。
備考 第1条の表備考1の規定は、この表による改正について準用する。	

那覇市条例第33号

平成22年12月24日

公 布 済

那覇市保育所設置及び管理条例の一部を改正する条例をここに公布する。

那覇市長 翁 長 雄 志

那覇市保育所設置及び管理条例の一部を改正する条例

那覇市保育所設置及び管理条例(1964年那覇市条例第8号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
[別表 別記]	[別表 別記]
備考 表又は様式の改正規定において、改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)及び改正部分に係る罫線に対応する改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)及び改正後部分に係る罫線がない場合には、当該改正部分及び当該改正部分に係る罫線を削る。	

付 則

この条例は、平成23年4月1日から施行する。

[改正前 別記]

別表(第2条関係)

名称	位置
[略]	
那覇市大道保育所	[略]
那覇市鏡原保育所	那覇市鏡原町10番38号
那覇市若狭浦保育所	[略]

[改正後 別記]

別表(第2条関係)

名称	位置
[略]	
那覇市大道保育所	[略]
那覇市若狭浦保育所	[略]

那覇市条例第34号

平成22年12月24日

公 布 済

那覇市税条例の一部を改正する条例をここに公布する。

那覇市長 翁 長 雄 志

那覇市税条例の一部を改正する条例

那覇市税条例(昭和47年那覇市条例第80号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(督促手数料) 第21条 徴税吏員は、督促状を発した場合においては、督促状1通について100円の督促手数料を徴収しなければならない。ただし、やむを得ない理由があると認める場合においては、これを徴収しない。	(督促及び督促手数料) <u>第21条 納税者又は特別徴収義務者が納期限までに徴収金を完納しない場合においては、徴税吏員は、納期限後30日以内に、督促状を発しなければならない。ただし、繰上徴収をする場合においては、この限りでない。</u> 2 前項の規定によって督促状を発した場合においては、督促状1通について100円の督促手数料を徴収しなければならない。ただし、やむを得ない理由があると認める場合においては、これを徴収しない。
備考 1 改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)に対応する改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)がない場合には、当該改正後部分を加える。 2 改正部分に対応する改正後部分がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。	

付 則

この条例は、平成23年4月1日から施行する。

那覇市条例第35号

平成22年12月24日

公 布 済

那覇市立図書館条例の一部を改正する条例をここに公布する。

那覇市長 翁 長 雄 志

那覇市立図書館条例の一部を改正する条例

那覇市立図書館条例(昭和50年那覇市条例第35号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後																														
(名称及び位置) 第2条 図書館は、本館及び分館で構成し、その名称及び位置は、次のとおりとする。 <table border="1"> <tr> <th>区分</th><th>名称</th><th>位置</th></tr> <tr> <td>本館</td><td colspan="2">[略]</td></tr> <tr> <td rowspan="4">分館</td><td>那覇市立久茂地図書館</td><td>那覇市久茂地3丁目24番1号</td></tr> <tr> <td>那覇市立小禄南図書館</td><td>[略]</td></tr> <tr> <td>[略]</td><td></td></tr> <tr> <td>那覇市立繁多川図書館</td><td>[略]</td></tr> </table>	区分	名称	位置	本館	[略]		分館	那覇市立久茂地図書館	那覇市久茂地3丁目24番1号	那覇市立小禄南図書館	[略]	[略]		那覇市立繁多川図書館	[略]	(名称及び位置) 第2条 [略] <table border="1"> <tr> <th>区分</th><th>名称</th><th>位置</th></tr> <tr> <td>本館</td><td colspan="2">[略]</td></tr> <tr> <td rowspan="4">分館</td><td>那覇市立小禄南図書館</td><td>[略]</td></tr> <tr> <td colspan="2">[略]</td></tr> <tr> <td>那覇市立繁多川図書館</td><td>[略]</td></tr> <tr> <td>那覇市立牧志駅前ほしぞら図書館</td><td>那覇市安里2丁目1番1号</td></tr> </table>	区分	名称	位置	本館	[略]		分館	那覇市立小禄南図書館	[略]	[略]		那覇市立繁多川図書館	[略]	那覇市立牧志駅前ほしぞら図書館	那覇市安里2丁目1番1号
区分	名称	位置																													
本館	[略]																														
分館	那覇市立久茂地図書館	那覇市久茂地3丁目24番1号																													
	那覇市立小禄南図書館	[略]																													
	[略]																														
	那覇市立繁多川図書館	[略]																													
区分	名称	位置																													
本館	[略]																														
分館	那覇市立小禄南図書館	[略]																													
	[略]																														
	那覇市立繁多川図書館	[略]																													
	那覇市立牧志駅前ほしぞら図書館	那覇市安里2丁目1番1号																													
備考 1 表又は様式の改正規定において、改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)及び改正部分に係る罫線に対応する改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)及び改正後部分に係る罫線がない場合には、当該改正部分及び当該改正部分に係る罫線を削る。 2 表又は様式の改正規定において、改正後部分及び改正後部分に係る罫線に対応する改正部分及び改正部分に係る罫線がない場合には、当該改正後部分及び当該改正後部分に係る罫線を加える。																															

付 則

この条例は、公布の日から起算して9月を超えない範囲内において教育委員会規則で定める日から施行する。

那覇市条例第36号

平成22年12月24日

公 布 済

外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

那覇市長 翁 長 雄 志

外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例の一部を改正する条例

外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例(平成3年那覇市条例第8号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(一般の派遣職員の給与) 第4条 派遣職員のうち、企業職員(地方公営企業等の労働関係に関する法律(昭和27年法律第289号)第3条第4号の職員のうち地方公営企業に勤務するものをいう。以下同じ。)である派遣職員及び単純労務職員(地方公務員法第57条に規定する単純な労務に雇用される職員であって、企業職員以外のものをいう。以下同じ。)である派遣職員以外のもの(以下「一般の派遣職員」という。)には、その派遣の期間中、給料、扶養手当、地域手当、住居手当及び期末手当のそれぞれの100分の70を支給する。<u>ただし、一般の派遣職員の派遣先の勤務に対して支給される報酬の額が低いと認められるときは、規則で定めるところにより、給料、扶養手当、地域手当、住居手当及び期末手当のそれぞれ100分の70を超え100分の100以内を支給することができる。</u> 2 <u>一般の派遣職員の派遣先の機関の特殊事情により、給与を支給することが著しく不適当であると市長が認めるときは、前項の規定にかかわらず、当該一般の派遣職員には給与を支給しない。</u> 3 [略] (企業職員又は単純労務職員である派遣職員の<u>給与の種類</u>) 第8条 企業職員又は単純労務職員である派遣職員には、その派遣の期間中、給料、扶養手当、地域手当、住居手当及び期末手当を支給する。ただし、<u>当該派遣</u>	(一般の派遣職員の給与) 第4条 派遣職員のうち、企業職員(地方公営企業等の労働関係に関する法律(昭和27年法律第289号)第3条第4号の職員のうち地方公営企業に勤務するものをいう。以下同じ。)である派遣職員及び単純労務職員(地方公務員法第57条に規定する単純な労務に雇用される職員であって、企業職員以外のものをいう。以下同じ。)である派遣職員以外のもの(以下「一般の派遣職員」という。)には、<u>規則の定めるところにより、その派遣先の勤務に対して報酬が支給されないとき、又は当該勤務に対して支給される報酬の額が低いと認められるときは、その派遣の期間中、給料、扶養手当、地域手当、住居手当及び期末手当のそれぞれ100分の100以内を支給する。</u> 2 派遣先の機関の特殊事情により、給与を支給することが著しく不適当であると市長が認めるときは、前項の規定にかかわらず、一般の派遣職員には給与を支給しない。 3 [略] (企業職員又は単純労務職員である派遣職員の<u>給与</u>) 第8条 企業職員又は単純労務職員である派遣職員には、<u>その派遣先の勤務に対して報酬が支給されないとき、又は当該勤務に対して支給される報酬の額が低</u>

職員の派遣先の機関の特殊事情により、給与を支給することが著しく不適當であると認められるときは、当該派遣職員には給与を支給しない。	いと認められるときは、その派遣の期間中、給料、扶養手当、地域手当、住居手当及び期末手当を支給する。ただし、派遣先の機関の特殊事情により、給与を支給することが著しく不適當であると認められるときは、当該派遣職員には給与を支給しない。
備考 1 改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)に対応する改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)がない場合には、当該改正後部分を加える。 2 改正部分に対応する改正後部分がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。 3 改正部分に対応する改正後部分がない場合には、当該改正部分を削る。	

付 則

この条例は、平成23年4月1日から施行する。

那覇市条例第37号

平成22年12月24日

公 布 済

那覇市営住宅条例の一部を改正する条例をここに公布する。

那覇市長 翁 長 雄 志

那覇市営住宅条例の一部を改正する条例

那覇市営住宅条例(平成9年那覇市条例第35号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後																
目次 第1章～第2章 〔略〕 第3章 〔略〕(第43条～<u>第56条の3</u>) 第4章～第6章 〔略〕 付則 別表第3(第3条関係) 第3種住宅 <table> <tr> <th>名称</th><th>位置</th></tr> <tr> <td><u>那覇市東市営住宅</u></td><td><u>那覇市東町21番1号</u></td></tr> <tr> <td>那覇市田原市営住宅</td><td>〔略〕</td></tr> <tr> <td><u>那覇市樋川市営住宅</u></td><td><u>那覇市樋川1丁目8番8号</u></td></tr> <tr> <td>那覇市若松市営住宅</td><td>〔略〕</td></tr> </table>	名称	位置	<u>那覇市東市営住宅</u>	<u>那覇市東町21番1号</u>	那覇市田原市営住宅	〔略〕	<u>那覇市樋川市営住宅</u>	<u>那覇市樋川1丁目8番8号</u>	那覇市若松市営住宅	〔略〕	目次 第1章～第2章 〔略〕 第3章 〔略〕(第43条～<u>第56条の4</u>) 第4章～第6章 〔略〕 付則 別表第3(第3条関係) 第3種住宅 <table> <tr> <th>名称</th><th>位置</th></tr> <tr> <td>那覇市田原市営住宅</td><td>〔略〕</td></tr> <tr> <td>那覇市若松市営住宅</td><td>〔略〕</td></tr> </table>	名称	位置	那覇市田原市営住宅	〔略〕	那覇市若松市営住宅	〔略〕
名称	位置																
<u>那覇市東市営住宅</u>	<u>那覇市東町21番1号</u>																
那覇市田原市営住宅	〔略〕																
<u>那覇市樋川市営住宅</u>	<u>那覇市樋川1丁目8番8号</u>																
那覇市若松市営住宅	〔略〕																
名称	位置																
那覇市田原市営住宅	〔略〕																
那覇市若松市営住宅	〔略〕																
備考 1 改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)に対応する改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。 2 表又は様式の改正規定において、改正部分及び改正部分に係る罫線に対応する改正後部分及び改正後部分に係る罫線がない場合には、当該改正部分及び当該改正部分に係る罫線を削る。																	

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

那覇市条例第38号

平成22年12月24日

公 布 済

那覇市公民館条例の一部を改正する条例をここに公布する。

那覇市長 翁 長 雄 志

那覇市公民館条例の一部を改正する条例

那覇市公民館条例(平成21年那覇市条例第26号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後																								
(設置) 第2条 [略] 2 公民館の名称及び位置は、次のとおりとする。 <table border="1"> <tr> <th>名称</th><th>位置</th></tr> <tr> <td>那覇市中央公民館</td><td>[略]</td></tr> <tr> <td>那覇市久茂地公民館</td><td>那覇市久茂地3丁目24番1号</td></tr> <tr> <td>那覇市小禄南公民館</td><td>[略]</td></tr> <tr> <td>[略]</td><td></td></tr> <tr> <td>那覇市繁多川公民館</td><td>[略]</td></tr> </table>	名称	位置	那覇市中央公民館	[略]	那覇市久茂地公民館	那覇市久茂地3丁目24番1号	那覇市小禄南公民館	[略]	[略]		那覇市繁多川公民館	[略]	(設置) 第2条 [略] 2 [略] <table border="1"> <tr> <th>名称</th><th>位置</th></tr> <tr> <td>那覇市中央公民館</td><td>[略]</td></tr> <tr> <td>那覇市小禄南公民館</td><td>[略]</td></tr> <tr> <td>[略]</td><td></td></tr> <tr> <td>那覇市繁多川公民館</td><td>[略]</td></tr> <tr> <td>那覇市牧志駅前ほしぞら公民館</td><td>那覇市安里2丁目1番1号</td></tr> </table>	名称	位置	那覇市中央公民館	[略]	那覇市小禄南公民館	[略]	[略]		那覇市繁多川公民館	[略]	那覇市牧志駅前ほしぞら公民館	那覇市安里2丁目1番1号
名称	位置																								
那覇市中央公民館	[略]																								
那覇市久茂地公民館	那覇市久茂地3丁目24番1号																								
那覇市小禄南公民館	[略]																								
[略]																									
那覇市繁多川公民館	[略]																								
名称	位置																								
那覇市中央公民館	[略]																								
那覇市小禄南公民館	[略]																								
[略]																									
那覇市繁多川公民館	[略]																								
那覇市牧志駅前ほしぞら公民館	那覇市安里2丁目1番1号																								
(使用料) 第7条 利用許可を受けた者(以下「利用者」という。)は、<u>別表</u>に定める使用料を納付しなければならない。 2 [略]	(使用料) 第7条 利用許可を受けた者(以下「利用者」という。)は、<u>別表第1</u>に定める使用料を納付しなければならない。 2 [略] (観覧料) 第9条 <u>那覇市牧志駅前ほしぞら公民館のプラネタリウムを観覧しようとする者は、別表第2に定める額の観覧料を納付しなければならない。</u> 2 <u>既に納付した観覧料は、還付しないものとする。ただし、市長が特に認めるときは、その全部又は一部を還付することができる。</u> (観覧料の減免) 第10条 <u>市長は、特別の理由があると認めるときは、観覧料の全部又は一部を免除することができる。</u>																								

第9条～第15条　〔略〕 〔別表　別記〕	第11条～第17条　〔略〕 〔別表第1　別記〕 〔別表第2　別記〕
備考 1　表又は様式の改正規定において、改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)及び改正部分に係る罫線に対応する改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)及び改正後部分に係る罫線がない場合には、当該改正部分及び当該改正部分に係る罫線を削る。 2　表又は様式の改正規定において、改正後部分及び改正後部分に係る罫線に対応する改正部分及び改正部分に係る罫線がない場合には、当該改正後部分及び当該改正後部分に係る罫線を加える。 3　改正部分に対応する改正後部分がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。 4　改正後部分に対応する改正部分がない場合には、当該改正後部分を加える。 5　条名等を「～」で結んでいる場合には、これらの条名等又はこれらの条名等及びこれらの条名等の間にあるすべての条名等を順次示したものとする。 6　改正後の欄中の表(以下「改正後表」という。)の表示に対応する改正前の欄中に当該表の表示がない場合は、当該改正後表を加える。	

付　則

- 1　この条例は、公布の日から起算して9月を超えない範囲内において教育委員会規則で定める日から施行する。
- 2　この条例による改正後の第6条の規定による利用許可その他この条例の施行に必要な準備行為は、この条例の施行前においても行うことができる。

[改正前 別記]

別表(第7条関係)

館名	区分	使用料(円)	
		室料	冷房料
那覇市中央公民館	[略]		
那覇市久茂地公民館	ホール	930	300
	ばら	320	100
	きく	160	100
	ゆり	160	100
	すみれ(和室)	160	100
	つばき(和室)	160	100
	陶芸室	160	100
那覇市小緑南公民館	[略]		
[略]			
那覇市繁多川公民館	[略]		

備考 [略]

[改正後 別記]

別表第1(第7条関係)

館名	区分	使用料(円)	
		室料	冷房料
那覇市中央公民館	[略]		
那覇市小禄南公民館	[略]		
[略]			
那覇市繁多川公民館	[略]		
<u>那覇市牧志駅前ほしぞら公民館</u>	<u>ホール</u>	<u>930</u>	<u>300</u>
	<u>第1学習室</u>	<u>400</u>	<u>100</u>
	<u>第2学習室</u>	<u>160</u>	<u>100</u>
	<u>第3学習室</u>	<u>160</u>	<u>100</u>
	<u>第4学習室</u>	<u>320</u>	<u>100</u>
	<u>実習室</u>	<u>240</u>	<u>100</u>
	<u>パソコン室</u>	<u>400</u>	<u>100</u>
	<u>工作室</u>	<u>320</u>	<u>100</u>
	<u>和室</u>	<u>240</u>	<u>100</u>

備考 [略]

[改正後 別記]

別表第2(第9条関係)

施設名	区分	観覧料(円/1人1回につき)	
		個人	団体(10人以上)
那覇市牧志駅前ほしぞら公民館プラネタリウム	大人	200	160
	高校生	150	120
	小中学生	100	80

備考 特別投影の場合は、2,000円の範囲内で市長が定める額とする。

那覇市条例第39号

平成22年12月24日

公 布 済

那覇市土地開発公社経営健全化基金条例を廃止する条例をここに公布する。

那覇市長 翁 長 雄 志

那覇市土地開発公社経営健全化基金条例を廃止する条例

那覇市土地開発公社経営健全化基金条例(平成19年那覇市条例第40号)は、廃止する。

付 則

この条例は、平成22年12月28日から施行する。

規 則

那覇市規則第32号

平成22年12月24日

公 布 済

那覇市職員退職手当支給条例第22条第3項の規定による意見陳述の機会の付与に関する規則をここに公布する。

那覇市長 翁 長 雄 志

那覇市職員退職手当支給条例第22条第3項の規定による意見陳述の機会の付与に関する規則

（趣旨）

第1条 この規則は、那覇市職員退職手当支給条例（昭和47年那覇市条例第69号。以下「条例」という。）第22条第3項に規定する口頭で意見を述べる機会（以下「意見陳述の機会」という。）の付与に関し必要な事項を定めるものとする。

（申立てに関する通知等）

第2条 条例第22条第1項に規定する退職手当審査会（以下「審査会」という。）は、条例第22条第3項に規定する処分（以下「処分」という。）について諮問を受けたときは、当該処分を受けるべき者（以下「当事者」という。）に対し、次に掲げる事項を記載した書面により、条例第22条第3項に規定する申立て（以下「申立て」という。）を行うことができる旨を通知するものとする。

（1） 予定される処分内容及び根拠となる条例の条項

（2） 処分の原因となる事実

2 前項の規定による通知においては、意見陳述にあわせて又は意見陳述の機会の期日への出頭に代えて、証拠書類又は証拠物（以下「証拠書類等」という。）を提出することができる旨を教示するものとする。

（申立書及び通知書）

第3条 申立ては、口頭意見陳述申立書（第1号様式）により行うものとする。

2 審査会は、前項の申立てがあった場合には、口頭意見陳述機会付与通知書（第2号様式）により、意見陳述の機会の期日の1週間前までに当事者に到達するよう通知するものとする。

（期日等の変更）

第4条 前条第2項の通知を受けた当事者は、病気その他やむを得ない理由があるときは、審査会に対し、意見陳述の機会の期日又は場所の変更を申し出ることができる。

2 審査会は、前項の規定による申出があった場合、又は職権により、意見陳述の機会の期日又は場所を変更することができる。

3 審査会は、前項の規定により意見陳述の機会の期日又は場所を変更した場合には、

速やかに、その内容を当事者、参加人（当事者以外の者であって、処分について利害関係を有すると認められる者（以下「関係人」という。）のうち、第7条第1項から第3項までの規定により意見陳述の機会に関する手続に参加するものをいう。以下同じ。）及び第10条に規定する参考人に通知するものとする。

（申立ての撤回）

第5条 当事者は、いつでも第3条第1項の規定による申立てを撤回することができる。

2 前項の規定による撤回は、意見陳述の機会の期日に出頭している当事者が口頭で告知する場合を除き、口頭意見陳述申立撤回届（第3号様式）により行うものとする。

（代理人）

第6条 当事者は、代理人を選任することができる。

2 代理人は、各自、当事者のために、意見陳述の機会に関する一切の行為をすることができる。

3 当事者は、代理人を選任又は解任したときは、代理人選任・解任届（第4号様式）を審査会に提出しなければならない。

（参加人）

第7条 次条の規定により意見陳述の機会を主宰する者（以下「主宰者」という。）は、必要があると認めるときは、関係人に対し、意見陳述の機会に参加することを求め、又は意見陳述の機会に関する手続に参加することを許可することができる。

2 主宰者は、前項の規定により関係人に対して意見陳述の機会への参加を求めるときは、意見陳述の機会の期日の4日前までに、関係人に対し、書面により依頼するものとする。

3 第1項の規定により意見陳述の機会に関する手続に参加することについて許可を得ようとする関係人は、意見陳述の機会の期日の4日前までに、参加許可申請書（第5号様式）により主宰者に申請しなければならない。

4 主宰者は、第1項の規定による許可をしたときは、速やかに、その旨を当該関係人に対し書面により通知するものとする。

5 参加人は、代理人を選任することができる。

6 代理人は、各自、参加人のために、意見陳述の機会に関する一切の行為をすること

ができる。

- 7 参加人は、代理人を選任又は解任したときは、代理人選任・解任届を審査会に提出しなければならない。

（主宰）

第8条 意見陳述の機会は、審査会が指名する審査会の委員が主宰する。

（主宰者の指名）

第9条 前条の規定による主宰者の指名は、第3条第2項の規定による通知の時までに行うものとする。

- 2 主宰者に事故があるとき又は主宰者が欠けたときは、審査会は、速やかに、新たな主宰者を指名するものとする。

（参考人）

第10条 主宰者は、必要があると認めるときは、学識経験のある者その他の参考人に対し、意見陳述の機会に参加することを求めることができる。

（審理の方式）

第11条 主宰者は、最初の意見陳述の機会の期日の冒頭において、条例第15条第2号に規定する退職手当管理機関（以下「退職手当管理機関」という。）の職員に、第2条第1項各号に定める事項について当該意見陳述の機会の期日に出頭した者に対し説明させなければならない。

- 2 当事者又は参加人は、意見陳述の機会の期日に出頭して、意見を述べ、及び証拠書類等を提出し、並びに主宰者の許可を得て退職手当管理機関その他の関係機関の職員に対し質問を発することができる。
- 3 前項の場合において、当事者又は参加人は、主宰者の許可を得て補佐人とともに出頭することができる。
- 4 主宰者は、意見陳述の機会の期日において必要があると認めるときは、当事者若しくは参加人に対し質問を発し、意見の陳述若しくは証拠書類等の提出を促し、又は退職手当管理機関その他の関係機関の職員に対し説明を求めることができる。
- 5 主宰者は、当事者又は参加人の一部が出頭しないときであっても、意見陳述の機会の期日における審理を行うことができる。
- 6 意見陳述の機会の期日における審理は、審査会が公開することを相当と認めると

きを除き、公開しない。

（陳述の制限等）

第12条 意見陳述の機会の期日における発言は、すべて主宰者の許可を得てしなければならない。

2 主宰者は、意見陳述の機会の期日に出頭した者が、当該意見陳述の機会に係る事案の範囲を超えて陳述するときその他審理の適正な進行を図るために必要があると認めるときは、発言を制限することができる。

3 主宰者は、審理の秩序を乱す者に対し、退場を命ずることができる。

（証拠書類等の提出方法）

第13条 当事者又は参加人は、証拠書類等を提出するときは、次に掲げる事項を記載した提出物目録を作成し、主宰者に提出しなければならない。

（1）意見陳述の機会の件名

（2）提出した年月日

（3）提出した者の氏名及び住所

（4）提出した証拠書類等の題名

（続行期日の指定）

第14条 主宰者は、意見陳述の機会の期日における審理の結果、なお意見陳述の機会を続行する必要があると認めるときは、さらに新たな期日を定めることができる。

2 前項の場合においては、当事者及び参加人に対し、次回の意見陳述の機会の期日及び場所を口頭意見陳述機会付与通知書により当該期日の1週間前までに通知しなければならない。ただし、意見陳述の機会の期日に出頭した当事者及び参加人に対しては、当該意見陳述の機会の期日においてこれを告知すれば足りる。

（当事者の不出頭等の場合における意見陳述の機会の終結）

第15条 主宰者は、当事者又は参加人の全部又は一部が正当な理由なく意見陳述の機会の期日に出頭しない場合には、これらの者に対して改めて意見を述べ、又は証拠書類等を提出する機会を与えることなく、意見陳述の機会を終結することができる。

付 則

この規則は、公布の日から施行する。

第1号様式(第3条関係)

口 頭 意 見 陳 述 申 立 書

年 月 日

退職手当審査会 様

申立人 住 所

氏 名 印

那覇市職員退職手当支給条例第22条第3項の規定により、口頭で意見を述べたいので、申し立てます。

記

1 職員であった者

氏 名	
生 年 月 日	
退 職 年 月 日	
申立人との関係	

2 受けることとなる処分の概要

処 分 の 種 類	(支給制限・返納(納付)命令)
処 分 の 内 容	

第2号様式(第3条関係)

口 頭 意 見 陳 述 機 会 付 与 通 知 書

年 月 日

様

退職手当審査会会長

印

那覇市職員退職手当支給条例第22条第3項の規定により、意見陳述の機会を下記のとおり付与します。

記

意見陳述の機会の件名		
予定される処分の内容		
根拠となる条例の条項		
処分の原因となる事実		
意見陳述の機会の期日		年 月 日 時 分から
意見陳述の機会の場所		
意見陳述の機会 に関する事務の 担当部署	名 称	(電話)
	所在地	
意見陳述の機会の主宰者		
意見陳述の機会の公開の有無		

注意事項

あなた又はあなたの代理人が正当な理由なく意見陳述の機会の期日に出頭しない場合には、改めて意見を述べ、又は証拠書類等を提出する機会を与えることなく、意見陳述の機会を終結することがあります。

なお、意見陳述の機会についての留意事項は裏面のとおりです。

（裏）

意見陳述の機会に関する留意事項

- 1 あなたは、意見陳述の機会の期日に出頭して意見を述べ、若しくは証拠書類若しくは証拠物（以下「証拠書類等」という。）を提出し、又は意見陳述の機会の期日への出頭に代えて証拠書類等を提出することができます。
- 2 あなたが意見陳述の機会の期日に出頭しない場合には、あなたに代わって代理人を意見陳述の機会の期日に出頭させて、意見を述べさせ、及び証拠書類等を提出させることができます。その際には、第4号様式の代理人選任届を提出してください。
- 3 意見陳述の機会の期日には、主宰者の許可を得て補佐人とともに出頭することができます。
- 4 あなたは、病気その他のやむを得ない理由がある場合には、意見陳述の機会の期日又は場所の変更を申し出ることができます。
- 5 あなた又はあなたの代理人が意見陳述の機会の期日に出頭する場合には、この通知書を持参してください。

第3号様式(第5条関係)

口 頭 意 見 陳 述 申 立 撤 回 届

年 月 日

退職手当審査会 様

申立人 住 所

氏 名

印

那覇市職員退職手当支給条例第22条第3項の規定による意見陳述の機会の付与に関する規則第5条第1項の規定により、 年 月 日付けの申立てを撤回します。

第4号様式(第6条、第7条関係)

代 理 人 選 任 ・ 解 任 届

年 月 日

退職手当審査会 様

申立人又は参加人 住 所

氏 名

印

那覇市職員退職手当支給条例第22条第3項の規定による意見陳述の機会の付与
に関する規則(第6条第3項・第7条第7項)の規定により、下記のとおり

- ☐ 代理人を選任し、意見陳述の機会に関する一切の権限を委任したので、
届け出ます。
- ☐ 代理人を解任したので、届け出ます。

記

意見陳述の機会の件名	
代 理 人 の 氏 名	
代 理 人 の 住 所	(電話)
代理人の職業又は 会社名(所属部署)	(職場電話)

第5号様式(第7条関係)

参 加 許 可 申 請 書

年 月 日

主 宰 者 様

申請者 住 所
氏 名

印

那覇市職員退職手当支給条例第22条第3項の規定による意見陳述の機会の付与に関する規則第7条第3項の規定により、下記事案の意見陳述の機会に参加したいので申請します。

記

意見陳述の機会の件名	
意見陳述の機会に係る 処分につき利害関係を 有することの説明	
連 絡 先	(電話)

那覇市規則第33号

平成22年12月24日

公 布 済

那覇市保育所設置及び管理条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

那覇市長 翁 長 雄 志

那覇市保育所設置及び管理条例施行規則の一部を改正する規則（こども政策課）

那覇市保育所設置及び管理条例施行規則の一部を改正する規則

那覇市保育所設置及び管理条例施行規則(1964年那覇市規則第13号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後																		
(保育時間及び休所日) 第4条 保育所の保育時間は、次のとおりとする。 (1) [略] (2) 土曜日 午前7時30分から午後1時まで。ただし、那覇市宇栄原保育所、那覇市与儀保育所、<u>那覇市鏡原保育所</u>及び那覇市若狭浦保育所については、午前7時30分から午後6時30分までとする。 2 [略] 別表(第2条関係) <table border="1"> <thead> <tr> <th>名称</th><th>定員</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>[略]</td><td></td></tr> <tr> <td>那覇市大道保育所</td><td>[略]</td></tr> <tr> <td><u>那覇市鏡原保育所</u></td><td><u>124人</u></td></tr> <tr> <td>那覇市若狭浦保育所</td><td>[略]</td></tr> </tbody> </table>	名称	定員	[略]		那覇市大道保育所	[略]	<u>那覇市鏡原保育所</u>	<u>124人</u>	那覇市若狭浦保育所	[略]	(保育時間及び休所日) 第4条 [略] (1) [略] (2) 土曜日 午前7時30分から午後1時まで。ただし、那覇市宇栄原保育所、那覇市与儀保育所及び那覇市若狭浦保育所については、午前7時30分から午後6時30分までとする。 2 [略] 別表(第2条関係) <table border="1"> <thead> <tr> <th>名称</th><th>定員</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>[略]</td><td></td></tr> <tr> <td>那覇市大道保育所</td><td>[略]</td></tr> <tr> <td>那覇市若狭浦保育所</td><td>[略]</td></tr> </tbody> </table>	名称	定員	[略]		那覇市大道保育所	[略]	那覇市若狭浦保育所	[略]
名称	定員																		
[略]																			
那覇市大道保育所	[略]																		
<u>那覇市鏡原保育所</u>	<u>124人</u>																		
那覇市若狭浦保育所	[略]																		
名称	定員																		
[略]																			
那覇市大道保育所	[略]																		
那覇市若狭浦保育所	[略]																		
備考 1 改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)に対応する改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)がない場合には、当該改正部分を削る。 2 表又は様式の改正規定において、改正前の欄中の罫線に対応する改正後の欄中の罫線がない場合には、当該罫線を削る。																			

付 則

この規則は、平成23年4月1日から施行する。

那覇市規則第34号

平成22年12月24日

公 布 済

那覇市職員退職手当支給条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する

那覇市長 翁 長 雄 志

那覇市職員退職手当支給条例施行規則の一部を改正する規則

那覇市職員退職手当支給条例施行規則(昭和47年那覇市規則第43号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
	<u>目次</u> <u>第1章 総則(第1条)</u> <u>第2章 一般の退職手当(第2条―第6条)</u> <u>第3章 特別の退職手当(第7条―第22条)</u> <u>第4章 退職手当の支給制限等(第23条―第34条)</u> <u>付則</u> <u>第1章 総則</u> <u>第2章 一般の退職手当</u>
(退職手当の請求手続) 第3条 職員が退職したときは、その者（死亡による退職の場合にあってはその遺族）は、那覇市会計規則(1971年那覇市規則第11号)に定める請求書に<u>印鑑証明書及び</u>次の各号に掲げる場合には当該各号に掲げる書類を添付して任命権者に提出しなければならない。 (1)～(3) [略]	(退職手当の請求手続) 第3条 職員が退職したときは、その者（死亡による退職の場合にあってはその遺族）は、那覇市会計規則(1971年那覇市規則第11号)に定める請求書に次の各号に掲げる場合には当該各号に掲げる書類を添付して任命権者に提出しなければならない。 (1)～(3) [略] <u>(4) その他任命権者が必要と認める書類</u>
2 遺族が退職手当を請求する場合は、次の書類を添付しなければならない。 (1) [略] (2) 請求者が<u>条例第15条第1項第2号又は第3号</u>の規定に該当する者であるときは、その者が職員の死亡当時主としてその収入によって生計を維持していたことを明らかにすることができる証明書又は申立書 (3) <u>条例第15条第1項第1号</u>の括弧内に規定する者が請求するときは、任命権者が必要と認める証明書	2 [略] (1) [略] (2) 請求者が<u>条例第2条の2第1項第2号又は第3号</u>の規定に該当する者であるときは、その者が職員の死亡当時主としてその収入によって生計を維持していたことを明らかにすることができる証明書又は申立書 (3) <u>条例第2条の2第1項第1号</u>の括弧内に規定する者が請求するときは、任命権者が必要と認める証明書

(退職の勧奨)

第4条 条例第4条第1項、第5条第1項及び付則第14項の規定による退職の勧奨は、年度ごとに予算の範囲内において任命権者が年齢50年から59年に達した職員に対し行うものとする。

2 前項の規定による勧奨退職の退職日は、当該年度の末日とする。ただし、やむを得ない事由があると任命権者が認める者については、当該年度の末日以外の日で任命権者が定める日を退職日とすることができる。

(その者の非違により退職した者)

第6条の2 条例第12条第2項第2号に規定する規則で定める者は、退職の日から起算して3月前までに当該非違を原因として地方公務員法第29条の規定による懲戒処分(懲戒免職の処分を除く。)又はこれに準ずる処分を受けた者とする。

(賃金の日額)

第9条 [略]

2～4 [略]

5 第1項から前項までの規定にかかわらず、これらの規定により算定した賃金日額が雇用保険法第17条第4項第1号に掲げる額に満たないときはその額を、同項第2号に掲げる額を超えるときはその額を、それぞれ賃金日額とする。

(就業促進手当等に相当する退職手当の支給手続)

第22条 受給資格者は、条例第14条第8項第4号から第6号までの規定による退職手当の支給を受けようとするときは、同項第4号の規定による退職手当のうち雇用保険法第56条の2第1項第1号イに該当する者に係る就業促進手当(以下「就業手当」という。)に相当する退職手当にあっては就業手当に相当する退職手当申請書(第15号様式)に、同号ロに該当す

(退職の勧奨)

第4条 条例第4条第1項及び第5条第1項の規定による退職の勧奨は、年度ごとに予算の範囲内において任命権者が年齢50年から59年に達した職員に対し行うものとする。

2 前項の規定による勧奨を受けて退職する者の退職日は、当該年度の末日とする。ただし、やむを得ない事由があると任命権者が認める者については、当該年度の末日以外の日で任命権者が定める日を退職日とすることができる。

第3章 特別の退職手当

(賃金の日額)

第9条 [略]

2～4 [略]

5 前各項の規定にかかわらず、これらの規定により算定した賃金日額が雇用保険法第17条第4項第1号に掲げる額に満たないときはその額を、同項第2号に掲げる額を超えるときはその額を、それぞれ賃金日額とする。

(就業促進手当等に相当する退職手当の支給手続)

第22条 受給資格者は、条例第14条第8項第4号から第6号までの規定による退職手当の支給を受けようとするときは、同項第4号の規定による退職手当のうち雇用保険法第56条の3第1項第1号イに該当する者に係る就業促進手当(以下「就業手当」という。)に相当する退職手当にあっては就業手当に相当する退職手当申請書(第15号様式)に、同号ロに該当す

る者に係る就業促進手当(以下「再就職手当」という。)に相当する退職手当にあっては再就職手当に相当する退職手当申請書(第15号様式の2)に、同項第2号に該当する者に係る就業促進手当(以下「常用就職支度手当」という。)に相当する退職手当にあっては常用就職支度手当に相当する退職手当請求書(第16号様式)に、条例第14条第8項第5号の規定による退職手当にあっては移転費に相当する退職手当請求書(第17号様式)に、同項第6号の規定による退職手当にあっては広域求職活動費に相当する退職手当請求書(第18号様式)にそれぞれ受給資格証を添えて元の任命権者に提出しなければならない。ただし、受給資格証を提出することができないことについて正当な理由があるときは、これを添えないことができる。

2 [略]

(退職手当支給一時差止処分書)

第23条 条例第16条の2第2項の規定による通知は、退職手当支給一時差止処分書(第19号様式)によってしなければならない。

(処分説明書)

第24条 条例第16条の2第9項の説明書(以下「処分説明書」という。)には、次に掲げる事項を記載するものとする。

(1) 条例第16条の2第2項に規定する一

る者に係る就業促進手当(以下「再就職手当」という。)に相当する退職手当にあっては再就職手当に相当する退職手当申請書(第15号様式の2)に、同項第2号に該当する者に係る就業促進手当(以下「常用就職支度手当」という。)に相当する退職手当にあっては常用就職支度手当に相当する退職手当請求書(第16号様式)に、条例第14条第8項第5号の規定による退職手当にあっては移転費に相当する退職手当請求書(第17号様式)に、同項第6号の規定による退職手当にあっては広域求職活動費に相当する退職手当請求書(第18号様式)にそれぞれ受給資格証を添えて元の任命権者に提出しなければならない。ただし、受給資格証を提出することができないことについて正当な理由があるときは、これを添えないことができる。

2 [略]

第4章 退職手当の支給制限等

(意見の聴取)

第23条 条例第18条第4項、第19条第5項、第20条第3項及び第21条第8項の規定により那覇市行政手続条例(平成9年那覇市条例第38号)第3章第2節の規定を準用して行う条例第18条第3項及び第19条第4項(条例第20条第2項及び第21条第7項において準用する場合を含む。)の規定による意見の聴取の手続については、那覇市聴聞及び弁明の機会の付与の手続に関する規則(平成6年那覇市規則第32号)の規定(弁明の機会の付与に係る部分を除く。)の例による。

(退職手当支給制限処分書の様式)

第24条 条例第16条第2項(条例第18条第5項において準用する場合を含む。)の書面の様式は、第19号様式のとおりとする。

一時差止処分(以下「一時差止処分」という。)の処分者

(2) 一時差止処分を受けるべき者(以下「被処分者」という。)の氏名

(3) 被処分者の採用年月日及び退職年月日並びに勤続期間(条例第10条第1項に規定する勤続期間をいう。以下同じ。)

(4) 被処分者の退職の日における所属部課、職名及び給料月額

(5) 一時差止処分の理由及び被処分者が犯したと思料される犯罪に係る罰条

(6) 一時差止処分の発令年月日

2 処分説明書の様式は、第20号様式とする。

(市長への通知)

第25条 任命権者は、一時差止処分を行おうとする場合には、条例第16条の2第10項の規定に基づき、あらかじめ、市長に次に掲げる事項を通知しなければならない。

(1) 被処分者の氏名、生年月日及び住所

(2) 被処分者の採用年月日及び退職年月日並びに勤続期間

(3) 被処分者の退職の日における所属部課、職名及び給料月額

(4) 被疑事実の要旨及び被処分者が犯したと思料される犯罪に係る罰条

(5) 被処分者から事情を聴取した年月日及びその供述の要旨

(6) 一時差止処分の発令予定年月日

(7) その他参考となるべき事項

2 前項の規定による通知は、第21号様式による通知書によってしなければならない。

(退職手当支払差止処分書の様式)

第25条 条例第17条第10項において準用する条例第16条第2項に規定する書面の様式は、条例第17条第1項又は第2項の規定による処分に係るものについては第20号様式、同条第3項の規定による処分に係るものについては第21号様式のとおりとする。

第26条 任命権者は、条例第16条の2第5項又は第6項の規定により一時差止処分を取り消した場合には、同条第10項の規定に基づき、速やかに市長に次に掲げる事項を通知しなければならない。

- (1) 一時差止処分を受けた者の氏名
- (2) 取り消した一時差止処分の発令年月日
- (3) 一時差止処分を取り消した年月日及びその理由
- (4) 支払った一般の退職手当等の額及び支払年月日
- (5) その他参考となるべき事項

2 前項の規定による通知は、第22号様式による通知書により、退職手当支給一時差止処分書及び処分説明書の写しを添付してしなければならない。

(退職手当返納命令書の様式)

第26条 条例第19条第6項又は条例第20条第2項において準用する条例第16条第2項に規定する書面の様式は、第22号様式のとおりとする。

(条例第21条第1項に規定する懲戒免職等処分を受けるべき行為をしたことを疑うに足る相当な理由がある旨の通知書の様式)

第27条 条例第21条第1項の規定による通知に係る書面の様式は、第23号様式のとおりとする。

(退職手当相当額納付命令書の様式)

第28条 条例第21条第7項において準用する条例第16条第2項に規定する書面の様式は、第24号様式のとおりとする。

(退職手当審査会の組織)

第29条 条例第22条第1項の規定による退職手当審査会(以下「審査会」という。)は、委員3人をもって組織する。

2 委員は、識見を有する者のうちから、必要の都度、市長が委嘱する。

3 委員の任期は、諮問に係る事項の調査審議が終了するまでの間とする。

(審査会の会長)

第30条 審査会に会長を置き、委員の互

[第19号様式 別記] [第20号様式 別記] [第21号様式 別記] [第22号様式 別記]	<u>選でこれを定める。</u> <u>2 会長は、審査会を代表し、会務を総理する。</u> <u>(審査会の会議)</u> <u>第31条 審査会の会議は、会長が招集し、会長がその議長となる。ただし、会長が互選される前に招集する会議は、市長が招集する。</u> <u>2 会議は、委員の全員が出席しなければ開くことができない。</u> <u>3 会議の議事は、委員の過半数で決する。</u> <u>(委員の守秘義務)</u> <u>第32条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。</u> <u>(審査会の庶務)</u> <u>第33条 審査会の庶務は、総務部人事課において処理する。</u> <u>(委任)</u> <u>第34条 この規則に定めるもののほか、審査会の運営に関し必要な事項は、会長が審査会に諮って定める。</u> [第19号様式 別記] [第20号様式 別記] [第21号様式 別記] [第22号様式 別記] [第23号様式 別記] [第24号様式 別記]
備考 1 改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)に対応する改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)がない場合には、当該改正後部分を加える。 2 改正部分に対応する改正後部分がない場合には、当該改正部分を削る。 3 改正部分に対応する改正後部分がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。 4 改正前の欄中の様式(以下「改正様式」という。)及びこれに対応する改正後の欄中の様式(以下「改正後様式」という。)に下線が引かれた部分が全くない場合については、当該改正様式の全部を当該改正後様式に改める。	

- 5 改正後様式の表示に対応する改正前の欄中に当該様式の表示がない場合は、当該改正後様式を加える。

付 則

この規則は、公布の日から施行する。

[改正前 別記]

第19号様式(第23条関係)

退職手当支給一時差止処分書

年 月 日

様

(一時差止処分者)

印

那覇市職員退職手当支給条例第16条の2第1項の規定に基づき、一般の退職手当等の支給を一時差し止めます。

なお、この処分について不服があるときは、この処分書を受けた日の翌日から起算して60日以内に那覇市長に対して不服申立てをすることができます。また、この処分書を受けた日の翌日から起算して60日が経過した後においては、この処分の後の事情の変化を理由に に対し、この処分の取消しを申し立てることができます。

備考：なお書き中空白の部分には、一時差止処分をした任命権者を記載する。

[改正後 別記]

第19号様式(第24条関係)

退職手当支給制限処分書

年 月 日

様

(退職手当管理機関)

印

第16条第1項

那覇市職員退職手当支給条例 第18条第1項 の規定により、一般の退職手当等の全部
第18条第2項

又は一部を支給しないこととする処分として、下記の金額を支払わないこととする。

なお、この処分についての不服申立ては、この処分書を受け取った日の翌日から起算して60日以内に那覇市長に対してすることができる。

また、この処分の取消しの訴えは、この処分書を受け取った日の翌日から起算して6月以内に那覇市を被告として提起することができる（なお、この処分書を受け取った日の翌日から起算して6月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過するとこの処分の取消しの訴えを提起することはできない。）。ただし、この処分書を受け取った日の翌日から起算して60日以内に不服申立てをした場合には、この処分の取消しの訴えは、その不服申立てに対する裁決又は決定の送達を受けた日の翌日から起算して6月以内に提起することができる（なお、その裁決又は決定の送達を受けた日の翌日から起算して6月以内であっても、その裁決又は決定の日の翌日から起算して1年を経過するとこの処分の取消しの訴えを提起することはできない。）。

記

不支給額

円

(処分前の一般の退職手当等の額)	円
(処分後に支払われる一般の退職手当等の額)	円

(退職をした者の氏名)	
(採用年月日) 年 月 日	(勤続期間) 年 月
(退職年月日) 年 月 日	
(退職時の所属)	
(退職時の職名)	(退職時の給料月額) 円 (職給料表 級 号給)
(処分の理由)	
(那覇市職員退職手当支給条例第16条第1項で定める事情に関し勘案した内容についての説明)	

770

[改正前 別記]

第20号様式(第24条関係)

処 分 説 明 書

一時差止処分を受ける者			
採用年月日	年 月 日	勤続期間	年 月
退職年月日	年 月 日		
退職時の所属部課			
退職時の職名		退職時の給料月額	(職 級 号)
一時差止処分の理由	(思料される犯罪に係る罰条：)		
処分発令年月日	年 月 日		
(一時差止処分の取消し) この処分は、次の各号のいずれかに該当する場合には取り消され、一時差止められている一般の退職手当等が支給されます。 1 この処分の理由となった行為に係る刑事事件につき公訴を提起しない処分があった場合 2 被処分者が在職期間中の行為に係る刑事事件に関し起訴をされることなく退職の日から起算して1年を経過した場合。ただし、被処分者が在職期間中の行為に関し現に逮捕されているときその他これを取り消すことがこの処分の目的に明らかに反すると認めるときは、この限りでない。 3 処分者が、この処分後に判明した事実又は生じた事情に基づき、一般の退職手当等の支給を差し止める必要がなくなったと認める場合			
年 月 日 (一時差止処分者) 印			

[改正後 別記]

第20号様式(第25条関係)

退職手当支払差止処分書

年 月 日

様

(退職手当管理機関)

印

那覇市職員退職手当支給条例第17条第1項又は第2項の規定により、一般の退職手当等の額の支払を差し止める。

なお、この処分についての不服申立ては、この処分書を受け取った日の翌日から起算して60日以内に那覇市長に対してすることができる。また、この処分書を受け取った日の翌日から起算して60日が経過した後においては、この処分の後の事情の変化を理由に、退職手当管理機関に対してこの処分の取消しを申し立てることができる。

また、この処分の取消しの訴えは、この処分書を受け取った日の翌日から起算して6月以内に那覇市を被告として提起することができる（なお、この処分書を受け取った日の翌日から起算して6月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過するとこの処分の取消しの訴えを提起することはできない。）。ただし、この処分書を受け取った日の翌日から起算して60日以内に不服申立てをした場合には、この処分の取消しの訴えは、その不服申立てに対する裁決又は決定の送達を受けた日の翌日から起算して6月以内に提起することができる（なお、その裁決又は決定の送達を受けた日の翌日から起算して6月以内であっても、その裁決又は決定の日の翌日から起算して1年を経過するとこの処分の取消しの訴えを提起することはできない。）。

(裏)

(退職をした者の氏名)		
(採用年月日)	年 月 日	(勤続期間)
(退職年月日)	年 月 日	
(退職時の所属)		
(退職時の職名)		
(処分の理由)		
(条例第17条第2項第1号に該当する場合、思料される犯罪に係る罰条：)		
(支払差止処分の取消し) この処分は、次のいずれかに該当する場合には取り消され、差し止められている一般の退職手当等の額が支払われる。ただし、3に該当する場合において、この処分を受けた者がその者の基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し現に逮捕されているときその他これを取り消すことが支払差止処分の目的に明らかに反すると認めるときは、この限りでない。 1 この処分を受けた者について、この処分の理由となった起訴又は行為に係る刑事事件につき無罪の判決が確定した場合 2 この処分を受けた者について、この処分の理由となった起訴又は行為に係る刑事事件につき、判決が確定した場合（禁錮以上の刑に処せられた場合及び無罪の判決が確定した場合を除く。）又は公訴を提起しない処分があった場合であって、那覇市職員退職手当支給条例第18条第1項の規定による処分を受けることなく、その判決が確定した日又はその公訴を提起しない処分があった日から6月を経過した場合 3 この処分を受けた者について、その者の基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し起訴をされることなく、かつ、那覇市職員退職手当支給条例第18条第1項の規定による処分を受けることなく、この処分を受けた日から1年を経過した場合 4 処分者が、この処分後に判明した事実又は生じた事情に基づき、この一般の退職手当等の額の支払を差し止める必要がなくなったと認める場合		

備考 勤続期間とは、那覇市職員退職手当支給条例第10条第1項に規定する勤続期間をいう。

[改正前 別記]

第21号様式(第25条関係)

一時差止処分の実施に関する通知書

年 月 日

那覇市長 様

(一時差止処分者)

印

那覇市職員退職手当支給条例第16条の2第1項の規定に基づき、一時差止処分を行うので、同条第10項の規定に基づき通知します。

被処分者に関する事項			
氏 名		生年月日	年 月 日
住 所			
採用年月日	年 月 日	勤続期間	年 月
退職年月日	年 月 日		
所 属 部 課			
職 名		給料月額	円 (職 級 号)
一時差止処分に関する事項			
被疑事実の 要 旨	(思料される犯罪に係る罰条 :)		
被処分者の 供述の要旨	(事情聴取 : 年 月 日)		
一時差止処分の発令予定年月日		年 月 日	
参 考 事 項			

[改正後 別記]

第21号様式(第25条関係)

退職手当支払差止処分書

年 月 日

様

(退職手当管理機関)

印

那覇市職員退職手当支給条例第17条第3項の規定により、一般の退職手当等の額の支払を差し止める。

なお、この処分についての不服申立ては、この処分書を受け取った日の翌日から起算して60日以内に那覇市長に対してすることができる。また、この処分書を受け取った日の翌日から起算して60日が経過した後においては、この処分の後の事情の変化を理由に、退職手当管理機関に対してこの処分の取消しを申し立てることができる。

また、この処分の取消しの訴えは、この処分書を受け取った日の翌日から起算して6月以内に那覇市を被告として提起することができる（なお、この処分書を受け取った日の翌日から起算して6月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過するとこの処分の取消しの訴えを提起することはできない。）。ただし、この処分書を受け取った日の翌日から起算して60日以内に不服申立てをした場合には、この処分の取消しの訴えは、その不服申立てに対する裁決又は決定の送達を受けた日の翌日から起算して6月以内に提起することができる（なお、その裁決又は決定の送達を受けた日の翌日から起算して6月以内であっても、その裁決又は決定の日の翌日から起算して1年を経過するとこの処分の取消しの訴えを提起することはできない。）。

(裏)

(退職をした者の氏名)		
(採用年月日)	年 月 日	(勤続期間) 年 月
(退職年月日)	年 月 日	
(退職時の所属)		
(退職時の職名)		
(懲戒免職等処分を受けるべき行為をしたことを疑うに足りる相当な理由)		
(支払差止処分の取消し) この処分は、次のいずれかに該当する場合には取り消され、差し止められている一般の退職手当等の額が支払われる。 1 この処分を受けた者が那覇市職員退職手当支給条例第18条第2項の規定による処分を受けることなくこの処分を受けた日から1年を経過した場合 2 処分者が、この処分後に判明した事実又は生じた事情に基づき、この一般の退職手当等の額の支払を差し止める必要がなくなったと認める場合		

備考 勤続期間とは、那覇市職員退職手当支給条例第10条第1項に規定する勤続期間をいう。

[改正前 別記]

第22号様式(第26条関係)

一時差止処分の取消しに関する通知書

年 月 日

那覇市長 様

(一時差止処分者)

印

那覇市職員退職手当支給条例第16条の2第5項(第6項)の規定に基づき、一時差止処分を取り消したので、同条第10項の規定に基づき通知します。

被 処 分 者 の 氏 名	
一 時 差 止 処 分 の 発 令 年 月 日	年 月 日
一 時 差 止 処 分 を 取 り 消 し た 年 月 日	年 月 日
一 時 差 止 処 分 を 取 り 消 し た 理 由	
支 払 っ た 一 般 の 退 職 手 当 等 の 額	(支払年月日： 年 月 日) 円
参 考 事 項	

[改正後 別記]

第22号様式(第26条関係)

退職手当返納命令書

年 月 日

様

(退職手当管理機関)

印

那覇市職員退職手当支給条例第19条第1項又は第20条第1項の規定により、既に支払われた一般の退職手当等の額のうち下記の金額の返納を命ずる。

なお、この処分についての不服申立ては、この命令書を受け取った日の翌日から起算して60日以内に那覇市長に対してすることができる。

また、この処分の取消しの訴えは、この命令書を受け取った日の翌日から起算して6月以内に那覇市を被告として提起することができる（なお、この命令書を受け取った日の翌日から起算して6月以内であっても、この処分の日から起算して1年を経過するとこの処分の取消しの訴えを提起することはできない。）。ただし、この命令書を受け取った日の翌日から起算して60日以内に不服申立てをした場合には、この処分の取消しの訴えは、その不服申立てに対する裁決又は決定の送達を受けた日の翌日から起算して6月以内に提起することができる（なお、その裁決又は決定の送達を受けた日の翌日から起算して6月以内であっても、その裁決又は決定の日から起算して1年を経過するとこの処分の取消しの訴えを提起することはできない。）。

記

返納を命ずる額

円

(既に支払われた一般の退職手当等の額)

円

(那覇市職員退職手当支給条例第19条第1項又は第20条第1項の規定により控除される失業者退職手当額)

円

(裏)

(退職をした者の氏名)

(返納命令の理由)

(那覇市職員退職手当支給条例第16条第1項で定める事情のほか、この処分を受ける者の生計の状況に関し勘案した内容についての説明)

[改正後 別記]

第23号様式(第27条関係)

那覇市職員退職手当支給条例第21条第1項に規定する懲戒免職等処分を受けるべき行為をしたことを疑うに足りる相当な理由がある旨の通知書

年 月 日

様

(退職手当管理機関)

印

下記の退職をした者に対しその退職に係る一般の退職手当等の額が支払われた後において、その者がその一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続いた在職期間中に懲戒免職等処分を受けるべき行為をしたことを疑うに足りる相当な理由があるため、那覇市職員退職手当支給条例第21条第1項の規定により通知する。

この通知をした機関は、この通知が到達した日の翌日から起算して6月以内に限り、この通知を受けた者に対し、下記の退職をした者が既に支払われた一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続いた在職期間中に懲戒免職等処分を受けるべき行為をしたと認められることを理由として、その一般の退職手当等の額(下記の退職をした者が失業手当受給可能者であった場合にあっては、失業者退職手当額を除く。)の全部又は一部に相当する額の納付を命ずる処分を行うことができる。

記

(退職をした者の氏名)

(退職手当の受給者の氏名)

(裏)

(既に支払われた一般の退職手当等の額)

円

(那覇市職員退職手当支給条例第21条第1項の規定により控除される失業者退職手当額)

円

(懲戒免職等処分を受けるべき行為をしたことを疑うに足りる相当な理由)

[改正後 別記]

第24号様式(第28条関係)

退職手当相当額納付命令書

年 月 日

様

(退職手当管理機関)

印

那覇市職員退職手当支給条例第 21 条第 一 項の規定により、退職手当の受給者に対し既に支払われた一般の退職手当等の額に相当する額のうち下記の金額の納付を命ずる。

なお、この処分についての不服申立ては、この命令書を受け取った日の翌日から起算して60日以内に那覇市長に対してすることができる。

また、この処分の取消しの訴えは、この命令書を受け取った日の翌日から起算して6月以内に那覇市を被告として提起することができる(なお、この命令書を受け取った日の翌日から起算して6月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過するとこの処分の取消しの訴えを提起することはできない。)。ただし、この命令書を受け取った日の翌日から起算して60日以内に不服申立てをした場合には、この処分の取消しの訴えは、その不服申立てに対する裁決又は決定の送達を受けた日の翌日から起算して6月以内に提起することができる(なお、その裁決又は決定の送達を受けた日の翌日から起算して6月以内であっても、その裁決又は決定の日の翌日から起算して1年を経過するとこの処分の取消しの訴えを提起することはできない。)。

記

納付を命ずる額

円

(既に支払われた一般の退職手当等の額)

円

(那覇市職員退職手当支給条例第21条第 一 項の規定により控除される失業者退職手当額)

円

(裏)

(退職をした者の氏名)

(退職手当の受給者の氏名)

(納付命令の理由)

(那覇市職員退職手当支給条例第16条第1項及び第21条第6項で定める事情に関し勘案した内容についての説明)

那覇市規則第35号

平成22年12月24日

公 布 済

那覇市営住宅条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

那覇市長 翁 長 雄 志

那覇市営住宅条例施行規則の一部を改正する規則

那覇市営住宅条例施行規則(平成10年那覇市規則第3号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
目次 第1章～第2章 〔略〕 第3章 〔略〕(第25条～ <u>第29条</u>) 第4章～第6章 〔略〕 付則 [別表第2 別記] [別表第3 別記]	目次 第1章～第2章 〔略〕 第3章 〔略〕(第25条～ <u>第29条の2</u>) 第4章～第6章 〔略〕 付則 [別表第2 別記] [別表第3 別記]
備考 1 改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)に対応する改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。 2 改正後部分に対応する改正部分がない場合には、当該改正後部分を加える。 3 改正部分に対応する改正後部分がない場合には、当該改正部分を削る。 4 表又は様式の改正規定において、改正前の欄中の罫線に対応する改正後の欄中の罫線がない場合には、当該罫線を削る。	

付 則

この規則は、公布の日から施行する。

[改正前 別記]

別表第2(第26条関係)

改良市営住宅

名称	1戸につき月額家賃	1戸当たりの床面積	建設年度
那覇市若狭市営住宅	<u>円</u> 27, 200	<u>平方メートル</u> 59. 37	[略]
[略]			

[改正後 別記]

別表第2(第26条関係)

改良市営住宅

名称	1戸につき月額家賃 (円)	1戸当たりの床面積 (平方メートル)	建設年度
那覇市若狭市営住宅	27, 200	59. 37	[略]
[略]			

[改正前 別記]

別表第3(第29条関係)

第3種市営住宅

名称	1戸につき月額家賃	1戸当たりの床面積	建設年度
那覇市東市営住宅	円 11,000	平方メートル 24.75	昭和38年
那覇市田原市営住宅	[略]		
那覇市樋川市営住宅	15,000	29.75	昭和41年
那覇市若松市営住宅	[略]		

[改正後 別記]

別表第3(第29条関係)

第3種市営住宅

名称	1戸につき月額家賃 (円)	1戸当たりの床面積 (平方メートル)	建設年度
那覇市田原市営住宅	[略]		
那覇市若松市営住宅	[略]		

告 示

那 覇 市 告 示 第 137 号
平 成 22 年 12 月 10 日
掲 示 済

随意契約の公表について

地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 3 号の規定により随意契約を行うので、那覇市契約規則第 21 条第 2 項の規定に基づき、次のとおり公表します。

那覇市長 翁 長 雄 志

1 契約を締結する前

契約内容（役務の名称及び数量）	「自殺対策啓発リーフレット」配布業務委託
契約相手方の決定方法 又は選定基準	以下の条件をすべて満たすことを要する。 なお、団体等が複数ある場合は見積書を徴し、最も低いものと契約を締結する。 1 地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 3 号に規定する団体等であること。 2 本市内に拠点を有し、業務の円滑な履行が可能であること。 3 本市と契約実績があり、かつ当該履行状況が良好であること。
申請方法	見積書提出（平成 22 年 12 月 17 日までに）
契約担当課	健康保険局 健康推進課 電話 098-862-9016

那 覇 市 告 示 第 142 号
平 成 22 年 12 月 17 日
掲 示 済

個人情報目的外利用等届出書の公表について

那覇市個人情報保護条例第 9 条及び同施行規則第 8 条の規定に基づき、個人情報目的外利用等届出書を別紙のとおりに公表する。

那覇市長 翁 長 雄 志



第10号様式(第19条関係)

個人情報目的外利用等届出書

平成22年12月14日

那 覇 市 長 様

実施機関 消防長 宮平 徹



那覇市個人情報保護条例第9条第3項の規定により、次のとおり届け出ます。

届 出 担 当 課	那覇市消防本部 救急課 電話 867-1199
業 務 の 名 称	救急搬送者名簿 174件
利 用 等 の 区 分	☐ 目的外利用 ☒ 外部提供
利用又は提供する 年 月 日	平成22年 12月 13日
目的外利用等をする 個人情報の内容	平成22年10月1日から、平成22年11月30日に覚知した救急活動記録のうち、75歳未満の傷病者で、 1、事故種別（交通事故・労働災害・加害） 2、搬送日時 3、生年月日 4、発生場所 5、収容医療機関 6、受傷形態
目的外利用等 をする理由	那覇市個人情報保護条例第9条第1項第5号の規程による、（実施機関が職務遂行上特に必要があり、あらかじめ審議会の意見を聞いた場合） 平成18年3月29日審議会承認事項 第1号
新たな利用課 又は提供先	那覇市国保長寿医療課
所 管 部 課	那覇市消防本部 救急課 電話 867-1199 （内）6711313

那覇市告示第 150 号
平成 23 年 1 月 17 日那覇市安謝福祉複合施設(那覇市安謝保育所を除く)の指定管理者の
指定について

那覇市安謝福祉複合施設の管理・運営を行わせる指定管理者の指定について、
地方自治法第244条の2第6項の規定に基づき平成22年12月定例議会において
承認されましたので、次のとおり告示します。

那覇市長 翁 長 雄 志

1 管理を行わせる公の施設

名 称	所 在 地
那覇市安謝特別養護老人ホーム 那覇市安謝老人デイサービスセンター	那覇市安謝2丁目15番2号
那覇市安謝児童館 那覇市安謝老人憩の家	那覇市安謝2丁目15番1号

2 指定管理者となる団体

名 称 日本赤十字社沖縄県支部
所在地 那覇市与儀1丁目3番1号
代表者 支部長 仲 井 眞 弘 多

3 指定期間 平成23年4月1日から平成24年3月31日まで

那覇市告示第 151 号
平成 23 年 1 月 17 日

那覇市シルバーワークプラザの指定管理者の指定について

那覇市シルバーワークプラザの管理・運営を行わせる指定管理者の指定につ
いて、地方自治法第244条の2第6項の規定に基づき平成22年12月定例議会にお
いて承認されましたので、次のとおり告示します。

那覇市長 翁 長 雄 志

1 管理を行わせる公の施設

名 称 那覇市シルバーワークプラザ
所在地 那覇市首里末吉町4丁目6番地6

2 指定管理者となる団体

名 称 社団法人 那覇市シルバー人材センター
 所在地 那覇市首里末吉町 4 丁目 6 番地 6
 代表者 理事長 名 嘉 元 甚 勝

3 指定期間 平成23年 4 月 1 日から平成24年 3 月 31 日まで

那 覇 市 告 示 第 152 号
 平 成 23 年 1 月 17 日

平成 22 年（2010 年）12 月那覇市議会定例会で議決された平成 22 年度那覇市介護保険事業特別会計補正予算（第 2 号）の要領は次のとおりである。

那覇市長 翁 長 雄 志

平成 22 年度那覇市介護保険事業特別会計補正予算（第 2 号）

平成 22 年度那覇市の介護保険事業特別会計の補正予算（第 2 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 25,563 千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 17,040,067 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補正前の額	補 正 額	計
7 繰入金		千円 2,578,377	千円 △25,563	千円 2,552,814
	1 他会計繰入金	2,571,913	△25,563	2,546,350
歳 入 合 計		17,065,630	△25,563	17,040,067

歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 総務費		千円 518,904	千円 △25,563	千円 493,341
	1 総務管理費	275,936	△25,563	250,373
歳 出 合 計		17,065,630	△25,563	17,040,067

那 覇 市 告 示 第 153 号

平 成 23 年 1 月 17 日

平成 22 年（2010 年）12 月那覇市議会定例会で議決された平成 22 年度那覇市水道事業会計補正予算（第 1 号）の要領は次のとおりである。

那覇市長 翁 長 雄 志

平成 22 年度那覇市水道事業会計補正予算（第 1 号）

（総則）

第 1 条 平成 22 年度那覇市水道事業会計の補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

（収益的収入及び支出）

第 2 条 平成 22 年度那覇市水道事業会計予算（以下「予算」という。）第 3 条に定めた収益的支出の予定額を次のとおり補正する。

（科 目）		（既決予定額）	（補正予定額）	（ 計 ）
		支 出		
第 1 款	水道事業費用	7,708,733 千円	△17,450 千円	7,691,283 千円
第 1 項	営業費用	7,408,692 千円	△17,472 千円	7,391,220 千円
第 2 項	営業外費用	265,965 千円	22 千円	265,987 千円

（資本的収入及び支出）

第 3 条 予算第 4 条本文括弧書中、資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額「1,138,090 千円」を「1,129,194 千円」に、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額「45,178 千円」を「45,173 千円」に、過年度分損益勘定留保資金「738,977 千円」を「730,086 千円」に改め、資本的支出の予定額を次のとおり補正する。

（科 目）		（既決予定額）	（補正予定額）	（ 計 ）
		支 出		
第 1 款	資本的支出	1,433,556 千円	△8,896 千円	1,424,660 千円
第 1 項	建設改良費	1,074,620 千円	△8,896 千円	1,065,724 千円

（議会の議決を経なければ流用することのできない経費）

第 4 条 予算第 7 条に定めた経費の金額を、次のように改める。

（科 目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（ 計 ）
（1）職員給与費	1,271,837 千円	△26,368 千円	1,245,469 千円

那 覇 市 告 示 第 154 号

平 成 23 年 1 月 17 日

平成 22 年 (2010 年) 12 月那覇市議会定例会で議決された平成 22 年度那覇市下水道事業会計補正予算 (第 2 号) の要領は次のとおりである。

那覇市長 翁 長 雄 志

平成 22 年度那覇市下水道事業会計補正予算 (第 2 号)

(総則)

第 1 条 平成 22 年度那覇市下水道事業会計の補正予算 (第 2 号) は、次に定めるところによる。

(収益的收入及び支出)

第 2 条 平成 22 年度那覇市下水道事業会計予算 (以下「予算」という。) 第 3 条に定めた収益的支出の予定額を次のとおり補正する。

(科 目)		(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
		支 出		
第 1 款	下水道事業費用	3,877,239 千円	△3,965 千円	3,873,274 千円
第 1 項	営業費用	3,225,917 千円	△3,962 千円	3,221,955 千円
第 2 項	営業外費用	625,685 千円	△3 千円	625,682 千円

(資本的收入及び支出)

第 3 条 予算第 4 条本文括弧書中、資本的收入額が資本的支出額に対し不足する額「672,455 千円」を「673,700 千円」に、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額「21,756 千円」を「21,771 千円」に、過年度分損益勘定留保資金「650,699 千円」を「651,929 千円」に改め、資本的支出の予定額を次のとおり補正する。

(科 目)		(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
		支 出		
第 1 款	資本的支出	2,423,358 千円	1,245 千円	2,424,603 千円
第 1 項	建設改良費	1,275,648 千円	1,245 千円	1,276,893 千円

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第 4 条 予算第 9 条に定めた経費の金額を、次のように改める。

(科 目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
(1) 職員給与費	406,578 千円	△2,717 千円	403,861 千円

那覇市告示第 155 号
平成 23 年 1 月 17 日那覇市総合福祉センター（那覇市母子福祉センターを除く）の指定
管理者の指定について

那覇市総合福祉センター（那覇市母子福祉センターを除く）の管理・運営を行わせる指定管理者の指定について、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 6 項の規定に基づき平成 22 年 12 月定例議会において承認を得られましたので、那覇市総合福祉センター条例（平成 17 年条例第 45 号）第 15 条第 4 項の規定に基づき、次のとおり告示します。

那覇市長 翁 長 雄 志

- 1 指定管理を行わせる公の施設
名 称 那覇市総合福祉センター（那覇市母子福祉センターを除く）
位 置 那覇市金城 3 丁目 5 番地 4
- 2 指定管理者となる団体
名 称 社会福祉法人 那覇市社会福祉協議会
所 在 那覇市金城 3 丁目 5 番地 4
代表者 会長 銘苅 春雄
- 3 指定の期間 平成 23 年 4 月 1 日から平成 28 年 3 月 31 日

那覇市告示第 156 号
平成 23 年 1 月 17 日

那覇市安謝保育所の指定管理者の指定について

那覇市安謝保育所の管理・運営を行わせる指定管理者の指定について、地方自治法第 244 条の 2 第 6 項の規定に基づき平成 22 年 12 月定例議会において承認されましたので、次のとおり告示します。

那覇市長 翁 長 雄 志

- 1 管理を行わせる公の施設
名称 那覇市安謝保育所
所在地 那覇市安謝 2 丁目 15 番 2 号
- 2 指定管理者となる団体
名称 社会福祉法人 郵住協福社会
所在地 那覇市銘苅 1 丁目 18 番 19 号
代表者 三木 元子
- 3 指定期間 平成 23 年 4 月 1 日から平成 24 年 3 月 31 日まで

上下水道局告示

那覇市上下水道局告示第 32 号
平 成 2 2 年 1 2 月 1 0 日
掲 示 済

那覇市排水設備指定工事店の異動について

那覇市下水道条例第 16 条第 2 項の規定に基づき、次のとおり異動があるので告示する。

那覇市上下水道事業管理者
上下水道局長 宮 里 千 里

指定（登録）番号	第 168 号
指定工事店名	株式会社 クリエイト E S
営業所所在地	那覇市牧志 1 丁目 20 番 19 号
代表者名	金城 和江
指定の有効期間	平成 19 年 4 月 1 日 平成 24 年 3 月 31 日
異動年月日	平成 22 年 12 月 7 日
異動事由	商号の変更

教育委員会規則

那覇市教育委員会規則第 11 号
平 成 2 2 年 1 1 月 1 8 日
施 行 済

特別の勤務に従事する那覇市教育委員会職員の勤務時間等に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

那覇市教育委員会
委員長 田 端 温 代

特別の勤務に従事する那覇市教育委員会職員の勤務時間等に関する規則
の一部を改正する規則

特別の勤務に従事する那覇市教育委員会職員の勤務時間等に関する規則（平成5年那覇市教育委員会規則第3号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
[別表 別記]	[別表 別記]
備考 改正前の欄中の表（以下「改正表」という。）及びこれに対応する改正後の欄中の表（以下「改正後表」という。）も下線が引かれた部分が全くない場合については、当該改正表の全部を当該改正後表に改める。	

付 則

この規則は、平成22年11月18日から施行する。

[改正前 別表]

別表(第2条関係)

職員の範囲	週休日	勤務時間の割振り	休憩時間
市民スポーツ課に勤務する職員	(1) 日曜日 (2) 土曜日	月曜日から金曜日まで 早番 8時30分から17時15分まで 遅番 12時45分から21時30分まで 早番又は遅番は、課長の定める割振り勤務とする。	早番 11時から14時までの間で課長の定める1時間は休憩時間とする。 遅番 16時から19時までの間で課長の定める1時間は休憩時間とする。
幼稚園、小学校及び中学校に勤務する職員	(1) 日曜日 (2) 土曜日	月曜日から金曜日まで 8時15分から16時45分まで	11時から14時までの間で園長又は校長の定める45分は休憩時間とする。
学校給食センターに勤務する職員	(1) 日曜日 (2) 土曜日	月曜日から金曜日まで 8時15分から17時まで	11時から14時までの間で学校給食センター所長の定める1時間は休憩時間とする。
図書館に勤務する職員	(1) 月曜日又は金曜日のいずれか館長が指定する日 ただし、月曜日又は金曜日が、国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する文化の日に当たる場合は、その日以後において館長が指定する日 (2) 4週につき4日館長が指定する日	1週38時間45分とし、館長の定める割振り勤務とする。	11時から14時までの間で館長の定める1時間は休憩時間とする。

[改正後 別表]

別表(第 2 条関係)

職員の範囲	週休日	勤務時間の割振り	休憩時間
市民スポーツ課に勤務する職員のうち所属長が指定するもの	(1) 日曜日 (2) 土曜日	月曜日から金曜日まで (1) 8時30分から17時15分まで (2) 12時45分から21時30分まで (1)又は(2)のうちから所属長が定める。	勤務時間の割振りが (1)の場合において、11時から14時まで、 (2)の場合において、16時から19時までの間で所属長が定める1時間は、休憩時間とする。
総合青少年課に勤務する職員のうち所属長が指定するもの	(1) 日曜日 (2) 土曜日	月曜日から金曜日まで (1) 8時30分から17時15分まで (2) 11時30分から20時15分まで (3) 13時15分から22時まで (1)から(3)までのうちから所属長が定める。	勤務時間の割振りが (1)の場合において、12時から13時までの1時間は、(2)又は(3)の場合において、14時から18時までの間で所属長が定める1時間は、休憩時間とする。
図書館に勤務する職員	(1) 月曜日又は金曜日のいずれか所属長が指定する日 ただし、月曜日又は金曜日が、国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する文化の日に当たる場合は、その日以後において所属長が指定する日 (2) 4週につき4日所属長が指定する日	1週38時間45分とし、所属長の定める割振り勤務とする。	11時から14時までの間で所属長の定める1時間は、休憩時間とする。
学校給食センターに勤務する職員	(1) 日曜日 (2) 土曜日	月曜日から金曜日まで 8時15分から17時まで	11時から14時までの間で所属長の定める1時間は、休憩時間とする。
幼稚園、小学校及び中学校に勤務する職員	(1) 日曜日 (2) 土曜日	月曜日から金曜日まで 8時15分から16時45分まで	11時から14時までの間で所属長の定める45分は、休憩時間とする。

教育委員会訓令

那覇市教育委員会訓令第 1 号
平 成 2 2 年 1 1 月 1 8 日
施 行 済

那覇市教育委員会職員安全衛生管理規程を廃止する訓令を次のように定める。

那覇市教育委員会
委員長 田 端 温 代

那覇市教育委員会職員安全衛生管理規程を廃止する訓令

那覇市教育委員会職員安全衛生管理規程(昭和 61 年那覇市教育委員会訓令第 1 号) は、廃止する。

付 則

この訓令は、平成 22 年 11 月 18 日から施行する。

那覇市教育委員会訓令第 2 号
平 成 2 2 年 1 1 月 1 8 日
施 行 済

那覇市立小学校及び中学校職員服務規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

那覇市教育委員会
委員長 田 端 温 代

那覇市立小学校及び中学校職員服務規程の一部を改正する訓令

那覇市立小学校及び中学校職員服務規程(平成3年那覇市教育委員会訓令第1号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(私事旅行届) 第11条 職員が私事のため海外旅行又は7日を超える国内旅行をしようとするときは、その前日までに私事旅行届を、校長にあっては教育長に、	(私事旅行届) 第11条 校長が私事のため海外旅行又は7日を超える国内旅行をしようとするときは、その前日までに私事旅行届を教育長に提出しなければな

その他の職員にあっては校長に提出
しなければならない。

(県費負担教職員の育児休業)

第22条 [略]

2 前項の場合において、沖縄県職員の育児休業等に関する条例(平成4年沖縄県条例第6号。以下「県育児休業条例」という。)第3条第4号の規定に基づき、両親が育児休業その他の沖縄県人事委員会規則で定める方法により子を養育することを計画しているときは、育児休業等計画書を教育長に提出しなければならない。

3 [略]

(県費負担教職員の育児短時間勤務)

第26条 [略]

2 前項の場合において、県育児休業条例第11条第5号の規定に基づき、両親が育児休業その他の沖縄県人事委員会規則で定める方法により子を養育することを計画しているときは、育児休業等計画書を教育長に提出しなければならない。

(育児を行う県費負担教職員の早出遅出勤務)

第31条 県費負担教職員は、県勤務時間等条例第6条の2第1項に規定する早出遅出勤務の適用を受けようとするときは、早出遅出勤務・深夜勤務制限請求書により、早出遅出勤務を請求する一の期間(1年以内の期間に限る。以下「早出遅出勤務期間」という。)について、その初日(以下「早出遅出勤務開始日」という。)及び末日(以下「早出遅出勤務終了日」という。)とする日を明らかにして、あらかじめ請求を行わなければならない。

2 [略]

3 第1項の規定による請求がなされた

らない。

(県費負担教職員の育児休業)

第22条 [略]

2 前項の場合において、沖縄県職員の育児休業等に関する条例(平成4年沖縄県条例第6号。以下「県育児休業条例」という。)第3条第4号の規定に基づき、子を養育することを計画しているときは、育児休業等計画書を教育長に提出しなければならない。

3 [略]

(県費負担教職員の育児短時間勤務)

第26条 [略]

2 前項の場合において、県育児休業条例第11条第5号の規定に基づき、子を養育することを計画しているときは、育児休業等計画書を教育長に提出しなければならない。

(育児を行う県費負担教職員の早出遅出勤務)

第31条 県費負担教職員は、県勤務時間等条例第6条の3第1項に規定する早出遅出勤務の適用を受けようとするときは、早出遅出勤務・深夜勤務制限請求書により、早出遅出勤務を請求する一の期間(1年以内の期間に限る。以下「早出遅出勤務期間」という。)について、その初日(以下「早出遅出勤務開始日」という。)及び末日(以下「早出遅出勤務終了日」という。)とする日を明らかにして、あらかじめ請求を行わなければならない。

2 [略]

3 [略]

後、早出遅出勤務開始日とされた日の前日までに、次の各号に掲げるいずれかの事由が生じた場合には、当該請求はされなかったものとみなす。

(1)～(3) [略]

(4) 当該請求をした職員の配偶者で当該請求に係る子の親であるものが、常態として当該子を養育することができるものとして、沖縄県人事委員会規則で定める者に該当することとなった場合

- 4 早出遅出勤務開始日以後早出遅出勤務終了日とされた日の前日までに、前項各号のいずれかの事由が生じた場合には、第1項の請求は、当該事由が生じた日を早出遅出勤務期間の末日とする請求であったものとみなす。

5～6 [略]

(介護を行う県費負担教職員の早出遅出勤務)

第32条 前条(同条第3項第4号を除く。)の規定は、県勤務時間等条例第17条の2第1項に規定する日常生活を営むのに支障がある者(以下「要介護者」という。)を介護する県費負担教職員について準用する。この場合において、前条第3項第1号中「子」とあるのは「県勤務時間等条例第17条の2第1項に規定する日常生活を営むのに支障がある者(以下「要介護者」という。)」と、同項第2号中「子が離縁又は養子縁組の取消しにより当該請求をした職員の子でなくなった」とあるのは「要介護者と当該請求をした職員との親族関係が消滅した」と、同項第3号中「子」とあるのは「要介護者(県勤務時間等条例第17条の2第1項の沖縄県人事委員会規則で定める者に限る。)」と読み替える

(1)～(3) [略]

- 4 早出遅出勤務開始日以後早出遅出勤務終了日とされた日の前日までに、前項各号のいずれかの事由が生じた場合には、第1項の規定による請求は、当該事由が生じた日を早出遅出勤務期間の末日とする請求であったものとみなす。

5～6 [略]

(介護を行う県費負担教職員の早出遅出勤務)

第32条 前条の規定は、県勤務時間等条例第17条の2第1項に規定する日常生活を営むのに支障がある者(以下「要介護者」という。)を介護する県費負担教職員について準用する。この場合において、前条第3項第1号中「子」とあるのは「県勤務時間等条例第17条の2第1項に規定する日常生活を営むのに支障がある者(以下「要介護者」という。)」と、同項第2号中「子が離縁又は養子縁組の取消しにより当該請求をした職員の子でなくなった」とあるのは「要介護者と当該請求をした職員との親族関係が消滅した」と、同項第3号中「子」とあるのは「要介護者(県勤務時間等条例第17条の2第1項の沖縄県人事委員会規則で定める者に限る。)」と読み替えるものとする。

ものとする。

(育児を行う県費負担教職員の深夜勤務の制限)

第33条 県費負担教職員は、県勤務時間等条例第6条の3第1項に規定する深夜勤務の制限を受けようとするときは、早出遅出勤務・深夜勤務制限請求書により、深夜における勤務の制限を請求する一の期間(6月以内の期間に限る。以下「勤務制限期間」という。)について、その初日(以下「勤務制限開始日」という。)及び末日(以下「勤務制限終了日」という。)とする日を明らかにして、勤務制限開始日の1月前までに請求を行わなければならない。

2～6 [略]

(介護を行う県費負担教職員の深夜勤務の制限)

第34条 前条(同条第3項第4号を除く。)の規定は、要介護者を介護する県費負担教職員について準用する。この場合において、前条第3項第1号中「子」とあるのは「県勤務時間等条例第17条の2第1項に規定する日常生活を営むのに支障がある者(以下「要介護者」という。)」と、同項第2号中「子が離縁又は養子縁組の取消しにより当該請求をした職員の子でなくなった」とあるのは「要介護者と当該請求をした職員との親族関係が消滅した」と、同項第3号中「子」とあるのは「要介護者(県勤務時間等条例第17条の2第1項の沖縄県人事委員会規則で定める者に限る。)」と読み替えるものとする。

(育児を行う県費負担教職員の深夜勤務の制限)

第33条 県費負担教職員は、県勤務時間等条例第6条の4第1項に規定する深夜勤務の制限を受けようとするときは、早出遅出勤務・深夜勤務制限請求書により、深夜における勤務の制限を請求する一の期間(6月以内の期間に限る。以下「勤務制限期間」という。)について、その初日(以下「勤務制限開始日」という。)及び末日(以下「勤務制限終了日」という。)とする日を明らかにして、勤務制限開始日の1月前までに請求を行わなければならない。

2～6 [略]

(介護を行う県費負担教職員の深夜勤務の制限)

第34条 前条(同条第3項第4号を除く。)の規定は、要介護者を介護する県費負担教職員について準用する。この場合において、前条第3項第1号中「子」とあるのは「要介護者」と、同項第2号中「子が離縁又は養子縁組の取消しにより当該請求をした職員の子でなくなった」とあるのは「要介護者と当該請求をした職員との親族関係が消滅した」と、同項第3号中「子」とあるのは「要介護者(県勤務時間等条例第17条の2第1項の沖縄県人事委員会規則で定める者に限る。)」と読み替えるものとする。

備考

- 1 改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）に対応する改正後の欄中下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- 2 改正後部分に対応する改正部分がない場合には、当該改正後部分を加える。
- 3 改正部分に対応する改正後部分がない場合には、当該改正部分を削る。

付 則

この訓令は、平成22年11月18日から施行し、平成22年6月30日から適用する。

教育委員会教育長訓令

那覇市教育委員会教育長訓令第6号

平 成 2 2 年 1 1 月 1 6 日

施 行 済

那覇市教育委員会職員安全衛生管理規程を次のように定める。

那覇市教育委員会

教育長 城 間 幹 子

那覇市教育委員会職員安全衛生管理規程**第 1 章 総則****(趣旨)**

第1条 この訓令は、那覇市教育委員会職員の安全管理及び衛生管理について、法令その他条例で別に定めるもののほか必要な事項を定めるものとする。

(職員の遵守事項)

第2条 職員は、法令で別に定めるもののほか、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 総括安全衛生管理者、安全管理者、衛生管理者、産業医、その他安全衛生管理に従事する者の安全衛生に関する指導及び指示に従うこと。
- (2) 常に職場、事業所、作業場、通路等の整理整頓に努めること。
- (3) 職場における事故要因の排除に努め、常に安全で規律ある行動をとること。
- (4) 所管に係る車両、機械器具その他作業用具の点検整備を定期的に励行し、安全かつ適切な方法で使用する。
- (5) 定められた安全及び衛生上の保護具は必ず着用すること。

(所属長の責務)

第3条 所属長（課長及びこれに準ずる者をいう。以下同じ。）は、法令で別に定めるもののほか、常に所属職員の安全及び衛生に留意し、必要な措置を講ずるとともに、総括安全衛生管理者から職員の安全及び衛生に関し、施設、作業方

法等の改善等を命じられたときは、その趣旨に沿って適切な措置を講じ、その結果を総括安全衛生管理者に報告しなければならない。

第2章 安全衛生管理

（総括安全衛生管理者等）

第4条 労働安全衛生法(昭和47年法律第57号。以下「法」という。)第10条の規定により、総括安全衛生管理者を置く。

2 前項の総括安全衛生管理者を補佐し、総括安全衛生管理者に事故があるとき又は総括安全衛生管理者が欠けたときその職務を代理させるため、総括安全衛生管理代理者を置く。

3 総括安全衛生管理者には生涯学習部長を、総括安全衛生管理代理者には総務課長をもって充てる。

（総括安全衛生管理者の職務）

第5条 総括安全衛生管理者は、法第10条第1項に掲げる事項のほか、次に掲げる事項を行わなければならない。

(1) 安全管理者及び衛生管理者を指揮統轄し、安全管理者及び衛生管理者間の連絡調整を行うこと。

(2) 安全管理及び衛生管理に関する事業計画を樹立し、これを実施すること。

2 総括安全衛生管理者は、第37条に定める安全衛生委員会の意見を尊重し、所属長に対し職員の安全管理及び衛生管理について、必要な措置をとることを命ずることができる。

第3章 安全管理

（安全管理者等）

第6条 学校給食センターに安全管理者を置く。

2 第4条第2項の規定は、安全管理者の職務を代理させるために置く安全管理代理者について準用する。

3 安全管理者は、学校給食センター所長をもって充てる。

4 安全管理代理者は、小緑学校給食センター副所長をもって充てる。

5 学校給食センターの副所長は、所管する学校給食センターの安全管理監督者として、安全管理者を補佐する。

（安全管理者の職務）

第7条 安全管理者は、労働安全衛生規則(昭和47年労働省令第32号。以下「省令」という。)第6条第1項に定める事項のほか、次に掲げる事項を行わなければならない。

(1) 定期的に又は必要に応じ、職場を巡視して作業の状況を点検し、安全に関する適切な指導及び監督を行うこと。

(2) 安全衛生委員会の意見を尊重し、安全管理に関する指導事項等の推進を図ること。

(3) 毎月の災害発生状況を総括安全衛生管理者に報告すること。

(4) 安全装置、保護具その他危険防止のための設備及び器具の定期的点検及び整備

(5) 作業の安全についての教育及び訓練

(6) 発生した災害原因の調査及び対策の検討

(7) 消防及び避難の訓練

(8) 安全に携わる者の監督

(9) 安全に関する資料の作成、収集及び重要事項の記録

(10) 前各号に掲げるもののほか、職員の安全に関し必要な事項を管理すること。

(報告)

第8条 安全管理者（安全管理者を置かない箇所にあつては当該箇所の所属長）は、総括安全衛生管理者に対し、次の各号に掲げる事項の区分に応じ、当該各号に定める日までに報告しなければならない。

(1) 事故発生の場合の災害事故報告

事故発生の日から5日まで

(2) 労働基準監督署に提出する届出事項又は報告事項

届出又は報告の日前7日

2 前項第1号に規定する事項の報告は、職員死傷病兼事故報告書（第1号様式）により行うものとする。

第4章 衛生管理

(衛生管理者等)

第9条 法第12条第1項の規定により、衛生管理者を置く。

2 第4条第2項の規定は、衛生管理者の職務を代理させるために衛生管理代理者を置く場合に準用する。

3 衛生管理者は、衛生管理者の資格を有する職員のうちから教育長が任命する。

4 衛生管理者の配置は、総括安全衛生管理者が定める。

(衛生管理者の職務)

第10条 衛生管理者は、省令第11条第1項に定める事項のほか、次に掲げる事項を行わなければならない。

(1) 健康診断に関する事項

(2) 職員の保健及び衛生思想の普及

(3) 健康に異常のある者の発見及び処置

(4) 作業環境の衛生上の調査

(5) 作業条件、施設等の衛生上の改善

(6) 衛生用保護具、緊急用具等の点検及び整備

(7) 衛生教育、健康相談その他職員の健康保持に必要な事項

(8) 職員の負傷及び疾病並びにそれらによる死亡、欠勤及び異動に関する統計の作成

(9) 衛生日誌の記載等職務上の記録の整備

(10) 前各号に掲げるもののほか、職員の保健衛生に関し必要な事項

(安全衛生推進者等)

第11条 法第12条の2の規定により、安全衛生推進者及び衛生推進者（以下「安全衛生推進者等」という。）を置く。

2 安全衛生推進者等は、それぞれの資格を有する職員のうちから教育長が任命する。

3 安全衛生推進者等の配置は、総括安全衛生管理者が定める。

(安全衛生推進者等の職務)

第12条 安全衛生推進者等は、法第10条第1項に掲げる事項（衛生推進者にあつては、衛生に係る事項に限る。）を行わなければならない。

(産業医)

第13条 法第13条の規定により産業医を置く。

2 産業医は、労働安全衛生法施行令（昭和47年政令第318号。）第5条に該当する箇所に置くものとする。

（産業医の選任）

第14条 産業医は、医師のうちから教育長が任命又は委嘱する。

（産業医の職務）

第15条 産業医は、省令第14条第1項及び第15条第1項に定める事項のほか、職員の保健衛生に関し必要な事項を行わなければならない。

（健康診断）

第16条 職員は、法令で別に定めるもののほか、この規則の定めるところにより健康診断を受けなければならない。

2 所属長は、その所属職員に受診漏れがないよう注意する等健康診断について適切な措置を講じなければならない。

（健康診断の実施責任者）

第17条 健康診断の実施責任者(以下「実施責任者」という。)は、総括安全衛生管理者とする。

（健康診断の実施担当者）

第18条 健康診断の実施担当者は(以下「実施担当者」という。)は、産業医とする。
ただし、教育長が認める医師又は医療機関に委託することができる。

（採用時健康診断）

第19条 採用時健康診断は、新たに職員として採用する場合に行う。ただし、医師による健康診断を受けた後、3月を経過しない者を採用する場合において、その者が当該健康診断の結果を証明する書面を提出したときは、当該健康診断の項目についての健康診断は行わない。

（定期健康診断）

第20条 定期健康診断は、毎年1回以上実施責任者の指定した期間内に、職員に対して実施する。

2 採用時に実施責任者の指定する健康診断を受けてから3月を経過しない職員に対しては、その年の定期健康診断を行わないことができる。

3 実施責任者が指定する期間内に定期健康診断を、やむをえない理由により受けることができない職員は、あらかじめその理由書を所属長を経て実施責任者に提出し承認を受けなければならない。

4 前項の承認を受けた職員は、実施責任者が別に指定する期日までに、他の医者の行う健康診断を受けなければならない。

（健康診断の費用）

第21条 法第66条第5項ただし書に該当する職員並びに前条第4項による健康診断を受けない職員の費用は、それぞれ当該職員において負担しなければならない。

（随時健康診断）

第22条 随時健康診断は、実施責任者が健康診断の必要があると認める職員について、随時に健康診断の項目を定めてこれを行う。

（健康診断の項目）

第23条 採用時健康診断は、次に掲げる項目についてこれを行う。

(1) 省令第43条各号に規定する検査

(2) その他実施責任者が必要と認める検査

2 定期健康診断は、次に掲げる項目についてこれを行う。

- (1) 省令第44条第1項各号に規定する検査
- (2) その他実施責任者が必要と認める検査

3 前項の規定にかかわらず、省令第44条第2項の規定により省略することのできる項目については、実施担当者の意見に基づき実施責任者の判断により、これを省略することができる。

（健康診断の結果の判定等）

第24条 実施担当者は、健康診断の結果を総合し、職員の健康状態を別表第1に定める区分により判定しなければならない。

2 前項の場合において、要療養者の最終判定は、第34条に規定する那覇市教育委員会職員衛生管理審議会の審議を経なければならない。

3 実施担当者は、前2項の定めるところにより職員の健康状態を判定したときは、その結果を実施責任者に報告しなければならない。

4 実施責任者は、前項の規定により健康診断の結果の報告を受けたときは、これを本人及び所属長に通知するものとする。

（健康診断個人票の作成）

第25条 実施責任者は、各健康診断の結果を健康診断個人票（第2号様式）に記録し、これを保管しなければならない。

（長時間労働にかかる面接指導）

第26条 法第66条の8第1項に規定する面接指導は、産業医がこれを実施するものとする。

（長時間労働にかかる面接指導の結果の判定等）

第27条 産業医は、前条の面接指導の結果を総合し、職員の健康状態を別表1に定める区分により判定しなければならない。

2 前項の場合において、要療養者の最終判定は、第36条に規定する那覇市教育委員会職員衛生管理審議会の審議を経なければならない。

3 産業医は、前2項の定めるところにより職員の健康状態を判定したときは、その結果を総括安全衛生管理者に報告しなければならない。

4 総括安全衛生管理者は、前項の規定により面接指導の結果の報告を受けたときは、これを本人及び所属長に通知するものとする。

（健康診断等の結果に対する措置）

第28条 総括安全衛生管理者及び所属長は、第24条及び第27条の規定により要療養者、要治療者及び要注意者の判定を受けた職員については、別表第1に定める措置を講じなければならない。

（要療養者）

第29条 要療養者は、自己の療養について、総括安全衛生管理者及び主治医の指示に従い、専心療養に努めるとともに、3月ごとに病状報告書（第3号様式）を総括安全衛生管理者に提供しなければならない。

（要治療者及び要注意者）

第30条 要治療者及び要注意者は、就業に当たり所属長及び衛生管理者の指導及び指示に従わなければならない。

2 所属長は、前項の職員の勤務について産業医の意見を聴き疾病を悪化させないように留意するとともに、健康回復について特別の配慮を払わなければならない。

（病者に対する措置）

第31条 省令第61条第1項に該当することとなった職員は、速やかに所属長を経て総括安全衛生管理者にその旨を届け出なければならない。

- 2 所属長は、職員が入院その他の事由により前項の届出ができないとき、又は届出をしないときは、当該職員に代わってこれを行わなければならない。
- 3 総括安全衛生管理者は、前2項の規定による届出を受けた場合において、必要があると認めるときは、那覇市教育委員会職員衛生管理審議会に諮り、当該職員について、衛生管理上適切な措置を講ずるものとする。
- （長期療養者の申請と復職等の手続）
- 第32条 職員が、次の各号のいずれかに該当する場合は、主治医又は産業医による診断書（第4号様式）を添えて総括安全衛生管理者に申し出なければならない。
- （1）那覇市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例施行規則（昭和47年那覇市規則第20号）第21条に規定する病気休暇のうち、30日以上療養を要する場合の休暇（以下「長期療養」という。）を受けようとするとき、又は長期療養を受けている職員が復職しようとするとき。
- （2）地方公務員法（昭和25年法律第261号）第28条第2項第1号に掲げる事由による休職（以下「休職」という。）の発令を受けた職員又は省令第61条第1項の規定により就業を禁止されている職員が復職しようとするとき。
- 2 総括安全衛生管理者は、必要があると認めるときは、前項に規定する復職等の可否について、那覇市教育委員会職員衛生管理審議会に諮り、その意見を付して教育長に報告しなければならない。
- （復職者等に対する措置）
- 第33条 所属長は、前条の手続きにより復職した職員の勤務について、産業医の意見を聴き疾病を悪化させないよう留意するとともに、健康回復について特別の配慮を払わなければならない。
- 2 教育長は、勤務のために症状が悪化するおそれのある職員については、勤務時間の短縮、配置転換その他適当な措置を講じなければならない。
- （記録の作成）
- 第34条 総括安全衛生管理者は、要療養者、要治療者及び要注意者の実情を明らかにしておくため、常に整理しておかななければならない。
- （職場環境の措置）
- 第35条 施設管理の責任を有する者は、省令に規定する衛生基準及び建築物における衛生的環境の確保に関する法律（昭和45年法律第20号）第4条に規定する衛生基準を守るとともに、快適な作業環境の維持及び向上に努めなければならない。
- （那覇市教育委員会職員衛生管理審議会の設置）
- 第36条 第32条第1項に規定する復職等の可否に関することその他職員の健康管理について必要な事項を審議するため、那覇市教育委員会職員衛生管理審議会（以下「審議会」という。）を置く。
- （組織）
- 第37条 審議会の委員は、生涯学習部長、生涯学習部副部長及び総務課長並びに審議会を開催する毎に職員及び次に掲げる者のうちから教育長が委嘱又は任命する委員若干名をもって組織する。
- （1）那覇市教育委員会の産業医
- （2）学識経験者
- 2 審議会に会長及び副会長を置き、会長に生涯学習部長を、副会長に生涯学習部副部長をもって充てる。
- 3 会長に事故があるときは、副会長がその職務を行う。
- （会議等）

第38条 審議会は、会長が招集する。

2 会長は、会議の議長となる。

3 審議会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

4 審議会の議事は、出席委員の過半数でこれを決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

5 審議会は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させて意見を聞き、又は必要な資料の提出を求めることができる。

6 会長は、審議会の権限に属する軽微な事項又は緊急処理を必要とする事項で、その議決により特に指定したものは、当該事項を回議することによって審議会の回議に代えることができる。

第5章 安全衛生委員会

（安全衛生委員会の設置）

第39条 法第19条第1項の規定により、安全衛生委員会（以下「委員会」という。）を置く。

（付議事項）

第40条 委員会は、次に掲げる事項を審議する。

(1) 法第17条第1項各号に規定する事項

(2) 法第18条第1項各号に規定する事項

(3) 前2号に掲げるもののほか、安全衛生に関し特に重要な事項

（委員会の組織）

第41条 委員会の委員は、次に掲げる者をもって組織する。

(1) 総括安全衛生管理者

(2) 安全管理者及び衛生管理者

(3) 安全衛生に関し経験を有する者

(4) 産業医

(5) 教育長が適当と認めた者

2 委員の定数は、15人以内とし、教育長が委嘱又は任命する。ただし、前項第1号の委員以外の委員の半数については、職員団体の推薦に基づき任命する。

（委員の任期）

第42条 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とし、総括安全衛生管理者及び安全管理者については、その職にある期間とする。

2 委員は、再任することができる。

（委員長）

第43条 委員会に委員長を置き第41条第1項第1号に規定する委員をもって充てる。

2 委員長は、会務を総理する。

3 委員長に事故又は欠けたときは、委員長があらかじめ指定した委員がその職務を行う。

（会議等）

第44条 委員会は、委員長が招集する。

2 委員長は、会議の議長となる

3 委員会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

4 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し可否同数のときは、委員長の決するところによる。

5 委員長が必要と認めるときは、委員以外の者を会議に出席させて意見を聴き、

又は資料の提出を求めることができる。

- 6 前各号に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員会が定める。

（報告）

第45条 委員長は、委員会で審議した事項を教育長に報告しなければならない。

第6章 雑則

（秘密の保持）

第46条 総括安全衛生管理者、安全管理者及び衛生管理者その他安全衛生に従事する職員は、職務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。その職を退いた後もまた同様とする。

（その他）

第47条 この訓令に定めるもののほか、職員の安全衛生管理について必要な事項は、別に定める。

付 則

この訓令は、平成22年11月16日から施行し、平成22年4月1日から適用する。

別表第1(第24条、第27条、第28条関係)

区分		健康診断等の結果の判定等	健康診断等の結果に対する措置
要療養者		勤務を休む必要があり、治療を必要とする者	勤務を休ませ、その病状に応じて自宅治療、入院治療等の適当な治療を受けさせる。
要治療者		勤務に制限を加える必要があり、治療を必要とする者	時間外勤務の禁止、配置転換その他適当な措置を講ずるとともに治療を受けさせる。
要注意者	1	勤務に制限を加える必要があり定期的に医師の観察指導などを受ける必要がある者	時間外勤務を禁止又は制限し、過労とならないよう配慮するとともに、発病又は再発防止のため1年に2回以上の指導を行い、必要に応じて精密検査を行う。
	2	勤務をほぼ平常に行っているが、定期的に医師の観察指導を受ける必要がある者	時間外勤務を制限し、過労とならないよう配慮するとともに、発病又は再発防止のため1年に2回の指導を行い、必要に応じて精密検査を行う。
	3	勤務を平常に行っているが、定期的に医師の観察指導を受ける必要がある者	過労とならないよう配慮するとともに、発病又は再発防止のため1年に1回の指導を行い、必要に応じて精密検査を行う。
健康者		平常の勤務を行っている者	

第1号様式(第8条関係)

職 員 死 傷 病 兼 事 故 報 告 書

被 災 者	部 課 名	職 名				年 月 日				年 令	満 才	
	氏 名	性別	男	女	生年月日	年	月	日	年 令	満 才		
	採 用 年 月 日	年	月	日	経 験 年 数	年	月	日	住 所	時 分		
被 災 状 況	発 生 日 時	年	月	日	曜 日	時 分	作業開始時刻					
	発 生 場 所						発生時の作業					
災 害 発 生 状 況 及 び 原 因 災 害 発 生 状 況 及 び 原 因												
人 的 被 害	傷 病 名	傷病の部位				病院名		障 害 の 見 込				
	傷 病 程 度	死	重 傷 (8日以上)	軽 傷 (1日～7日)	業 務 休 業	就 業 通 院	障 害 の 見 込					
		亡	自 日 至 日	自 日 至 日	自 日 至 日	自 日 至 日	障 害 の 見 込					
物 的 被 害	建 物	年 月 日 時 分	自 日 至 日	自 日 至 日	自 日 至 日	原 材	そ の 他	計				
	区 分						機 械 設 備					
	名 称、規 模 等											
被 害 金 額	円	円	円	円	円	円	円					

事故防止対策	同種事故再発防止 対策及び実施方法				
発生工事現場名		現場責任者職氏名			
上記のとおり報告いたします。 年 月 日					
※ 労働不能の程度	※ 原因別調 死 永久全部労働不能 亡 永久一部労働不能 以上 休業8日以上 他 休業1日～7日 その他	(A)動力運転災害	(B)作業行動災害	(C)特殊危険災害	(D)災害雑原因
		1 装置動力伝道 2 同揚重機 3 同運搬機 4 一般動力機 5 手助揚重 6 手助機工 7 取扱運搬 8 飛来落下 9 撃突踏抜 10 墜落災害 11 電気災害 12 毒劇災害 13 爆発破裂 14 高熱災害 15 火事災害 16 倒壊災害 17 交通災害 18 雑災害			
		報告書作成者職氏名			

1 ※欄は記入しないこと。

2 「経験年数」の欄には、当該職種についての経験年数を記入すること。

第2号様式(第25条関係)

(表面)

ふりがな				性別	生年月日	年	月	日	
氏名				男・女	採用年月日	年	月	日	
職員番号				血液型 ABO式()RH式()					
部名									
課名									
健診年月日		・	・	・	・	・	・	・	
年齢		歳	歳	歳	歳	歳	歳	歳	
身長(cm)									
体重(kg)									
標準体重(kg)									
体脂肪率(%)／BMI									
腹囲(cm)									
視力 (矯正視力)		右 左 () ()	右 左 () ()	右 左 () ()	右 左 () ()	右 左 () ()	右 左 () ()	右 左 () ()	
聴力	右	1000Hz	正常 dB	正常 dB	正常 dB	正常 dB	正常 dB	正常 dB	
		4000Hz	正常 dB	正常 dB	正常 dB	正常 dB	正常 dB	正常 dB	
	左	1000Hz	正常 dB	正常 dB	正常 dB	正常 dB	正常 dB	正常 dB	
		4000Hz	正常 dB	正常 dB	正常 dB	正常 dB	正常 dB	正常 dB	
血圧		～	～	～	～	～	～	～	
尿検査	蛋白								
	潜血								
	糖								
	ウロビリノーゲン								
保健指導									
胸部レントゲン	撮影番号	間接・直接	間接・直接	間接・直接	間接・直接	間接・直接	間接・直接		
		No.	No.	No.	No.	No.	No.		
	所見								
		判定							
人間ドッグ		年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日		
健康度測定									
脳ドッグ									
脳検査									

(裏面)

健診年月日			・	・	・	・	・
年齢			歳	歳	歳	歳	歳
心電図	検査番号		No.	No.	No.	No.	No.
	所見						
	判定						
採血番号			No.	No.	No.	No.	No.
性別(男・女)			空・食後	空・食後	空・食後	空・食後	空・食後
貧血	血色素量	g/dl					
	赤血球容積比	%					
	赤血球数	万/mm ³					
	白血球数	/mm ³					
循環器	コレステロール	mg					
	HDL コレステロール	mg					
	中性脂肪	mg					
	LDL コレステロール	mg					
肝臓	GOT	LU/l					
	GPT	LU/l					
	γ-GTP	LU/l					
	HBs抗原						
腎臓	BUN	mg/dl					
	クレアチニン	mg/dl					
	尿酸	mg					
	血糖	mg					
	HbA1C	%					
総合判定							
健康実施機関名							
診断医師名							
産業医の指示及び職業上の注意事項その他備考							

第3号様式(第29条関係)

病 状 報 告 書

氏名		所 属		職 名	
生年月日 (満 才) 年 月 日生		連絡先(自宅、入院先) (電話)			
病 名		病状経過			
		検査項目及び結果			
治療経過及び現在の病状		入 院 年 月 日		年 月 日	
		退 院 年 月 日		年 月 日	
今後の見通し					
作成月日 年 月 日		検診医		住 所 医療機関名 氏 名	

※黒インク又は黒ボールペンで記載してください。

第4号様式(その1)(第32条関係)

診 断 書 職員番号()

(公傷病休暇・結核性療養休暇・私傷病休暇・休職・就業禁止)申請用			
氏 名	男・女	所 属	内線() 職 名
生年月日	(歳)	連絡先(自宅・入院先)	
年	月	日生	電話()
病 名			初診年月日(発病年月日)
			年 月 日
療 養 区 分	入院療養・自宅療養		現在までの既往歴及び経過
安 静 療 養 期 間	年 月 日から		
	年 月 日まで		
入 院 年 月 日	年 月 日		
退院予定年月日	年 月 日		
		検査項目及び結果	
病状及び所見(投薬治療の状況等)			
診断書作成年月日 年 月 日			
住 所			
検診医 医療機関名			
氏 名 印			
※産業医欄		産業医氏名	

第4号様式(その2)(第32条関係)

診 断 書 職員番号()

時間を単位とした私傷病休暇申請用			
氏 名	男・女	所 属	内線() 職 名
生年月日	(歳)	連絡先(自宅・入院先)	
年	月	日生	電話()
病 名			初診年月日(発病年月日)
			年 月 日
療 養 区 分	勤務しながらの通院		現在までの既往歴及び経過
通院することが 必要な期間	年 月 日から		
	年 月 日まで		
通院治療の頻度	週 回(曜日)		
	時～ 時		
		検査項目及び結果	
病状及び所見(投薬治療の状況等)			
診断書作成年月日 年 月 日 住 所 検診医 医療機関名 氏 名 印			
※産業医欄		産業医氏名	

第4号様式(その3)(第32条関係)

診 断 書 職員番号()

復 職 申 請 用			
氏 名	男・女	所 属	内線() 職 名
生年月日 (歳) 年 月 日生		連絡先(自宅・入院先) 電話()	
主病名		初診年月日	年 月 日
		発病年月日	年 月 日
合併症等		入院年月日	年 月 日
療養区分	入院療養 ・ 自宅療養		退院年月日 年 月 日
現 在		現在の病状	検査項目及び結果
治療経過			
治癒(寛解状態)に至った年月日		年 月 日	
復職について(今後の見通し)			
診断書作成年月日 年 月 日			
住 所			
検診医 医療機関名			
氏 名 印			
※産業医欄		産業医氏名	

教育委員会告示

那覇市教育委員会告示第3号

平成 22 年 12 月 8 日

掲 示 済

那覇市教育委員会非常勤職員要綱等の一部を改正する要綱

那覇市教育委員会非常勤職員要綱等の一部を次のように改正する。

那覇市教育委員会

委員長 田 端 温 代

（那覇市教育委員会非常勤職員要綱の一部改正）

第1条 那覇市教育委員会非常勤職員要綱(平成2年10月5日教育長決裁)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(適用除外) 第3条 前条第2項による非常勤職及び非常勤職員については、<u>第5条第2項から第6項まで、第9条から第16条まで及び第18条から第24条までの規定は適用しない。</u> (採用期間等) 第5条 非常勤職員の採用期間は、<u>1会計年度内とする。ただし、規則に特別の定めがあるとき、又は主管部長が必要と認めるときは、この限りでない。</u> 2 <u>非常勤職員として採用された者については、継続採用(採用期間の満了により、又は採用期間の満了前に自己都合により退職した者を当該退職した年度の翌年度において非常勤職員として採用することをいう。以下同じ。)しない。</u> 3 <u>前項の規定にかかわらず、主管部長が必要と認める非常勤職に採用</u>	(適用除外) 第3条 前条第2項による非常勤職及び非常勤職員については、<u>第5条第1項、第3項から第5項まで、第9条から第16条まで及び第18条から第24条までの規定は適用しない。</u> (採用期間等) 第5条 非常勤職員は、<u>65歳未満の者で、非常勤職員を希望するものの中から選考の上、採用するものとする。ただし、生涯学習部長が主管部長と協議して必要と認める場合は、この限りではない。</u> 2 <u>非常勤職員の任用期間は、1会計年度内とする。ただし、規則に特別の定めがあるときは、この限りでない。</u> 3 <u>主管部長が、必要があると認めるときは、非常勤職員を継続して採用</u>

する場合においては、<u>継続採用することができる。この場合においては、継続採用される者の非常勤職員としての採用については、最初に採用された会計年度を含めて、連続した3会計年度を超えることはできないものとする。</u> 4 <u>前項後段の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合においては、主管部長は、生涯学習部長と協議の上、継続採用される者の非常勤職員としての採用について連続した5会計年度とすることができる。</u> (1) 特定の資格・免許を必要とする非常勤職に採用する場合 (2) 専門的な知識及び技能並びに経験を必要とする非常勤職に採用する場合 (3) 障害者の雇用の促進等に関する法律(昭和35年法律第123号)第38条の規定に基づき定められた障害者雇用率を確保するため必要がある場合 5 <u>前2項の規定により連続した3会計年度以上において採用された者については、当該連続した会計年度のうちの最終会計年度の翌会計年度及び翌々会計年度においては非常勤職員として採用しないものとする。</u> 6 <u>非常勤職員は、63歳未満の者で、非常勤職員を希望するものの中から選考の上、採用するものとする。</u>	することができる。ただし、最初に採用された年度を含めて、<u>連続した3会計年度を超えて採用することはできない。</u> 4 <u>生涯学習部長は、前項ただし書の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合においては、主管部長と協議の上、3会計年度を超え、5会計年度の範囲内で、継続して採用することができる。</u> (1) 特定の資格又は免許を必要とする非常勤職である場合 (2) 専門的な知識及び技能並びに経験を必要とする非常勤職である場合 (3) 障害者の雇用の促進等に関する法律(昭和35年法律第123号)第38条の規定に基づき定められた障害者雇用率を確保する必要がある場合 5 <u>連続した3会計年度以上において採用された者については、当該連続した会計年度のうちの最終会計年度の翌会計年度及び翌々会計年度においては非常勤職員として採用しないものとする。</u>
備考 1 改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)に対応する改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。 2 改正部分に対応する改正後部分がない場合には、当該改正部分を削る。	

(那覇市教育委員会非常勤職員要綱の一部を改正する要綱の一部改正)

第2条 那覇市教育委員会非常勤職員要綱の一部を改正する要綱(平成10年12月17

日教育長決裁)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
付 則 3 平成10年度において非常勤職員として採用された者<u>を採用期間の初日</u>が平成11年4月1日以後である非常勤職員として採用する場合においては、当分の間、改正後の要綱第5条第2項から第5項までの規定は適用しない。ただし、この要綱の施行の際現にこれらの規定に相当する定めが別にある場合は、当該別の定めによる。	付 則 3 平成10年度において非常勤職員として採用された者<u>で、平成11年度においても非常勤職員として採用された者</u>においては、当分の間、改正後の要綱第5条第3項ただし書及び第4項の規定は適用しない。ただし、この要綱の施行の際現にこれらの規定に相当する定めが別にある場合は、当該別の定めによる。
備考 改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)に対応する改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。	

付 則

この要綱は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

監査委員公表

那 監 公 表 第 3 号

平成 23 年 1 月 17 日

那覇市監査委員	慶	利光
同	宮里	善博
同	大浜	安史
同	仲松	寛

平成 22 年度前期定期監査の結果について（公表）

地方自治法第 199 条第 4 項の規定に基づき、都市計画部、建設管理部、消防本部の定期監査を行ったので、同条第 9 項の規定により監査の結果を、次のとおり公表する。

定期監査報告書

第 1 監査の対象 都市計画部

都市計画課、建築指導課、市街地整備課、契約検査室、
区画整理課

建設管理部

建設企画課、道路建設課、花とみどり課、建築工事課
道路管理室、公園管理室、市営住宅室、土木管理事務所

消防本部

総務課、予防課、警防課、救急課、指令情報課、西消防署、
中央消防署

第 2 監査の期間 平成 22 年 9 月 16 日から平成 22 年 12 月 27 日まで

第 3 監査の方法

監査は平成 22 年度（平成 22 年 9 月 30 日現在）における予算の執行状況及び事務事業の状況並びに財産の管理状況等について、監査資料の提出を求め、関係各課等から説明を聴取し、これらの財務に関する事務が、法令に基づいて適正かつ効率的に執行されているかどうかを主眼として実施した。

第 4 監査の結果 次のとおり

都市計画部

○ 都市計画課

1 職員の配置状況

都市計画課の職員配置状況は、参事兼課長 1 人、副参事 5 人、主幹 2 人、主査 9 人、主任技師 4 人、技師 4 人の計 25 人である。派遣職員として、県都市計画・モノレール課派遣 3 人（副参事 1 人、主任技師 1 人、主事 1 人）、沖縄都市モノレール（株）派遣 1 人（主査）、那覇港管理組合派遣 17 人（副参事 4 人、主幹 1 人、主査 7 人、主任主事 2 人、主任技師 1 人、主事 2 人）、泊ふ頭開発（株）派遣 1 人（参事）である。その他、非常勤職員 1 人、臨時職員 1 人である。

2 主な所掌事務

都市計画課は、都市計画、都市交通対策、モノレール対策、基地の跡地利用の基本計画、国土利用計画法に基づく調査・報告等、都市デザイン、那覇港管

理組合、泊ふ頭株式会社に関する事務を所掌している。

3 予算の執行状況

歳入及び歳出の予算執行状況については、収入調定伺、支出負担行為書、所属別歳入・歳出執行状況表等により審査した結果、計数は正確と認めた。

(1) 負担金、補助金及び交付金について

負担金の支出は、平成 22 年度那覇港管理組合（2 億 7,155 万 3,000 円）、平成 22 年度沖縄県都市計画協会（82 万 3,000 円）、平成 22 年度（財）都市計画協会（22 万 8,000 円）等の団体負担金及び出席負担金である。

補助金の支出は、都市景観助成金（86 万 7,000 円）である。

(2) 資金前渡・概算払について

資金前渡による支払いは、那覇市都市計画審議会委員、那覇市都市景観審議会委員の報酬及び費用弁償、都市デザインアドバイザー報酬、都市モノレール整備資金貸付金等である

概算払による支払いは、第 53 回港湾都市協議会総会等の参加旅費である。

これらについて、予算執行伺書等により審査した結果、「6 指摘事項等」以外は、おおむね適正に処理されているものと認めた。

4 契約事務の状況

(1) 業務委託について

業務委託契約は、首里金城村屋管理運営業務委託（69 万 4,000 円）等である。

(2) 使用料及び賃借料について

使用料及び賃借料契約は、タクシー使用料（24 万 5,380 円）、カラーコピー機賃借料（47 万 9,979 円）等である。

これらについて、契約方法、契約書、契約内容、履行状況等を審査した結果、おおむね適正に処理されているものと認めた。

5 財産の管理状況

(1) 土地・建物について

土地は歴史観光施設（首里金城村屋）201.00 m²、建物は歴史観光施設（首里金城村屋）72.9 m²等である。

(2) 有価証券について

有価証券は、株式会社沖縄都市モノレール 25 億円、泊ふ頭開発（株）6 億円である。

(3) 債権について

債権は、都市モノレール整備資金貸付金 91 億 9,386 万 3,000 円、バス事業活性化資金貸付金 8 億 8,091 万 3,000 円である。

(4) 物品について

物品の出納及び保管等について、平成 22 年 11 月 8 日に備品台帳、その他関係書類と現品を突合（抽出）した。

これらについて、関連台帳等により審査した結果、おおむね良好に管理されているものと認めた。

6 指摘事項等

都市モノレール等計画自治体協議会負担金の支出について（注意事項）

負担金交付団体の運営状況について、交付団体の平成 21 年度決算書で確認した結果、収入に占める支出の割合（18.0%）が極端に低く、収支差額は剰余金として翌年度へ繰り越している。

負担金（4万円）は交付額の多寡にかかわらず、本市の財政運営が厳しく問われていることを踏まえ、当該団体の事業目的、事業内容、経費等を当該団体の会則及び決算等で十分検証し、事業計画のあり方及び負担金見直し等を行い、効率的・効果的な予算執行に留意されたい。

○ 建築指導課

1 職員の配置状況

建築指導課の職員配置状況は、課長1人、副参事2人、主幹2人、主査4人、主任技師5人、技師8人の計22人である。

2 主な所掌事務

建築指導課は、建築基準法に基づく建築確認及び建築許可、建築相談及び指導、違反建築物、融資住宅、開発許可申請、道路位置指定、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律に基づく分別解体等、優良宅地及び優良住宅の認定に関する事務を所掌している。

3 予算の執行状況

歳入及び歳出の予算執行状況については、収入調定伺、支出負担行為書、所属別歳入・歳出執行状況表等により審査した結果、計数は正確と認めた。

（1）負担金、補助及び交付金について

負担金の支出は、全国建築審査会協議会（4万8,000円）、日本建築行政会議（10万円）、沖縄受信環境クリーン協議会（5,000円）、九州ブロック建築審査課長会議（6,000円）等の団体負担金及び出席負担金である。

（2）資金前渡・概算払について

資金前渡による支払いは、第1回建築審査会委員の報酬及び費用弁償等である。

概算払による支払いは、九州ブロック建築審査会長会議参加旅費等である。

これらについて、予算執行伺書等により審査した結果、おおむね適正に処理されているものと認めた。

4 契約事務の状況

（1）業務委託について

業務委託契約は、構造計算適合性判定業務委託（154万円）である。

（2）使用料及び賃借料について

使用料及び賃借料契約は、建築確認支援システム機器装置の賃借料（30万5,865円）、中間検査業務用自動車賃借料（7万560円）等である。

これらについて、契約方法、契約書、契約内容、履行状況等を審査した結果、おおむね適正に処理されているものと認めた。

5 財産の管理状況

物品について

物品の出納及び保管等について、平成22年11月9日に備品台帳、その他関係書類と現品を突合（抽出）した。

これらについて、関連台帳等により審査した結果、おおむね良好に管理されているものと認めた。

6 指摘事項等

該当事項はありません。

○ 市街地整備課

1 職員の配置状況

市街地整備課の職員配置状況は、課長 1 人、副参事 2 人、主幹 1 人、主査 5 人、主任技師 1 人、技師 1 人、主事 1 人の計 12 人である。

2 主な所掌事務

市街地整備課は、市街地再開発事業、新規開発地区、町界、町名及び地番、住居表示、市の区域及び新都心地区のまちづくりに関する事務を所掌している。

3 予算の執行状況

歳入及び歳出の予算執行状況については、収入調定伺、支出負担行為書、所属別歳入・歳出執行状況表等により審査した結果「6 指摘事項等」で述べたこと以外は、計数は正確と認めた。

(1) 負担金・補助金について

負担金の支出は、都市再開発促進協議会年会費（14 万円）、社団法人全国市街地再開発協会年会費（8 万円）、全国市街地再開発研修負担金（1 万 6,000 円）、住宅市街地整備研修会参加負担金（1 万 2,000 円）である。

(2) 資金前渡・概算払について

資金前渡による支出は、全国市街地再開発事業研修会負担金（1 万 6,000 円）、住宅市街地整備研修会参加費（1 万 2,000 円）等である。

概算払による支出は、全国市街地再開発事業研修会参加旅費、国土交通省事務調整（連鎖型市街地整備のスキーム構築検討全体会議）出席旅費、住宅市街地整備研修会参加及び視察参加旅費である。

これらの状況について審査した結果、「6 指摘事項等」で述べたこと以外は、おおむね適正に処理されているものと認めた。

4 契約事務の状況

使用料及び賃借料について

使用料及び賃借料契約は、タクシー使用料（31 万 4,282 円）、複写機賃貸借料（47 万 8,800 円）、コピー使用料（29 万 9,123 円）、及びNHK放送受信料外 1 件（1 万 3,280 円）等である。

これらの契約事務について、契約方法、契約書、契約内容、履行状況等を審査した結果、おおむね適正に処理されているものと認めた。

5 財産の管理状況

(1) 出資金について

出資金は、那覇新都心株式会社出資金（2 億 2,500 万円）、久茂地都市開発株式会社株券（1 億 2,000 万円）である。

(2) 物品について

物品の出納及び保管等について、平成 22 年 11 月 10 日に備品台帳、その他関係書類と現品を突合（抽出）した。

これらについて、関連台帳等により審査した結果、おおむね良好に管理されているものと認めた。

6 指摘事項等

町界町名図の売払収入の調定について（注意事項）

市政情報センターで販売された町界町名図売り払い収入は、銀行への払い込みは終えているものの調定が行われていない。那覇市会計規則第 20 条第 2 項

において、調定は歳入が収納されたときに直ちに行われることが原則であることから、今後は同規則を遵守し、少額でも調定漏れがないよう適正な予算執行に注意されたい。

○ 契約検査室

1 職員の配置状況

契約検査室の職員配置状況は、参事兼室長 1 人、副参事 3 人、主幹 2 人、主査 3 人、主任主事 2 人、主事 1 人の計 12 人である。その他、非常勤職員 3 人、臨時職員 1 人である。

2 主な所掌事務

契約検査室は、建物及び施設工事並びに土木工事の検査、歩掛及び工事仕様書の調整、設計積算の標準化、建設工事競争入札参加資格審査委員会、建設工事指名業者選定委員会、工事請負及び調査、測量、設計委託等の入札及び契約、工事の設計及び施工における技術の蓄積及び向上に関する事務を所掌している。

3 予算の執行状況

歳入及び歳出の予算執行状況については、収入調定伺、支出負担行為書、所属別歳入・歳出執行状況表等により審査した結果、計数は正確と認めた。

(1) 未収金について

未収金は、平成 19 年 11 月 6 日に執行した石嶺市営住宅第 2 期建替工事（建築 1 工区）の入札において、共同企業体（3 社）が本工事を落札したものの正当な理由なく契約を締結しなかったための損害賠償金で破産管財人から 339 万 4,591 円配当された残り（3,127 万 875 円）である。

(2) 負担金について

負担金の支出は、沖縄県公共工事契約業務連絡協議会負担金（8,000 円）である。

(3) 資金前渡について

資金前渡による支出は、第 1 回入札監視委員会委員報償費（5 万 1,000 円）である。

これらについて審査した結果、おおむね適正に処理されているものと認めた。

4 契約事務の状況

(1) 業務委託について

業務委託契約は、電子入札コアシステムアウトソーシングサービス応札者向けヘルプデスクサービス（100 万 8,000 円）、保管管理システム保守管理（61 万 4,250 円）、工事契約システム保守管理（56 万 7,000 円）、電子入札コアシステムアウトソーシングサービスシステム管理支援サービス（25 万 2,000 円）、CAD ソフトウェア操作等研修業務契約等である。

(2) 使用料及び賃借料について

使用料及び賃借料の契約は電子入札コアシステムアウトソーシングサービス契約（運用サービス）（279 万 8,000 円）、那覇市電子納品保管管理システム賃貸借契約（115 万 6,332 円）、電子入札コアシステムアウトソーシングサービス契約（入札情報公開サービス）（84 万円）、OA 機器賃借料（20 万 6,640 円）、パソコン機器賃貸借（13 万 2,930 円）等である。

これらの契約事務について、契約方法、契約書、契約内容、履行状況等を審

査した結果、おおむね適正に処理されているものと認めた。

5 財産の管理状況

物品について

物品の出納及び保管等について、平成 22 年 11 月 9 日に備品台帳、その他関係書類と現品を突合（抽出）した結果、おおむね良好に管理されているものと認めた。

6 指摘事項等

該当事項はありません。

○ 区画整理課

1 職員の配置状況

区画整理課の職員配置状況は、課長 1 人、副参事 2 人、主幹 6 人、主査 8 人、主任技師 7 人、主任主事 4 人、技師 7 人の計 35 人である。その他、非常勤職員 1 人である。

2 主な所掌事務

区画整理課は、土地区画整理事業の事業計画及び実施計画、区画整理事業特別会計の予算・決算及び経理、土地区画整理事業の清算、土地区画整理事業の換地計画、建築指導及び建築行為等の許可、土地区画整理事業の移転補償、土地区画整理事業の工事及び公共施設の管理引継ぎに関する事務を所掌している。

3 予算の執行状況

歳入及び歳出の予算執行状況については、収入調定伺、支出負担行為書、所属別歳入・歳出執行状況表等により審査した結果、計数は正確と認めた。

（1）未収金について

未収金は真嘉比古島第一地区清算徴収金現年度分（2 万円）滞納繰越分（4,005 万 8,234 円）、壺川清算徴収金現年度分（1 万円）滞納繰越分（341 万 6,751 円）、小禄南清算徴収金現年度分（8 万 8,312 円）滞納繰越分（70 万 8,839 円）である。

（2）補償金について

真嘉比古島第二区画整理事業に伴う物件移転補償（単独、現年度 139 件 3 億 167 万 6,741 円）、真嘉比古島第二区画整理事業に伴う物件移転補償（繰越明許）（15 件 4,141 万 9,129 円）及び那覇ふ頭三重城小船溜まり係留使用料に対する補償費（1 件 52 万 2,900 円）である。

（3）負担金、交付金について

負担金の支出は、社団法人まちづくり区画整理協会団体負担金（18 万 8,000 円）、土地区画整理セミナー（土地区画整理の仕組みと運用）2 万 2,000 円、区画整理セミナー「移転補償」（2 万 2,000 円）、区画整理換地計画・換地処分講習会出席者負担金（1 万 9,000 円）、土地区画整理セミナー（土壌汚染と土地区画整理事業）出席負担金（1 万 6,000 円）等である。

交付金の支出は、区画整理事業の換地処分に伴う土地権利価格の差額に対する補償で真嘉比古島第一地区清算交付金（7 万 8,069 円）である。

（4）資金前渡・概算払について

資金前渡による支出は、真嘉比古島第二土地区画整理事業審議会委員報酬、土地区画整理事業賠償責任保険料及び土地区画整理セミナー「移転補償」受

講負担金等である。

概算払による支出は、土地区画整理セミナー「事業実施計画と経営管理」、
「区画整理の換地計画・換地処分講習会」旅費等である。

これらについて審査した結果、「6 指摘事項等」で述べたこと以外は、おおむね適正に処理されているものと認めた。

4 契約事務の状況

(1) 業務委託について

業務委託契約は、真嘉比古島古墓群発掘調査 (2,625 万円)、真嘉比古島古墓群発掘調査 (繰越明許) (1,554 万円)、真嘉比古島第二磁気探査業務 (その 7) (479 万 4,300 円)、真嘉比古島第二地区物件調査業務 (H22 の 2) (410 万 2,000 円) 及び真嘉比古島第二地区物件調査業務 (H22 の 3) (405 万 8,460 円) 及び真嘉比古島第二土地区画整理事業に係る不動産鑑定評価業務 (186 万 9,000 円) 等である。

(2) 工事及び設計委託について

工事及び設計委託契約は、平成 22 年度分の真嘉比古島第二街路及び整地工事 (その 5) (1 億 815 万円)、真嘉比古島第二街路及び整地工事 (その 3) (1 億 149 万 6,150 円)、真嘉比古島第二街路及び整地工事 (その 8) (8,853 万 1,800 円)、平成 21 年度から繰越分で真嘉比古島第二街路及び整地工事 (その 4) (6,520 万 5,000 円)、真嘉比古島第二街路及び整地工事 (その 17) (5,590 万 2,000 円) 等である。

(3) 使用料及び賃借料について

使用料及び賃借料契約は、仮設住宅用地賃借料 (330 万 2,000 円)、パソコン機器賃貸料 (その 1) (162 万 5,400 円)、パソコン機器賃貸料 (その 2) (146 万 340 円)、土木工事積算システム使用料 (91 万 3,600 円)、三原資料室賃借料 (45 万円) 等である。

これらの契約事務について、契約方法、契約書、契約内容、履行状況等を審査した結果、「6 指摘事項等」で述べたこと以外は、おおむね適正に処理されているものと認めた。

5 財産の管理状況

(1) 建物について

建物は、仮設住宅 (522.20 m²)、現場事務所 (322.00 m²)、区画整理課書庫 (49.69 m²)、納骨堂 (392.47 m²) である。

(2) 基金について

基金は、壺川土地区画整理事業基金 672 万円、小禄金城土地区画整理事業基金 5 万 5,000 円、小禄南土地区画整理事業基金 483 万 1,000 円、真嘉比古島第一土地区画整理事業基金 886 万 4,000 円、真嘉比古島第二土地区画整理事業基金 3,307 万 3,000 円である。

(3) 物品について

物品の出納及び保管等について、平成 22 年 11 月 8 日に備品台帳、その他関係書類と現品を突合 (抽出) した。

これらについて、関連台帳等により審査した結果、おおむね良好に管理されているものと認めた。

6 指摘事項等

(1) 土地区画整理清算徴収金 (滞納繰越金) 未収金について (要望事項)

真嘉比古島第一地区 4,005 万 8,234 円 (再審査請求 9 人 995 万 6,471 円) ・

壺川 341 万 6,751 円・小禄南 70 万 8,839 円の清算徴収金については、事業不振や低所得による生活困窮等の理由や事業不満による国への再審査請求での滞納であるが、多額のため、継続的な状況確認と納付折衝を推進し、なお一層未収金徴収に努力されたい。

（2）不動産鑑定評価業務委託について（要望事項）

真嘉比古島第二土地区画整理事業不動産鑑定評価業務委託は、2 業者と随意契約（1 件 93 万 4,500 円の 2 件）されている。これは中央用地対策連絡協議会が定める「公共事業に係る不動産鑑定報酬基準について」において不動産鑑定士評価に対する基本報酬額が定められているため、当該委託契約は競争入札に適しないものとして、随意契約によっているものである。

しかしながら、他府県の市町村においては随意契約を見直し、競争入札を取り入れているケースもあり、今後は他府県の状況を把握し、公平性、透明性を確保するため、競争入札の導入を検討されたい。

建設管理部

○ 建設企画課

1 職員の配置状況

建設企画課の職員配置状況は、参事兼課長 1 人、副参事 1 人、主幹 2 人、主査 4 人、主任主事 1 人、主事 1 人の計 10 人である。

2 主な所掌事務

建設企画課は、住宅政策、民間賃貸住宅の活用等、市営住宅建替計画、市営住宅建替事業における民間活用用地、建設管理部の所管する施設の管理に係る企画、特殊地下壕対策事業に関する事務を所掌している。

3 予算の執行状況

歳入及び歳出の予算執行状況については、収入調定伺、支出負担行為書、所属別歳入・歳出執行状況表等により審査した結果、計数は正確と認めた。

（1）負担金、補助及び交付金について

負担金の支出は、高齢者住宅担当者研修会の出席負担金（1 万円）である。

（2）資金前渡・概算払の取扱について

資金前渡による支出は、第 11 回住宅政策審議会の報酬及び費用弁償である。

概算払による支出は、高齢者住宅担当者研修会の旅費である。

これらについて、予算執行伺書等により審査した結果、おおむね適正に処理されているものと認めた。

4 契約事務の状況

（1）業務委託契約について

業務委託契約は、排水路応急対策工事設計業務（327 万 8,100 円）、特殊地下壕対策（No.57 赤嶺、No.63 宇栄原）調査測量設計業務（207 万 9,000 円）、東市営住宅解体除却工事設計業務（86 万 8,350 円）である。

（2）工事及び設計委託契約について

工事及び設計委託契約は、排水路応急対策工事（2,151 万 300 円）、特殊地下壕対策（No.60、No.61 宇栄原）埋戻工事（その 2）（575 万 4,000 円）であ

る。

（3）使用料及び賃借料契約について

使用料及び賃借料契約は、ファクシミリリース（12 万 6,000 円）、タクシー賃借料（12 万 3,980 円）、NHK放送受信料（1 万 3,280 円）である。

これらについて、契約方法、契約書、契約内容、履行状況等を審査した結果、おおむね適正に処理されているものと認めた。

5 財産の管理状況

物品について

物品の出納及び保管等について、平成 22 年 11 月 8 日に備品台帳、その他関係書類と現品を突合（抽出）した。

これらについて、関連台帳等により審査した結果、おおむね良好に管理されているものと認めた。

6 指摘事項等

該当事項はありません。

○ 道路建設課

1 職員の配置状況

道路建設課の職員配置状況は、課長 1 人、副参事 2 人、主幹 3 人、主査 4 人、主任主事 7 人、主任技師 6 人、技師 7 人の計 30 人である。その他、臨時職員 3 人である。

2 主な所掌事務

道路建設課は、都市計画街路事業の施行計画・補助金・工事の設計及び施工監理、道路・橋等の新設・改良・改修等のための調査・計画及び工事、道路の災害復旧事業に係る設計及び施工監理、用地（公園等の用地を除く。）の取得及び補償、補償基準の調整及び整備、土地の収用に関する事務を所掌している。

3 予算の執行状況

歳入及び歳出の予算執行状況については、収入調定伺、支出負担行為書、所属別歳入・歳出執行状況表等により審査した結果、計数は正確と認めた。

（1）負担金、補助及び交付金について

負担金の支出は、道路整備促進期成同盟会沖縄県地方連絡協議会会費（28 万円）、全国街路事業促進協議会会費（4 万円）、歴史的地区環境整備街路事業推進協議会会費（4 万円）である。

（2）資金前渡・概算払の取扱について

資金前渡による支出は、全国街路事業促進協議会会費、歴史的地区環境整備街路事業推進協議会会費である。

概算払による支出は、石嶺線街路事業用地交渉旅費である。

これらについて、予算執行伺書等により審査した結果、おおむね適正に処理されているものと認めた。

4 契約事務の状況

（1）業務委託契約について

業務委託契約は、平成 21 年度那覇広域都市計画道路 3・4・那 22 号松山線街路事業（5 億 1,800 万円）、用地補償技術補助業務（その 1）（992 万 2,500 円）、用地補償技術補助業務（その 2）（976 万 5,000 円）、牧志壺屋線補償物

件調査算定業務（その 1）（680 万 4,000 円）、小禄赤嶺線補償物件調査算定業務（その 1）（514 万 3,950 円）等である。

（2）工事及び設計委託契約について

工事及び設計委託契約は、石嶺福祉センター線街路工事（第 19 工区）（1 億 965 万 1,500 円）、石嶺福祉センター線街路工事（第 21 工区）（9,298 万 8,000 円）、石嶺線（2）街路工事（第 19 工区）（8,952 万 9,300 円）、石嶺線（2）街路工事（第 20 工区）（8,288 万 2,800 円）、石嶺福祉センター線街路工事（第 23 工区）（3,798 万 9,000 円）等である。

（3）使用料及び賃借料契約について

使用料及び賃借料契約は、沖縄県市町村土木工事積算システム使用料（182 万 7,200 円）、OA 機器賃借料（136 万 3,320 円）タクシー使用料（54 万 3,180 円）等である。

これらについて、契約方法、契約書、契約内容、履行状況等を審査した結果、おおむね適正に処理されているものと認めた。

5 財産の管理状況

物品について

物品の出納及び保管等について、平成 22 年 11 月 9 日に備品台帳、その他関係書類と現品を突合（抽出）した。

これらについて、関連台帳等により審査した結果、「6 指摘事項等」以外は、おおむね良好に管理されているものと認めた。

6 指摘事項等

モノレールカードの購入について（注意事項）

モノレールカードの 9 月末現在の保管状況を確認したところ、平成 22 年度上半期の利用額 4,090 円に対し、10 万 3,890 円の残高となっている。

平成 21 年 9 月の本庁舎移転に伴い利用額は減少傾向にあり、平成 22 年度においても減少することが予想されていたにもかかわらず、平成 22 年 1 月及び 2 月において 9 万 5,000 円分のモノレールカードを購入したことによるものである。

予算の執行にあたっては、利用実績及び利用見込み等を勘案し、適切な執行を行うよう注意されたい。

○ 花とみどり課

1 職員の配置状況

花とみどり課の職員配置状況は、課長 1 人、副参事 1 人、主幹 4 人、主査 2 人、主任技師 4 人、技師 7 人、主任主事 5 人の計 24 人である。その他、臨時職員 3 人である。

2 主な所掌事務

花とみどり課は、公園・緑地及び霊園の事業計画・設計・施工監理及び補助事業認可申請、緑化、公園等の用地の取得及び補償に関する事務を所掌している。

3 予算の執行状況

歳入及び歳出の予算執行状況については、収入調定伺、支出負担行為書、所属別歳入・歳出執行状況表等により審査した結果、計数は正確と認めた。

(1) 負担金、補助金について

負担金の支出は、日本公園緑地協会 (11 万円)、全国都市公園整備促進協議会 (4 万 2,000 円)、沖縄県緑化推進委員会 (3 万円)、日本さくらの会 (1 万円)、全国ハーブサミット連絡協議会 (1 万円) 等である。

(2) 資金前渡・概算払について

資金前渡による支出は、全国ハーブサミット連絡協議会の負担金 (1 万円)、平成 22 年公園・都市緑化研修の会費 (8 万 5,000 円) である。

概算払は、平成 22 年公園・都市緑化研修の旅費 (10 万 7,770 円) である。

これらについて、予算執行伺書等により審査した結果、おおむね適正に処理されているものと認めた。

4 契約事務の状況

(1) 業務委託について

業務委託契約は、那覇市緑化センター管理運営業務委託 (690 万円)、平成 22 年度松山公園整備事業に伴う補償物件調査業務委託 (520 万 8,000 円)、平成 22 年度虎瀬公園整備事業に伴う補償物件調査業務委託 (306 万 6,000 円) 等である。

(2) 工事及び設計委託について

工事請負契約は、平成 22 年度天久公園整備工事 (土木) (3,383 万 1,000 円)、平成 22 年度虎瀬公園整備工事 (土木 1) (3,288 万 6,000 円)、平成 22 年度大石公園整備工事 (土木 2) (2,844 万 4,500 円)、平成 22 年度末吉公園整備工事 (土木) (1,708 万 3,500 円) 等である。

設計業務委託契約は、平成 22 年度識名公園実施設計業務委託 (1,869 万円)、平成 22 年度虎瀬公園実施設計業務委託 (365 万 4,000 円)、平成 22 年度虎瀬公園実施設計業務委託 (その 2) (231 万円) 等である。

(3) 使用料及び賃借料について

使用料及び賃借料契約は、仮設事務所の賃貸借 (157 万 5,000 円)、OA 機器リース契約 4 件 (271 万 680 円)、土木積算システム (91 万 3,600 円) 等である。

これらについて、契約方法、契約書、契約内容、履行状況等を審査した結果、おおむね適正に処理されているものと認めた。

5 財産の管理状況

物品について

物品の出納及び保管等について、平成 22 年 11 月 9 日に備品台帳、その他関係書類と現品を突合 (抽出) した結果、おおむね良好に管理されているものと認めた。

6 指摘事項等

該当事項はありません。

○ 建築工事課

1 職員の配置状況

建築工事課の職員配置状況は、課長 1 人、副参事兼主幹 4 人、主幹 1 人、主査 9 人、主任技師 9 人、技師 6 人、主事 2 人の計 32 人である。その他、臨時職員 3 人である。

2 主な所掌事務

建築工事課は、住環境整備事業、市営住宅その他市建築物の建設、市建築物及び施設の営繕に関する事務を所掌している。

3 予算の執行状況

歳入及び歳出の予算執行状況については、収入調定伺、支出負担行為書、所属別歳入・歳出執行状況表等により審査した結果、計数は正確と認めた。

（1）負担金、補助金について

負担金の支出は、日本住宅協会（1万8,000円）への団体負担金、コンクリート技術講習会（1万2,000円）及び新営予算単価説明会（7,000円）の出席負担金である。

補助金の支出は、住宅騒音防止対策工事補助金（26万3,800円）である。

（2）資金前渡・概算払について

資金前渡による支出は、コンクリート技術講習会（1万2,000円）及びバス回数券（1万3,000円）である。

概算払は、平成23年度予算要求及び住宅騒音防止対策事業補助金交付要綱等の改正に係る説明会（5万9,080円）の旅費である。

これらについて、予算執行伺書等により審査した結果、「6指摘事項等」以外は、おおむね適正に処理されているものと認めた。

4 契約事務の状況

（1）業務委託について

業務委託契約は、石嶺市営住宅建替事業業務委託（第4期実施設計）（9,187万5,000円）、大名市営住宅建替事業業務委託（基本設計）（9,660万円）、久場川市営住宅建替工事業務委託（第3期実施設計）（5,516万7,000円）、同第2期建替工事業務委託（工事監理）（2,091万2,500円）等である。

（2）工事及び設計委託について

工事請負契約は、宇栄原市営住宅第1期建替工事（建築・2工区）（6億4,060万3,350円）、久場川市営住宅第2期建替工事（建築・3工区）（4億8,229万8,350円）、同第2期建替工事（建築・1工区）（3億8,257万9,350円）、同第2期建替工事（建築・2工区）（3億7,400万9,950円）、石嶺市営住宅第3期建替工事（建築・3工区）（1億7,781万5,000円）、同第3期建替工事（建築・2工区）（1億7,125万8,000円）等である。

（3）使用料及び賃借料について

使用料及び賃借料契約は、タクシー使用料3件（114万350円）、神原資料室賃借料（117万4,000円）、土木工事積算システム（91万3,600円）等である。

（4）需用費（修繕料）について

修繕料は、公用バイク修繕料（2万4,003円）である。

これらについて、契約方法、契約書、契約内容、履行状況等を審査した結果、おおむね適正に処理されているものと認めた。

5 財産の管理状況

（1）土地、建物等について

土地は、市営住宅用地（4筆）610.59㎡、市営住宅緑地（1筆）10.98㎡及び区画整理関連用地（3筆）144.20㎡である。

建物は、市営住宅（8戸）25,545.21㎡である。

（2）物品について

物品の出納及び保管等について、平成 22 年 11 月 9 日に備品台帳、その他関係書類と現品を突合（抽出）した。

これらについて、関連台帳等により審査した結果、おおむね良好に管理されているものと認めた。

6 指摘事項等

（1）歳入調定について（注意事項）

繰越明許（2 件）及び事故繰越（1 件）に係る歳入調定が 9 月末現在で調定されていない。歳入調定については、那覇市会計規則第 20 条第 1 項の規定により「その調査事項が適正であると認めたときは、直ちに予算科目別に調定をしなければならない。」となっている。歳入調定の事由が発生した場合は、速やかに事務処理を行われたい。

（2）歳出予算の計上について（指摘事項）

宇栄原市営住宅第 2 期建替事業（工事請負及び工事監理）に係る事業は、単年度で終了しないため、複数年度にわたる契約の締結が必要である。この場合は、予算上、全体の期間と後年度の負担額を確定させる手続きである地方自治法第 214 条に規定されている債務負担行為として、議会の議決を得なければならない。

しかしながら、同事業における多額（24 億 6,086 万円）の債務負担行為については、平成 22 年 2 月定例市議会に提案すべきところ、これがなされず平成 22 年 10 月臨時市議会に提案を行っている。

これは、極めて不適切な事務手続であり、業務マニュアルの再点検及び再発防止への取り組みを徹底し、今後は、適正な事務処理を行われたい。

○ 道路管理室

1 職員の配置状況

道路管理室の職員配置状況は、室長 1 人、副参事 1 人、主幹 2 人、主査 7 人、主任主事 3 人、技師 6 人の計 20 人である。その他、臨時職員 1 人である。

2 主な所掌事務

道路管理室は、道路の管理、道路占用許可等、道路の路線認定、廃止及び変更、道路境界の協定、指示及び承認、道路の不法占用及び禁止行為の取締り、道路占用工事の監察、未買収道路用地補償、並びに法定外公共物、道路、橋等の維持修繕及び清掃の総括に関する事務を所掌している。

3 予算の執行状況

歳入及び歳出の予算執行状況について、収入調定伺書、支出負担行為書、所属別歳入・歳出執行状況表等により審査した結果、計数は正確と認めた。

（1）負担金について

負担金の支出は、沖縄県道路利用者会議（13 万円）、社団法人日本道路協会（6 万円）、沖縄国道協会（4 万円）等である。

補助金の支出は、那覇市首里鳥堀町地内私道補助事業に係る補助金交付（309 万 9,000 円）である。

（2）資金前渡・概算払について

概算払による支出は、「道路管理一般」研修（10 万 7,060 円）の旅費である。

これらについて、予算執行伺書等により審査した結果、おおむね適正に処理されているものと認めた。

4 契約事務の状況

（1）業務委託について

業務委託契約は、平成 22 年度街路樹維持管理業務（その 1）（1,304 万 9,400 円）、平成 22 年度街路樹維持管理業務（その 2）（1,416 万 4,500 円）及び平成 22 年度沖縄都市モノレール自由通路の維持管理業務委託（850 万円）、平成 22 年度道路側道清掃業務委託（654 万 1,500 円）並びに平成 22 年度路面清掃業務委託（1,438 万 5,000 円）等である。

（2）使用料及び賃借料について

使用料及び賃借料は、自動車賃借料 2 件（104 万 9,580 円）、タクシー使用料その外 1 件（12 万 7,030 円）等である。

（3）需用費（修繕料）について

修繕料は、漫湖公園沿線道路修繕工事（127 万 6,800 円）、小禄 72 号外 1 道路修繕工事（117 万 2,000 円）及び曙 11 号外 7 道路修繕工事（109 万 950 円）等である。

これらの契約事務について、契約方法、契約書、契約内容、履行状況等を審査した結果、おおむね適正に処理されているものと認めた。

5 財産の管理状況

物品について

物品の出納及び保管等について、平成 22 年 11 月 8 日に備品台帳、その他関係書類と現品を突合（抽出）した結果、おおむね良好に管理されているものと認めた。

6 指摘事項等

該当事項はありません。

○ 公園管理室

1 職員の配置状況

公園管理室の職員配置状況は、室長 1 人、主幹 1 人、主査 2 人、主任主事 5 人、技師 2 人の計 11 人である。その他、非常勤職員 2 人、臨時職員 2 人である。

2 主な所掌事務

公園管理室は、公園（管理事務の一部を除く。）、緑地、霊園の管理に関する事務を所掌している。

3 予算の執行状況

歳入及び歳出の予算執行状況について、収入調定伺書、支出負担行為書、所属別歳入・歳出執行状況表等により審査した結果、計数は正確と認めた。

資金前渡の取扱について

資金前渡による支出は、公園美化活動傷害保険（46 万 8,000 円）、公園自治会委託障害保険（48 万 8,200 円）である。

これらについて、予算執行伺書等により審査した結果、「6 指摘事項等」以

外は、おおむね適正に処理されているものと認めた。

4 契約事務の状況

(1) 業務委託について

業務委託契約は、平成 22 年度都市公園維持管理（公園清掃等）業務委託（1 億 2,411 万円）、波の上ビーチ広場管理運営業務委託（570 万 1,565 円）及び花壇花卉植栽維持管理業務（その 1）（489 万 3,000 円）、平成 22 年度都市公園清掃（塵芥回収）管理業務委託（479 万 6,400 円）及び福州園管理業務委託（379 万 4,500 円）等である。

(2) 使用料及び賃借料について

使用料及び賃借料は、業務用軽乗用自動車賃借 2 件（42 万 105 円）、コピー料外 3 件（13 万 8,173 円）である。

(3) 需用費（修繕料）について

修繕料は、漫湖公園球場補修その外 35 件（951 万 4,953 円）、車検に伴う整備代その外 5 件（34 万 570 円）である。

(4) 工事及び設計委託について

工事契約は、福州園建物修繕工事（3,485 万 1,600 円）、中央公園多目的広場補修工事（304 万 5,000 円）、繁多川公園落石防止対策測量設計（198 万 4,500 円）及び新都心公園テニス補修工事（168 万円）等である。

これらの契約事務について、契約方法、契約書、契約内容、履行状況等を審査した結果、おおむね適正に処理されているものと認めた。

5 財産の管理状況

(1) 土地・建物について

土地は街区公園 139,137.06 m²、近隣公園 167,270.53 m²、地区公園 105,184.41 m²、総合公園 298,946.68 m²等、総合計 791,546.01 m²となっている。

建物は市民体育館 10,114.00 m²、街区公園 1,214.98 m²、近隣公園 2,201.02 m²、地区公園 297.20 m²、総合公園 1,813.82 m²等、総合計 17,768.06 m²となっている。

(2) 物品について

物品の出納及び保管等について、平成 22 年 11 月 10 日に備品台帳、その他関係書類と現品を突合（抽出）した。

これらについて、関連台帳等により審査した結果、おおむね適正に管理されているものと認めた。

6 指摘事項等

公園使用料及び納骨堂使用料の収入調定について（注意事項）

公園使用料及び納骨堂使用料の歳入執行において、収入済額が調定済額を上回っており、差額についての調定がなされていない。那覇市会計規則第 20 条第 2 項で、歳入が収納されたときに直ちに調定をしなければならないとされており適正な事務処理に努められたい。

1 職員の配置状況

市営住宅室の職員配置状況は、室長 1 人、副参事 1 人、主幹 1 人、主査 6 人、主任主事 6 人、主任技師 2 人、主事 2 人、技師 2 人の計 21 人である。その他、臨時職員 6 人である。

2 主な所掌事務

市営住宅室は、市営住宅の入居及び退去に関すること、市営住宅及び附帯施設の管理に関する事務を所掌している。

3 予算の執行状況

歳入及び歳出の予算執行状況について、収入調定伺、支出負担行為書、所属別歳入・歳出執行状況表等により審査した結果、計数は正確なものと認めた。

(1) 負担金について

負担金の支出は、公金徴収事務を進めるための法律事務講座（3 万 450 円）、公営住宅管理者担当者会議（4,000 円）である。

(2) 資金前渡・概算払の取扱について

資金前渡による支出は、過誤納による市営住宅家賃の還付（136 万 7,393 円）、強制執行申立に伴う予納金（80 万 550 円）、市営住宅施設賠償責任保険料（272 万 2,550 円）、全国公営住宅火災共済（863 万 3,431 円）等である。概算払による支出は、公営住宅管理担当者会議外 3 件旅費（6 万 6,690 円）である。

これらについて審査した結果、おおむね適正に処理されているものと認めた。

4 契約事務の状況

(1) 業務委託について

業務委託契約は、市営住宅敷地内共用部分草刈及び排水溝清掃業務委託（1,139万2,500円）、各市営住宅消防用設備点検業務委託（1,449万円）、各市営住宅受水槽・高架水槽清掃業務委託（419万4,750円）、若狭外 3 市営住宅昇降機保守点検業務委託（262万5,000円）、安謝第一・小禄市営住宅昇降機保守点検業務委託（282万4,500円）等である。

(2) 工事及び設計委託について

工事請負契約は、石嶺外 4 市営住宅煙感知器取付工事（2,170万6,650円）、

宇栄原市営住宅煙感知器取付工事（1,378万7,550円）、安謝第一市営住宅エレベーター制御方式改修工事（1,723万500円）等である。

（3）賃借料について

土地賃借契約は、県有土地賃貸借契約（久場川市営住宅）（99万5,208円）、汀良等市営住宅土地賃貸借契約（903万9,600円）、安謝第一市営住宅土地賃貸借契約（320万7,636円）、壺川市営住宅土地賃貸借契約（3者との契約。1,147万6,422円）である。

（4）需用費（修繕料）について

修繕料は、小禄市営住宅8棟1階連結送水管修繕他461件（1億3,709万1,967円）、壺川3号エレベーター1号機巻上機モーター巻線取替（54万6,000円）等である。

これらの契約事務について、契約方法、契約書、契約内容、履行状況等を審査した結果、おおむね適正に処理されているものと認めた。

5 財産の管理状況

（1）土地・建物について

土地は石嶺市営住宅 88,995.49 m²、宇栄原市営住宅 73,143.91 m²、大名市営住宅 60,744.80 m²、真地市営住宅 46,563.25 m²など他 19 件となっている。

建物は石嶺市営住宅 41,525.61 m²、石嶺市営住宅（集会所）755.00 m²、石嶺市営住宅（ポンプ場）89.00 m²、宇栄原市営住宅 27,810.32 m²、宇栄原市営住宅（集会所）294.44 m²、宇栄原市営住宅（ポンプ場）89.00 m²など他 51 件となっている。

（2）物品について

物品の出納及び保管等について、平成 22 年 11 月 10 日に備品台帳、その他関係書類と現品を突合（抽出）した。

これらについて、関連台帳等により審査した結果、おおむね適正に管理されているものと認めた。

6 指摘事項等

該当事項はありません。

1 職員の配置状況

土木管理事務所の職員配置状況は、所長 1 人、主査 2 人、主任技師 2 人、主任主事 1 人、環境整備主査 1 人、主任環境整備員 2 人、主任運転手 1 人、環境整備員 4 人、運転手 4 人の計18人である。その他、非常勤職員 3 人、臨時職員 5 人である。

2 主な所掌事務について

土木管理事務所は、道路の損壊調査、工事用資材の調達・検収・保管・受払、道路・橋等の維持修繕及び清掃の実施、下水道雨水施設の維持管理の実施、排水路の管理の実施、排水路補修の設計、施工監理、公園の管理事務で特に部長が指定するものに関する事務を所掌している。

3 予算の執行状況

歳入及び歳出予算の執行状況について、支出負担行為書、所属別歳入・歳出執行状況表等により審査した結果、計数は正確なものと認めた。

4 契約事務の状況

（1）業務委託について

業務委託契約は、河川除草業務委託（386万4,000円）、古波蔵雨水ポンプ場保守点検業務（185万2,200円）、産業廃棄物処理業務（19万3,200円）等である。

（2）使用料及び賃借料について

使用料及び賃借料の支出は、自動車賃借料2件（167万760円）、複写機賃借料（12万7,014円）等である。

（3）需用費（修繕料）について

修繕料の支出は、牧志1丁目地内排水路修繕工事等外20件（843万1,500円）、車検基本作業料外2件（24万5,437円）等である。

これらの契約事務について、契約方法、契約書、契約内容、履行状況等を審査した結果、「6 指摘事項等」以外はおおむね適正に処理されているものと認めた。

5 財産の管理状況

物品について

物品の出納及び保管等について、平成 22 年 11 月 10 日に備品台帳、その他関係書類と現品を突合（抽出）した結果、おおむね良好に管理されているものと認めた。

6 指摘事項等

下水道敷占用料について（注意事項）

下水道敷占用料は「地方公営企業法第 33 条第 3 項」の規定及び「那覇市上下水道事業管理者に対する事務委任規則」により、下水道課にて調定を行い収納している。その中の一部である雨水敷の占用料については、土木管理事務所の雨水施設の維持管理費の財源に当てられているが、土木管理事務所の下水道敷占用料（雨水敷部分）の収入根拠が不明瞭であり根拠規定を明確にされたい。

消防本部

○ 総務課

1 職員の配置状況

総務課の職員配置状況は、参事兼課長（消防監）1人、副参事（消防司令長）1人、副参事兼係長（消防司令長）1人、主幹（消防司令）1人、主査（消防司令補）3人、主任（消防士長）2人、主任主事（消防副士長）1人、主事（消防士）1人の計11人である。その他、非常勤職員2人、臨時職員1人である。

2 主な所掌事務

総務課は、職員及び消防団員の任免、分限、懲戒、表彰、服務その他身分、職員の勤務条件、情報公開、消防本部訓令の制定、消防業務の企画、職員及び消防団員の研修、職員及び消防団員の公務災害補償及び福利厚生、文書及び公印、積載備品等の整備、消防機械器具の配置及び整備、消防車両、消防予算及び決算に関する事務を所掌している。

3 予算の執行状況

歳入及び歳出予算の執行状況について、収入調定伺、支出負担行為書、所属別歳入及び歳出執行状況表等により審査した結果、計数は正確なものと認めた。

(1) 負担金、補助金について

負担金の支出は、消防団員等公務災害補償等共済基金掛金（362万5,375円）、沖縄県消防長会負担金（92万1,022円）、沖縄県消防協会負担金（56万6,000円）、全国消防長会会費（37万9,600円）、消防団福祉共済制度掛金（30万3,000円）等である。

補助金の支出は、女性防火クラブ育成助成金（79万4,000円）である。

(2) 資金前渡・概算払について

資金前渡による支払いは、消防団員等公務災害補償等共済基金掛金（362万5,375円）、沖縄県消防長会負担金（92万1,022円）、沖縄県消防協会市町村負担金（56万6,000円）、防火防災訓練災害補償等共済制度掛金（31万2,000円）、南部地区MC協議会負担金（24万6,042円）等である。

概算払による支払いは、初任教育研修派遣（県消防学校）（383万2,146円）、消防大学第62期救助科研修の派遣費（50万4,100円）、薬剤投与追加講習（福岡県）（37万1,000円）、消防実務講習会（熊本県）（9万3,280円）等である。

これらについて予算執行伺書等により審査した結果、おおむね適正に処理されているものと認めた。

4 契約事務の状況

(1) 業務委託について

業務委託契約は、はしご付消防自動車（30m級）分解整備（3,499万6,500円）、「防火対象物」現地調査・入力業務委託（835万9,334円）、消防本部庁舎清掃業務（288万7,500円）、無線機保守点検業務（92万4,000円）、消防本部ごみ処理業務（79万3,800円）等である。

(2) 使用料及び賃借料について

使用料及び賃借料は、消防本部庁舎賃借（1億1,932万5,684円）、消防緊

急通信指令システム賃貸借(6,524万2,800円)、西消防署庁舎等賃貸借(6,000万円)、防火衣等賃貸借(809万6,760円)、消防資器材賃貸借(468万900円)、消防本部寝具類賃貸借(462万5,827円)等である。

(3) 需用費（修繕料）について

修繕料は、消防車両定期点検及び修繕、消防庁舎維持管理、無線機等の修繕、救急救助器具修繕等の契約である。

これらについて、契約方法、契約書、契約内容、履行状況等を審査した結果、おおむね適正に処理されているものと認めた。

5 財産の管理状況

(1) 公有財産について

土地は10,135.51㎡（中央消防署7,088.60㎡、西消防署1,117.15㎡、小禄出張所792.00㎡、首里出張所429.76㎡、松尾出張所422.00㎡、国場出張所286.00㎡）で、建物は3,112.12㎡（小禄出張所1,268.00㎡、松尾出張所735.45㎡、首里出張所423.23㎡、安謝出張所386.00㎡、国場出張所299.44㎡）である。

(2) 物品について

物品の出納及び保管等について、平成22年11月9日に備品台帳、その他関係書類と現品を突合（抽出）した。

これらについて関係台帳等により審査した結果、おおむね良好に管理されているものと認めた。

6 指摘事項等

該当事項はありません。

○ 予防課

1 職員の配置状況

予防課の職員配置状況は、課長（消防司令長）1人、主幹（消防司令）4人、主査（消防司令補）5人、主任（消防士長）7人、主任主事（消防副士長）1人の計18人である。

2 主な所掌事務

予防課は、火災及び災害の予防、防火対象物の査察及び防火指導、防火管理者の指導及び講習、建築許可等についての同意、消防用設備等の設置指導及び検査、危険物製造所等の許認可及び査察指導、火災の原因及び損害調査、火災及び災害統計に関する事務を所掌している。

3 財産の管理状況

物品の出納及び保管等について、平成22年11月8日に備品台帳、その他関係書類と現品を突合した結果、おおむね良好に管理されているものと認めた。

4 指摘事項等

該当事項はありません。

○ 警防課

1 職員の配置状況

警防課の職員配置状況は、課長（消防司令長）1人、主幹（消防司令）1人、主査（消防司令補）2人、主任（消防士長）2人の計6人である。

2 主な所掌事務

警防課は、水火災の警戒及び防御、消防訓練の計画及び実施、消防用水利の計画及び調査保全、道路・下水道工事等の同意、特殊な対象物に係る警防計画、特殊災害に係る警防活動対策、消防活動情報、救助技術の指導、救助訓練、緊急消防援助隊、救助統計に関する事務を所掌している。

3 財産の管理状況

（1）公有財産について

防火水槽用地は土地 1,873.27 m²、地上権 399.93 m²である。

（2）物品について

物品の出納及び保管等について、平成 22 年 11 月 9 日に備品台帳、その他関係書類と現品を突合（抽出）した。

これらについて、関係台帳等により審査した結果、おおむね良好に管理されているものと認めた。

4 指摘事項等

該当事項はありません。

○ 救急課

1 職員の配置状況

救急課の職員配置状況は、課長（消防司令長）1人、主幹（消防司令）2人、主査（消防司令補）14人、主任（消防士長）14人、主任主事（消防副士長）8人、主事（消防士）10人の計49人である。その他、非常勤職員1人である。

2 主な所掌事務

救急課は、各種訓練計画・立案、市民に対する応急手当の普及啓発活動・推進、患者搬送事業に対する指導及び認定、救急統計、救急医療及び救急資機材、救急医療機関等との連絡調整、その他救急に関する事務を所掌している。

3 財産の管理状況

物品の出納及び保管等について、平成 22 年 11 月 9 日に備品台帳、その他関係書類と現品を突合した結果、おおむね良好に管理されているものと認めた。

4 指摘事項等

該当事項はありません。

○ 指令情報課

1 職員の配置状況

指令情報課の職員配置状況は、課長（消防司令長）1人、主幹（消防司令）4人、主査（消防司令補）10人、主任（消防士長）9人、主事（消防士）1人の計25人である。

2 主な所掌事務

指令情報課は、消防通信、通信機器、消防情報及び火災警報、消防緊急通信司令装置の管理に関する事務を所掌している。

3 財産の管理状況

物品の出納及び保管等について、平成 22 年 11 月 9 日に備品台帳、その他関係書類と現品を突合した結果、おおむね良好に管理されているものと認めた。

4 指摘事項等

支出負担行為について（注意事項）

新消防緊急通信指令システム賃貸借契約については、平成 22 年 6 月 29 日締結されたが、同年 10 月 15 日に、契約締結日に遡って支出負担行為をしている。

那覇市予算決算規則第 23 条別表 1 の規定により支出負担行為として整理する時期は「契約締結のとき」であることから、同規則を遵守し適正な事務処理に努められたい。

○ 西消防署

1 職員の配置状況

西消防署の職員配置状況は、本署に課長（署長・消防司令長）1 人、主幹（消防司令）4 人、主査（消防司令補）12 人、主任（消防士長）12 人、主任主事（消防副士長）7 人、主事（消防士）9 人の計 45 人である。その他、臨時職員 1 人である。安謝出張所に主査（消防司令補）3 人、主任（消防士長）3 人、主任主事（消防副士長）2 人、主事（消防士）4 人の計 12 人である。松尾出張所に主査（消防司令補）3 人、主任（消防士長）3 人、主任主事（消防副士長）1 人、主事（消防士）5 人の計 12 人である。小禄出張所に主査（消防司令補）3 人、主任（消防士長）3 人、主任主事（消防副士長）3 人、主事（消防士）3 人の計 12 人である。総合計で 82 人である。

2 主な所掌事務

西消防署は、火災及び災害等の予防及び広報、法令等に基づく火災予防関係の諸届出、火災の原因及び損害調査、防火対象物の考察、水火災害等の警戒・防御及び救護、機械器具の管理、消防訓練、救助隊、救急隊、建築物の確認及び許可の同意、消防用設備等の設置指導及び検査、その他署に関する事務を所掌している。

3 財産の管理状況

物品の出納及び保管等について、平成 22 年 11 月 10 日に備品台帳、その他関係書類と現品を突合した結果、おおむね良好に管理されているものと認めた。

4 指摘事項等

該当事項はありません。

○ 中央消防署

1 職員の配置状況

中央消防署の職員配置状況は、本署に課長（署長・消防監）1 人、主幹（消防司令）4 人、主査（消防司令補）9 人、主任（消防士長）11 人、主任主事（消防副士長）2 人、主事（消防士）7 人の計 34 人である。その他、臨時職員 1 人である。首里出張所に主査（消防司令補）5 人、主任（消防士長）3 人、主任主事（消防副士長）2 人、主事（消防士）2 人の計 12 人である。真和志出張所

に主幹（消防司令）3人、主査（消防司令補）6人、主任（消防士長）4人、主事（消防士）5人の計18人である。総合計で65人である。

2 主な所掌事務

中央消防署は、火災及び災害等の予防及び広報、法令等に基づく火災予防関係の諸届出、火災の原因及び損害調査、防火対象物の査察、水火災害等の警戒・防御及び救護、機械器具の管理、自衛消防隊、消防訓練、救助隊、その他署に関する事務を所掌している。

3 財産の管理状況

物品の出納及び保管等について、平成22年11月9日に備品台帳、その他関係書類と現品を突合した結果、おおむね良好に管理されているものと認めた。

4 指摘事項等

該当事項はありません。

那 監 公 表 第 4 号

平成 23 年 1 月 17 日

那覇市監査委員	慶	利光
同	宮里	善博
同	大浜	安史
同	仲松	寛

平成 22 年度定期監査（工事監査）の結果について（公表）

地方自治法第 199 条第 4 項の規定に基づき定期監査（工事監査）を行ったので、同条第 9 項の規定により、その結果を次のとおり公表する。

1 監査の種類

工事監査（地方自治法第 199 条第 4 項による監査）

2 監査の対象

工事監査実施要領第 1 に基づき、平成 22 年 11 月 10 日現在施工中の土木工事、建築工事、機械工事及び電気工事 76 件の中から次の 3 件を選定した。

- （1）古蔵小学校校舎改築工事（校舎・建築）
- （2）（仮称）那覇市資源化センター建設工事
- （3）那覇市新庁舎建設工事（建築・1 工区）

3 監査の期間

平成 22 年 9 月 28 日から平成 22 年 12 月 27 日

4 監査の方法

監査は、都市監査基準準則の工事監査等の着眼点のうち、主に計画、設計、積算、契約、施工、維持管理等について、経済性、効率性、安全性及び諸手続が適正に確保されているかを主眼として、各工事について課長、担当職員より説明を聴取し、これらの各項目の各段階において実施された工事が適正であるかどうかについて、書類審査及び現場調査を実施した。

なお、実施にあたっては、工事技術調査業務委託契約に基づき社団法人大阪技術振興協会から派遣された技術士（建設・総合技術監理）を交えて工事関係職員から説明を聴取し、設計図書、監査資料等の書類審査及び現場調査を行った。

5 監査の結果

- （1）関係書類を検査し、疑問点は説明者に質問して当該工事の計画、調査、仕様、積算、契約、施工管理、品質管理、監理監督等の各段階における技術的事項の実施態様について、整合性を検査した結果、おおむね適正である。
- （2）積算に関しては、沖縄県土木建築部の営繕工事標準単価表や実施設計単価表、建設物価、積算資料、見積り比較等に基づき積算され、適切な積算である。
- （3）設計図書、その他工事関係書類は必要かつ十分なものがあり、その整備も良好である。また、改善が必要な点については直ちに改善に取り組んでいることから、現場の施工状態もおおむね適切で指摘すべき重大な問題点はなかった。
- （4）都心部で行う那覇市新庁舎建設工事は、多くの建物が接近し、工事車両と一般車両及び歩行者が混雑する地域での工事となっている。安全確保については、周辺道路に交通誘導員を配置する等の対策を万全に行い、また、周辺住民への影響については、極力低減する方向で必要な経費等を含め検討されたい。

尚、社団法人大阪技術振興協会より工事概要、書類調査における所見及び現場施行状況調査における所見等について、平成 22 年 12 月 10 日付け「工事監査技術調査結果報告書」として提出されている。

那 覇 市
平成 2 2 年 度 工 事 監 査
技 術 調 査 結 果 報 告 書

平成 2 2 年 1 2 月 1 0 日
社団法人 大阪技術振興協会
技術士（建設部門・総合技術監理部門）
一級建築士 一級建築施工管理技士
関川 詞之

調 査 実 施 日：平成 2 2 年 1 1 月 8 日（月）～ 1 0（水）

調 査 場 所：那覇市新都心銘苅庁舎第 2 研修室及び当該工事現場

監 査 執 行 者： 監 査 委 員 慶 利光
 監 査 委 員 宮里 善博
 監 査 委 員 大浜 安史
 監 査 委 員 仲松 寛

調 査 立 会 者：監査委員事務局
 局 長 町田 恵子
 主 幹 知念 馨

調査対象工事

- I. 古蔵小学校校舎改築工事（校舎・建築）
- II. （仮称）那覇市資源化推進センター建設工事
- III. 那覇市新庁舎建設工事（建築・1 工区）

I. 古蔵小学校校舎改築工事（校舎・建築）

I－1. 工事内容説明者

生涯学習部 施設課

参 事	宮城 鶴夫
副 参 事	宜保 勲
主 査	諸見里真秀
技 師	長谷川 聡

I－2. 工事概要

1) 工事場所 那覇市字古波蔵 3 9 3 番地

2) 建物概要 規 模： 地上 3 階建・塔屋 1 階

敷地面積： 2 2, 9 3 2. 4 8 m²建築面積： 4, 0 9 3. 7 5 4 m²延床面積： 7, 2 9 7 m²

構 造： 鉄筋コンクリート造 3 階建て

付 帯 施 設： ポンプ室、飼育小屋、腐葉土置場、土づくり小屋

3) 設計・監理者

古蔵小学校及び幼稚園改築工事（設計・監理）業務委託共同企業体

代表者 合資会社 松田・睦設計事務所

構成員 株式会社 設備研究所

4) 工事請負業者

古蔵小学校校舎改築工事（校舎・建築）共同企業体

代表者 南洋土建株式会社

構成員 株式会社 正吉建設

構成員 株式会社 下地建設

（契約方法：指名競争入札）

5) 工事費

設計金額 1, 2 2 5, 1 5 0, 5 0 0 円 (税込)

請負金額 1, 1 0 2, 6 3 5, 4 5 0 円 (税込)

落札率 9 0. 0 % (対設計金額)

6) 契約日

平成 2 1 年 9 月 1 8 日

7) 工事期間

平成 2 1 年 9 月 1 8 日～平成 2 3 年 2 月 1 0 日

8) 工事進捗状況（平成 2 2 年 1 0 月 3 1 日現在）

計画出来高 7 8. 2 % 実施出来高 7 8. 2 %

I－3．書類調査における所見

I－3－1．設計図書に関する所見

- ① 設計図面のチェックは、どのように行なったのか監督職員に質問した。調査担当者が業務マニュアルに従ってチェックを行ったとのことで、使われた「環境配慮チェック表」や実施設計の内容をチェックするチェックリストを見分した。的確な内容のチェックリストであった。今後とも同様にチェックリストを使ってチェックをしていただくことが望ましい。
- ② VOC測定^(注1)の時期・測定方式・測定箇所についての計画内容を監督職員に質問した。竣工前の平成23年1月に測定を予定している。測定方法は、パッシブ型採取機器^(注2)による測定を行うことにしている。測定の対象は、普通教室、音楽室、図工室、コンピューター教室等継続的に使用する居室34ヶ所を予定している。適切な測定内容である。測定時期が1月であり、平均気温が19℃程度であるので、25℃であれば測定値がどの程度となるか、温度や湿度を考慮して換算した値で合否判断することが必要である。

I－3－2．積算内容について

- ① 数量積算は設計業務受託者が、値入れは設計業務受託者と調査員とが行った。
- ② 単価は沖縄県土木建築部の「営繕工事標準単価表」・「実施設計単価表」と、「建築コスト情報」等の刊行物によった。
- ③ これらの単価資料に情報がないものは業者見積りによった。採用単価は3社以上の業者から徴収した見積もりの中で最安値の物を採用した。査定率は掛けていない。

I－3－3．契約について

- ① 当該工事は指名競争入札で業者を選定している。その根拠を監督職員に質問した。説明によると当該工事は平成21年度・22年度の国庫補助事業で、議会の承認を要する工事であることから、短い期間で締結できる指名競争入札としたとのことである。

I－3－4．施工管理について

- ① 工事記録写真が隠蔽箇所の記録として適切であるか確認するために記録写真を見分した。工事記録写真は隠蔽部分の記録として適切な内容であると共に、一般的に記載しない傾向にある日付も記載されていて管理の状況が分かりやすかった。

I－3－5．品質管理について

1) 仮設工事

- ① 外部足場は「手すり先行工法に関するガイドライン」に則って架設されているか監督職員に質問した。監督職員の説明によると、ガイドラインに則った枠組み足場の手すり据え置き方式で架設している。安全衛生法に則った適切な方法で足場は掛けられている。
- ② 第三者の安全確保に、どのような取り組みをしているか、監督職員に質問

した。工事現場の出入り口には誘導員をおいて交通事故の防止に努めているとのことであった。

2) 地業工事

- ① 当該工事の地業工事は、地盤改良の一種である「深層混合改良工法^(注3)」で行われていた。採用した工法は、しかるべき評価を受けた工法であるか監督職員に質問した。
- ② 採用された工法は「テノコラム工法」で、(財)先端建設技術センターの技術審査証明を取得している。施工体制を確認したところ、1次下請け業者は評価を受けた(株)テノックス九州であった。2次下請け業者である(有)テクノ建設に「テノコラム工法」用の機械を支給して施工させ、(株)テノックス九州が品質管理していた。適切な監理体制で施工されていた。

3) 鉄筋工事

- ① 配筋ミスを防ぐために採っている手段を監督職員に質問した。鉄筋組立て業者による自主検査後、元請業者の監理技術者による検査、設計監理・監督職員の検査と、配筋検査を順々にすることで配筋ミスの排除をしているとのことである。堅実な検査法が採られている。
- ② 元請業者が配筋検査に使ったチェックリストを見分したところ、検査が的確に行える内容のチェックリストであり、適切な検査が行われていると判断した。

4) コンクリート工事

- ① 当該工事においては、生コンプラント3社からのコンクリートを使っている。工事の規模からみてプラントの数が多いので、その理由を監督職員に質問した。生コン協同組合からの指定で大野産業(株)、大城生コン(株)の採用が決まったが、大城生コン(株)は運搬時間が30～40分かかってしまうので、10～15分で運搬可能な(株)儀間生コンに替えたとのことである。適切な判断である。なお3社ともJISマーク表示認定工場、かつ品質管理監査適合工場^(注4)であり、品質の良いコンクリートを供給できるプラントである。
- ② 3つのプラントからのコンクリートをどこに使ったか、記録は的確になされているか監督職員に質問した。大城生コン(株)は基礎の一部に、その他の1階土間以下には大野産業(株)を、1階土間以上には(株)儀間生コンのコンクリートを使った。完成後、どの部分に、どのプラントの、どのような調合のコンクリートが使われたか追跡できるように記録を整理して、メンテナンスを担当する部署に引継いでおかれるよう監督職員にアドバイスした。
- ③ 生コンの単位水量を監督職員に質問した。躯体の主要部分に使われる圧縮強度33N/mm²、スランプ18cmのコンクリートには、全て高性能AE減水剤^(注5)が使われており、単位水量は171～174kg/m³と少なく、品質の良いコンクリートであった。
- ④ 生コン車の積載量は4m³であり、積載重量が的確に守られている。

5) 防水工事

- ① 屋上の防水は「ウレタン塗膜防水」である。屋上防水層からの漏水の有無

を確認するための水張り試験を実施しているか監督職員に質問した。広さが2000 m²程度あるため、大量の水が必要となるので、環境に配慮して水張り試験は予定していないとのことであった。

- ② 屋上防水層からの漏水は一般的に平坦な部分から発生する事は稀で、ルーフドレーンと防水層との接着部から漏る例が多い。従って水張り試験として屋上全面を水没させる必要は無く、ルーフドレーン回りに水を張って漏水の有無を点検すれば十分である。なお、ルーフドレーンからの水漏れを防ぐにはゴム毯や風船をルーフドレーンに詰め込んでおくことでできるとアドバイスした。

6) 塗装工事

- ① 塗料置場はどこに設けているか監督職員に質問した。中庭にテントを張って置いているとのことで、建設中の建物の中には置いていないとのことである。シックハウス症候群の発生を防ぐ適切な措置が採られていた。

I－4．現場施工状況調査における所見

I－4－1．現場の施工状況について

外装の再生木材^(注6)製ルーバーの取り付け、塗装が終わり、足場解体が進められており、今週中に完了の予定である。

内部の天井工事はほぼ完了している。床仕上げは始まったばかりである。家具の取付工事は、1階から始められ1階の70%が完了している。バルコニーの床に張られた再生木材の木製デッキを見分したが、大変良い感触であった。以下に現場の施工状況を見分して気付いたことを記す。

- ① 柱・壁・梁などのかなりの部分が打放しコンクリートの上、カラークリアー仕上げである。天井からわずかに下がっている梁の水平精度は大変素晴らしかった。
- ② 一部の梁底に、鉄筋スパーサーの下の空隙が見られた。また、梁の角が欠けた箇所、打放しコンクリート壁に現れている空気溜まりなど、僅かながら見られる不具合部分を補修しておかれるよう監督職員にアドバイスした。
- ③ 内部階段の金属製手摺は、頭部の握り棒と柱は丸パイプであるが、手摺子は握り棒と平行なφ16mmのステンレス丸棒で計画されている。児童が足を掛けると、手摺を越えて転落する恐れがあるように思われた。関係者で十分に検討しておかれるよう監督職員にアドバイスした。
- ④ 「建築基準法による確認済」、「建設業許可票」、「労災保険関係成立票」、「建退共適用票」、「施工体系図」等の掲示は適切になされていた。

I－4－2．安全管理の状況について

- ① 場内の整理整頓は行き届いていた。
- ② 車両の乗り入れスペースはコンクリートで舗装しており、凹凸もなく安全性の面から適切な状況である。
- ③ 監督職員の説明によると、着工以来、無事故無災害である。元請業者はじめ、関係する業者全員の努力のたまものである。最後まで、この無災害記録を継続されるようさらに気を引き締めていただきたい。

I－5．まとめ

大変出来栄えの良い建物である。一部、アドバイス申し上げた事項を検討
いただいて、さらに出来栄えをあげて頂きたい。また、これまで無事故無災害
で工事を進めてきているので、今後も気を抜かずに最後まで記録を伸ばしてい
ただきたい。

以上

II.（仮称）那覇市資源化推進センター建設工事

II－1. 工事内容説明者

環境部 クリーン推進課

課	長	比嘉 甫
主	幹	古堅 博己
主	査	神村健一郎

II－2. 工事概要

- 1) 工事場所 沖縄県島尻郡南風原町字新川 6 4 1 番地
- 2) 建物概要 構造規模： 鉄骨造 2階建
敷地面積： 8,472.38m²
建築面積： 2,140.97m²
延床面積： 2,649.65m²
- 3) 施工監理者
株式会社 環境設計国建
- 4) 工事請負業者
（仮称）那覇市資源化推進センター建設工事共同企業体
代表者 極東開発工業株式会社
構成員 株式会社 大米建設
（契約方法：制限付一般競争入札（総合評価方式、2社JV））
- 5) 工事費
設計金額 761,366,550円 (税込)
請負金額 761,250,000円 (税込)
落札率 100.0% (対設計金額)
- 6) 契約日 平成21年10月16日
- 7) 工事期間 平成21年10月16日～平成23年 1月31日
- 8) 工事進捗状況（平成22年10月31日現在）
計画出来高 75.2% 実施出来高 66.6%

II－3. 書類調査における所見

II－3－1. 設計図書について

- ① 特記仕様書において、ホルムアルデヒド以外のVOCの測定は行わないとしているので、何故なのか監督職員に質問したところ、実際には他のVOCの濃度測定も実施することになっているとのことであった。調査対象室は、常時開放室以外の居室としており、適切である。
- ② 工場においては、便所の洗浄用と床の洗水、散水用の水として、雨水と工業用水を使うことで、水道水の使用量を減らす対策をしている。飲料用の水と間違えて誤飲させないためにどのような対策を採るのか、監督職員に質問した。水栓前に注意書き表示板を設置する。また、クロスコネクション^(注7)防止のため、雨水再生水及び工業用水のテープ表示による配管色分けを行っている。さらに、最終確認検査として、上水系統の加圧給水ポンプを起動し、再生水系統の加圧給水ポンプを停止して、再生水系統の水

栓や器具から給水のないことを確認する予定である。

- ③ 配管のテープによる色分けは、あくまでも工事中の対策である。竣工後、行われるであろう修繕や改修の際に間違いが起きないようにする方法は無いのか質問したところ、管に色を塗り分けて、かつ、表示をして間違わないようにしておくとのことである。

Ⅱ－３－２．施工管理について

- ① 実施工程表には、「作図・製作工程」は表示されていない。監督職員の説明によると、各施工計画書に表示しているとのことである。施工計画書に記された「施工図作成工程」は、日常的に見るものではないので工程管理用に使うことは出来ないであろう。是非、元請業者を指導し実施工程表に「作図・製作工程」を表示するようアドバイスした。

Ⅱ－３－３．品質管理について

1) 地業工事

- ① オーガーで削孔したあとプレストレスコンクリート杭を建て込み、油圧パイルハンマーによって打撃を加えて支持層に打込んで杭を施工した。油の飛散を生じない機械で施工した。

2) コンクリート工事

- ① 生コンプラントは、(株)山正物産、西原産業（資）で J I S マーク表示認定工場であり、かつ、品質管理監査適合工場である。品質確保が可能な生コンプラントが選定されていた。
- ② 2ヶ所のプラントからコンクリートが供給されているので、どの部分にどのプラントのコンクリートが打設されたか、保証及びメンテナンスのために記録を残すよう監督職員にアドバイスした。
- ③ コンクリートの調合計画書を見分したところ、粗骨材の「アルカリシリカ反応」は「無害」であり、細骨材の塩分量も合格していた。特に材料に問題は無かった。

3) 鉄骨工事

- ① 鉄骨工場は(株)仲本工業である。同社は特記仕様書の規定を満足する H グレード認定^(注8)工場であることを、認定書で確認した。適切な工場が選定されている。
- ② 工場製品検査は、建て方の 10 日前に監督職員、監理者、施工者が立会って実施した。サンプリングした部材の目視、実測、溶接部超音波探傷検査を行ったことを、工事記録写真で確認した。
- ③ 高力ボルトの現場内での保管方法はどのようにしたか、監督職員に質問した。雨が掛からないようプレハブの小屋の中に保管したとのことである。適切な方法で保管されていた。

4) その他

- ① A L C パネルの取付工法は、ロッキング工法^(注9)であり、地震等の変形への追随性の良い工法である。外部に使われるシーリング材は、接着性能試験は行わず、「試験成績書」で確認している。

- ② 塗料置き場は、シックハウス症候群防止のため、施工中の建物の中に設けないよう監督職員にアドバイスした。
- ③ 照明器具の球替えが困難な高所の器具は、昇降式の照明器具となっている。
- ④ 監督職員に省エネ対策を質問した。屋根にトップライト、外壁に採光スリットを設け、できる限り自然採光を取り入れるよう計画しており、省エネ対策を行っている。
- ⑤ 仮囲いには、「建築基準法による確認済」はじめ「建設業許可票」、「労災保険関係成立票」、「鉄骨製作工場名表示」、「施工体系図」等の表示が適切に取り付けられていた。

Ⅱ－４．現場施工状況調査における所見

Ⅱ－４－１．現場の施工状況について

- ① 1階プラットフォーム等の床の損傷・摩耗防止対策を監督職員に質問した。「浸透性表面硬化材」や「浸透性改質材」を塗って摩耗防止を図っている。
- ② 鉄骨の塗装はボルト接合部を除いて、仕上げ塗装まで鉄骨工場で行っている。労働災害防止対策としても有効な方法である。

Ⅱ－４－２．安全管理の状況について

- ① 現場内の工事用の分電盤を見分した。電動器具のコードの差し込口は、全てがアース付きであり、適切であった。
- ② 床の排水溝やマンホール用開口には、ベニヤ板で蓋がしてあった。裏を見たところ、栈木で補強とずれ防止を図っており、ずれたり割れたりしておらず適切であった。
- ③ 2階の床には、機械を設置するための床開口が多数設けられている。それらの開口には単管パイプで作られた手摺（2段）が設置されているが、巾木がついていないので、現場代理人に何故なのか質問した。開口の下部に網が張ってあるものには巾木を省略しているとのことである。落下する物によっては、網を抜けることも想定されるので、対策を検討されたい。
- ④ 2階階段室の階段の回りの開口には単管パイプと共に、スタンションにロープを張って手摺代わりにしていた。手摺にロープを使うことはできないので、改善するようアドバイスした。
- ⑤ 1階のプラットフォームの端部、ピットの手前に車止め用の鉄筋の差し筋（長さ 150 mm位）があるが、鉄筋キャップ等による養生がなされていない鉄筋がある。手前にバリケードを置いたりしてむやみに近づかない様にしてはあるが、脚立などから落ちて差し筋の上に倒れこんだら、重大な災害になる恐れがある。鉄筋天端に栈木を固縛するなどの養生方法をアドバイスした。
- ⑥ 足場の外部に枠組み足場材を使ったステージが設置されている。積載荷重の表示は適切に掲示されていた。

Ⅱ－５．まとめ

今現在、出来栄えを述べる段階には達していないが、施工計画や現場の管理は的確であり、今後も注意深く工事を進めてゆけば、所期の目的を果たせる

施設が完成するものと思われる。

プラントの機械類が間もなく設置されるが、高所作業や上下作業が増えるので、安全管理には一段の注意を払って頂くべきである。

以上

Ⅲ. 那覇市新庁舎建設工事（建築・1工区）

Ⅲ－1. 工事内容説明者

総務部 新庁舎建設室

室 長	内間 章
主 査	新里 武督
主任技師	宮城 哲矢

Ⅲ－2. 工事概要

- 1) 工事場所 那覇市泉崎1丁目1番1号 外
- 2) 建物概要

規 模：	地上12階建・地下2階・塔屋1階
高 さ：	54.4m
敷地面積：	7,833m ²
建築面積：	4,965m ²
延床面積：	38,656m ²
構 造：	鉄筋コンクリート造（一部プレストレスコンクリート造）免震構造
付帯施設：	パーゴラ、ガードマンボックス
付帯工事：	外構工事、既存道路改修工事、既設庁舎地下解体工事
- 3) 設計・監理者

那覇市新庁舎建設工事基本・実施設計業務委託設計共同企業体	
代表者	株式会社 国建
構成員	株式会社 環境設計国建
- 4) 工事請負業者

那覇市新庁舎建設工事（建築・1工区）共同企業体	
代表者	株式会社 國場組
構成員	株式会社 沖電工
構成員	株式会社 ニシダ工業
（契約方法：一般競争（総合評価落札方式、3社JV））	
- 5) 工事費

設計金額	3,108,000,000円	（税込）
請負金額	2,797,200,000円	（税込）
落札率	90.0%	（対設計金額）
- 6) 契約日 平成22年 6月28日
- 7) 工事期間 平成22年 6月28日～平成24年 9月30日
- 8) 工事進捗状況（平成22年10月31日現在）

計画出来高	12.3%	実施出来高	6.3%
-------	-------	-------	------

Ⅲ－3. 書類調査における所見

Ⅲ－3－1. 事業目的、背景に関して

- ① 当該建物は1・2工区に分けられているので、分ける理由、工事の進め方の方針を監督職員に質問した。那覇市においては、地元業者の育成、地域経済の活性化、雇用確保の観点から、地元企業への優先、分離・分割発注

の方針により工事発注を行っている。新庁舎建設工事は、これまでの那覇市の工事实績に比較して事業規模が大きいことから、施工性や品質の確保、責任範囲の明確化を図れる範囲で、可能な限り多くの工事に分離・分割して工事発注を行うことにした。その結果、今後の予定を含めて、合計 13 の工事に分けて発注することになっている。

- ② 建築工事については、建物が 1 つの構造体となっていることから、工区分けに際しては、先の観点に加えて、工事 1 件あたりの設計額も含めて総合的に検討を行い、2 つの工区に分けることに決定した。
- ③ 建築・1 工区及び 2 工区は、一体の構造体を分割して施工することから、特に躯体工事において相互調整が重要となる。鉄筋・型枠組み立て、コンクリート打設については、両工区同時に施工を行うこととなるが、その際は、コンクリートの打設区画を明確化し、異なるプラントのコンクリートが混ざり合わないよう留意して施工を行う。また、打設区画境界部分については、適宜供試体を採取、試験を行い品質管理に万全を期すことにしている。
- ④ 仕上げについては、同一室内で工区境が生じるので、使用材料の統一を図ることにする。
- ⑤ 以上のとおりの説明を受けた。工事の分割発注の事情は納得のできるものであった。また、分割に伴う問題点の把握、対策の内容は適切である。是非、基本方針に沿って監理を進めていただきたい。

Ⅲ－３－２．設計図書に関する所見

１）設計図書のチェック手法とチェック体制について

- ① 設計図書の内容を、誰がどのようにチェックしたのか監督職員に質問した。建築・電気・機械の担当職員が、工事担当部署作成の「チェックリスト」並びに設計業務に先立って策定された「那覇市新庁舎基本構想」、「那覇市新庁舎基本計画」及び公募市民によるワークショップ等での意見等を踏まえて作成された本事業独自のチェックリストを活用してチェックを実施したとのことで、設計図書のチェックは適切に行われたと判断した。
- ② 着工後の業務履行期間中、建築・電気・機械の担当職員は定例工程会議等をおして設計内容についての調整・確認を行っている。今後設計変更が必要になった場合に監督職員は、当初の設計意図を尊重し安易に設計変更に応じることのないよう、慎重に判断して事に当たって頂きたい。
- ③ 特記仕様書を見分したところ、「図示による」という選択肢が頻繁に記されている。そもそも、特記仕様書は、図面では表現が煩雑になる等、図面では伝達しきれない事項や条件を施工者に伝達する目的で記述するものである。施工者は、まず設計図面を見て設計者の意図を汲み取り、さらに詳しい条件を知るために特記仕様書を読み、そのうえさらに指定されている標準仕様書を読んで指示の内容を確認している。それなのに、「図示による」と特記する事は、設計意図の確認作業の流れを逆に戻すものであり、特記仕様書を記述する目的にそぐわないことであるから、今後は控えることが望ましい。
- ④ このことは当該工事に限らず、那覇市の全ての建築工事の設計図書について当てはまることである。

2) 設計内容について

- ① 当該工事では、竣工時にVOCを20ヶ所で計測することになっている。建物規模からみて少ないように思われるので監督職員に質問した。監督職員の説明によると、データの蓄積が進んで問題になるケースが少なくなっているもので測定箇所を減らしたが、外注家具に関しては問題の発生がありうるのでチェックを十分に行ってゆくとのことである。
- ② 来庁者の来られる部分の床のすべり抵抗値を監督職員に質問したところ、CSR値^(注10) 0.4～0.9で設定しているとのことであった。その根拠は「沖縄県福祉のまちづくり条例、施設整備マニュアル」であり、見分したところ確かにそのように記述されており、確かな根拠によって決められていることが分かった。
- ③ 吹抜けから、子供等が転落するのを防止するため、どのような計画がとられているのか、監督職員に質問した。吹き抜け部分には、H=1,250 mmの強化ガラス手摺を設置し、転落防止に配慮しているとのこと、図面を見分した。強化ガラス手摺の足元には高さ 100 mmの土手状のコンクリート壁があり、手摺柱はその壁の中に75 mm埋め込むように設計されている。また、基礎定着は、アンカーにより床スラブの中に埋め込んである。

III-3-3. 積算内容について

- ① 当該工事の数量積算、値入作業は設計業務受託業者によって、「公共建築数量積算基準（平成18年度版・・・国土交通省制定）・「建築数量積算基準・同解説（平成18年版）・・・建築工事建築数量積算研究会制定」に基づいて行われており、作業手順は適切であった。
- ② 値入の資料は、沖縄県土木建築部制定の「営繕工事標準単価表」・「実施設計単価表」と、公的刊行物であった。それらに掲載されていない物については、複数の業者から見積りを徴集して、その中の最安値の見積単価を採用している。値入の作業、使われた資料などは適切であった。
- ③ 積算書の内容の照査は、誰がどのように行なったか監督職員に質問した。設計業務に携わっていない職員が内訳書の検算、単価チェックを行ったとのことである。
- ④ 各費目毎の金額の比率や、各費目の単位面積当たりの金額を算出して、過去の類似物件のそれらと比較するチェック法も採用したそうである。また、躯体数量（コンクリート、鉄筋、鉄骨、型枠）の延床面積当たりの数量を算出して、類似物件や統計資料と比較して検討するチェック法も実施したとのことである。
- ⑤ その他に、床や天井の仕上げ面積の総数は延床面積とほとんど同じになることや、壁の面積と延床面積との比率を調べることも、チェックの指標として使えることをアドバイスした。（詳しくは、社団法人日本建築積算協会「建築積算資格者更新講習テキスト」に記載されている「数量のチェック」・「歩掛り概数」、建設工業経営研究会「建築工事原価分析情報」を調べるとよい）
- ⑥ 那覇市が持つデータから、このような数値を抽出して加工・整理し、チェック用に使われるべきである。

III-3-4. 施工管理について

- ① 施工計画書は全ての工種について作成する予定で、総合施工計画書に「施工計画書提出予定表」が添付されている。この「施工計画書提出予定表」は、綴じ込んでおいたのでは有効に使えないと思われるので、別途、監理者の事務所の見やすい場所に掲示しておいて、進捗状況を常に確認できるようにして使うことが望ましい。
- ② 「総合施工計画書」は7月16日に提出され、7月23日に承認されている。契約日が6月28日であるから、迅速に作成され提出されていた。
- ③ 短期間に作成されたためと思われるが、当該工事の環境条件や特質を十分に把握した上での計画とは思えない。既に会社にあるデータを用いて、固有名詞を入れ替えて提出してきたように思われる。一例であるが、緊急時の資機材の準備数量は当該工事用としては不十分である。監理者及び監督職員による内容のチェックが不足しているように思われる。
- ④ 「総合施工計画書」の「総合仮設計画図(基礎)」や「総合仮設計画図(躯体時)」を見ると、市道泉崎6号線に油圧クレーンを据え付けて荷揚げを行い、コンクリート打設についても市道6号線上にポンプ車や生コン車を並べて長期間の工事を行う方針が示されている。近隣の自治会等に対する工事説明会で説明し周知しているので、差し支えないと考えているとのことであった。

しかし、新市庁舎建設にあたっては、市民の誰にも迷惑をかけずに工事を進めることが、関係者全員が取り組むべき最優先課題である。道路を使用しての長期間工事については、市民生活への大きな影響が懸念されることから、他の方法を再検討する必要がある。

III-3-5. 品質管理について

1) 仮設工事

- ① 労働安全衛生法第88条第4項の届^(注11)は、期限までに提出されたか監督職員に質問した。平成22年7月23日に提出されていた。掘削開始のほぼ2週間前であった。
- ② 新庁舎建設工事は、13業者(共同企業体を含む)によって施工される。いわゆる「出会い丁場」^(注12)である。安全管理は仕事の手順と深く結び付いており、複数の業者が同時に仕事をする当該現場では、その調整作業が極めて重要である。労働安全衛生法第30条第2項で、発注者は2以上の請負人に仕事を請け負わせている場合、同条第1項の措置をとるべき請負人を一人指名しなければならない事になっている。那覇市は1工区の請負人を指名し、「安全衛生連絡会」を組織させている。発注者としての義務は果たされていた。

2) 土工事

- ① 当該工事の掘削深さは、約10.3mである。敷地境界から余り距離がないこともあって、山留め^(注13)が必要であるので、監督職員にどのように計画されているか質問した。掘削規模や地質調査の結果を踏まえ、山留めは鋼矢板壁^(注14)、地盤アンカー^(注15)工法を採用している。掘削部分には、基礎や地下工事のために、作業構台^(注16)を架設する計画である。
- ② 地盤アンカーは、最終的には抜き取ることにしているそうである。将来の事も考えて、敷地外に打込む地盤アンカーは除去するのが当然であり、適

切な判断である。

- ③ 山留壁の変形は、敷地の周囲に地盤沈下をもたらし、構造物の機能を損なうので、極力抑制しなければならない。監督職員に山留の日常管理はどのように実施しているか質問した。傾斜計^(注17)による山留壁の変位（倒れ）の計測、トランシットによる腹起し^(注18)の通り（直線性）の計測、軸力計^(注19)による地盤アンカーの軸力の計測、周囲の地盤の観察と測定器による高低変位の測定を行い、記録を取ることにしている。公道上の埋設物のレベルチェックは的確に行っておくべきである。
- ④ 山留めに関する記録は、計測後、直ちに記録し工事関係者の誰も見れるようにしておくことが望ましい。掘削工事の進行中、山留壁の付近で作業が行われる時、降雨がある時、気温の変動が大きい時等は、特に計測データに注意して、山留崩壊などの重大事故を未然に防止できるよう管理しなければならない。監理者及び監督職員は、元請業者任せにすることがないよう現場の状況と記録に注意を払うことが望まれる。

3) 鉄筋工事

- ① 配筋ミス防止のために、どのような対策を採っているか監督職員に質問した。説明によると配筋ミスは、現場での部材断面図リストの取り違いや、XY 方向の間違い等に起因することが原因の 1 つと考えられることから、組み立て時に構造担当者確認済の正しい施工図を使用して配筋検査を行い、また、読み間違いがないか適宜確認を行うとのことである。構造担当者確認済みの施工図を使って配筋検査を行うことは、大変画期的な方策である。

4) コンクリート工事

- ① コンクリートの性能は、適切な調合のコンクリートが密実に均質に充填されて、強度発現までキチンと養生されることで発揮される。監督職員に質問したところ、コンクリート打設計画書はこれから作られるが、その記載項目は【コンクリート規格・プラント名・打設量・作業時間（準備・打設・片付け）・機械配置（ミキサー車、ポンプ車）・圧送管配置・打設区画・打設順序・作業員配置】を予定しているとのことである。
- ② 打設計画書には、打設箇所の平面図・断面図を入れて、上記の項目を記入されたい。また、打設順序はコンクリートの 1 回当たりの打設高さの計画も入れて、打ち継ぎ時間の間隔も計画できるようにされたい。打設量から割り出した圧縮強度試験用の供試体の数についても明確にしておくことが望ましい。是非、実用的で適切な計画書を作っていただきたい。
- ③ 監督職員の説明によると、打設前に柱脚部等、ごみ・おがくず等が溜まりやすいところを中心に入念に水洗いを行うとともに、型枠下部に掃除口を設け、打ち継ぎ部の清掃を徹底するとのことである。
- ④ 打設後は、散水により 5 日間以上コンクリートを湿潤養生し、日射による急激な温度上昇を防ぐよう留意するとのことである。コンクリート打設終了後は、次工程のための墨出し等の作業があるため、散水養生はおろそかになり易いことから対策を研究し実施して頂きたい。

5) 防水工事

- ① 屋根の防水層の水張り試験を行うか監督職員に質問した。高層階に大量の

水を揚水し、満水試験を行うことは現実的でないので、施工プロセスの管理を強化し、施工検査をとおして品質の確保を図ることとし、水張り試験はしないとのことである。屋根防水層の一般的な漏水事故は、平坦部分からの漏水事故はほとんど無く、ルーフドレーンのツバの部分の接着不良が原因で起きている。従って、ルーフドレーンの回りにだけ水張りをして検査すれば足りる。ルーフドレーンからの水の漏れを防ぐには、毬や風船を用意してルーフドレーンの中に詰め込めばよい。この方法を採用すれば、水はそれほど多く用意する必要は無いので試すようアドバイスした。

- ② 漏水が生じて防水層下に水が浸入しても、浸入した水が床のクラックなどから床下に出てこなければ、漏水の有無は判断できないことから、1週間以上は水を張り続ける必要がある。

6) 塗装工事

- ① 塗料の置場をどこにするのか監督職員に質問した。具体的な保管場所については未定であるが、危険物の指定及び貯蔵に関する法令を遵守し、また、品質確保上支障のない雨掛りがなく火気使用場所から離れたところ等で、適正な数量の保管を行いたいとのことである。保管に当たっての注意事項はこの通りで良いが、シックハウス対策のため建設中の建物の中に保管場所を設けてはならない旨、アドバイスした。

Ⅲ－４－１．現場の施工状況について

- ① 現場調査当日の作業は、敷地南で油圧圧砕機を使つての既存建物の解体工事、敷地西で山留壁鋼矢板の打設、敷地北では油圧式掘削機を使つての２次掘削工事（約 7 m）が行われていた。監督職員及び J V 監理技術者の案内で、地上から工事の進行状況等を見分した。現場を見て気付いた事項を以下に記す。
- ② 掘削土の地質は、黒っぽいよく締まった砂質土であつた。約 7 m の深さの部分掘っていたが、湧水は全く見られなかった。山留めの支保工^{（注20）}を地盤アンカーで行っており、切梁^{（注21）}や棚杭^{（注22）}が無いので、掘削重機やダンプトラックを掘削地盤面に降して作業しており、能率はきわめて良いようである。
- ③ 濁水処理施設は現場内に 4 ヶ所、設置されていた。その内の一つを見分したが、濁水に薬剤を混ぜて土の微粒子を集合させ沈殿させる装置である。現時点では雨水も湧水も無いので稼働していなかったが、濁水処理施設としては適切な装置である。
- ④ 山留壁の変位量を監理技術者に質問したところ、約 30 mm の変位が生じているとのことである。予測値と比較して、想定範囲内であるなら、計画段階で想定していた道路上のクラックの処理をする等の対症療法的処置をしておけばよいが、想定以上であるなら、原因を特定して必要な措置を早急に採るべきである。
- ⑤ 市道泉崎 7 号線の舗装面に生じている亀裂幅は、約 10 mm ほどであつた。砂質土で埋めて、道路面の沈下に発展しないよう処理しておく必要がある。
- ⑥ 仮囲には、「建築基準法による確認済」はじめ「建設業許可票」、「労災保険関係成立票」、「建退共適用票」、「施工体系図」、「道路占用票」等の表示が適切に取り付けられていた。

Ⅲ－４－２．安全管理の状況について

- ① 敷地の北側の東西に車両の出入り口が設けられている。それぞれに交通監視員が配置され、工事用車両と第三者との安全監視にあたっていた。適切な措置が採られている。
- ② 作業場内の作業員の服装や安全帯・安全帽などの装着状態は大変良かった。
- ③ 見分していた限りでは、大型の掘削用重機や解体用の圧砕機械の旋回範囲に、作業員は入っていなかった。これからも大型重機と作業員が接近して作業することが続くであろうが、機械に巻き込まれての事故の発生を予防するよう、監督職員は監理技術者に注意喚起しておきたい。

Ⅲ－５．まとめ

当該建物は、市民へのサービスや行政の事務効率の向上を図ると共に、市民の誇りとなるように期待されている建物である。

現在の最先端の耐震技術を導入することで、大規模地震がやって来ても市民サービスを継続できると共に、災害情報を発信し続けることで、市民の安全を守ることが出来るように計画されている。

また亜熱帯の気候に対応して、建物への日射熱の浸入を防ぐ様々な対策が採

られている。それらの対策は、市民へのアイデア提供につながることを期待される。

計画段階から、ワークショップを開くなどして市民の参画も得ており、市民の関心も極めて高い工事である。工事の進め方においては、市民の誰にも迷惑をかけず、全ての市民に共感を持ってもらえるようにすることが望まれる。

以上

【用語解説】

- (注1) VOC測定 : VOCは、Volatile Organic Compounds の略号であり、揮発性有機化合物のこと。沸点は 50～400℃だが、室温程度の温度でも少しずつ蒸発しているため、室内の空気を汚染して、いわゆるシックハウス症候群と呼ばれる症状を引き起こす。新築・改築・改修工事の完了時に空気中の濃度を測定して、シックハウス症候群を引き起こす濃度があるか調べること。
- (注2) パッシブ型採取機器 : 空気中の化学物質を捕集するのに、吸引ポンプなどは用いずに、部屋の中に捕集剤（サンプラー）を吊るして自然に化学物質を吸着させる方法である。放置して自然に吸着させる方法なので、「受動的な、消極的な」という意味の「パッシブ (passive)」という言葉が使われている。
- (注3) 深層混合改良工法 : 地盤改良の1つの方法。深くまで改良する工法。ドリルの攪拌翼先端から軟弱地盤中に改良材を供給し、強制的に現位置土と攪拌混合することで、土と改良材を化学的に固化する軟弱地盤改良工事。改良材には、粉粒体、液体等様々な方法がある。
- (注4) 品質管理監査適合工場 : 全国品質管理監査会議の策定した統一監査基準 に基づく監査に合格した生コン工場。
- (注5) 高性能A E減水剤 : コンクリートの練り混ぜ時に、他の材料とともにミキサーに投入して用いる混和材で、空気連行性をもち、高い減水性能および良好なスランプ保持性能をもつもの。
- (注6) 再生木材 : 廃木材とリサイクルプラスチックを配合して作りだした 100%リサイクル素材。本物のムク材を感じさせるインテリアの建材から、住宅や公共施設のデッキ、フェンス、ベンチなどのエクステリア分野に広く使われている。耐候性、防虫性、防腐性が高い。
- (注7) クロスコネクション : 飲料水管と、雨水や排水などの衛生上の安全を脅かす中水道が連結されている状態のこと。
- (注8) Hグレード : 全ての建築物が対象。板厚60mm以下の鋼材を扱える。高層ビルを中心として年間6,000 トン程度の製造能力を持つ鉄骨製作工場。
- (注9) ロッキング工法 : 構造躯体の変形に対し、パネルが1枚ごとに微小回転して追従する機構。地震でも外れたり割れたりし難い止め方。パネル内部に設置されたアンカーと取付け金物により躯体に取付ける。
- (注10) CSR値 : (シーエスアール値) 滑り抵抗係数 JIS A1454 による。0.0～1.0、小さいほど滑りやすい。0.4 以下だと滑りやすく危険。試験法はO-Y・PSM 試験機による。
- (注11) 労働安全衛生法第88条第4項の届 : 高さ31mを超える建築物の建設の仕事、或いは掘削の深さが10m以上である地山の掘削の作業の場合、仕事を開始する14日前までに労働基準監督署長に届け出る必要がある。
- (注12) 出合い丁場 : (であいちょうば) 工事現場における特定作業場所で複数異職種の作業が同一時間帯に重なりあうこと。または複数の業者が同時に作業すること。

- (注 13) 山留め : (やまどめ) 土を掘って構造物を作る時、土が崩れて仕事が出来なくなったり、安全が保てなくなるのを防ぐために施す技術的な様々な手段の総称。
- (注 14) 鋼矢板壁 : (こうやいたかべ) 土を掘る時、土が崩れないように様々な材料で抑えた壁を山留壁という。山留壁には木材、鋼管、鋼板（折り曲げて強度を上げる）、コンクリート板等が使われる。鋼板を曲げ加工して、曲げ抵抗を高めて土圧を支える物が鋼矢板（シートパイル）であり、鋼矢板の山留壁を「鋼矢板壁」という。
- (注 15) 地盤アンカー : 地中にボーリング機械で穴を掘り、その中にピアノ線等の鋼線を差し込み、その先端をモルタル等で固めて基礎とし、あたかも地中の錨（いかり；アンカー）のような働きをする物。
- (注 16) 作業構台 : 鋼材などで台を作り、その上で仕事出来るようにしたもの。自動車を載せたり、クレーンを載せることもある。地面の上に作ることも、掘った地盤の上に作って地面の上からその上に乗ることもある。
- (注 17) 傾斜計 : あらかじめ、専用ガイド管を地盤や構造物に鉛直に設置し、傾斜計を挿入して管内の傾斜角を測定し、変位量を求める。地山の地滑りの変位測定や土留め壁の変位測定などに使用される。
- (注 18) 腹起し : (はらおこし) 土を掘って山留壁で土が崩壊しないように押える場合、山留壁面に水平にH型鋼等を取り付けて、それを押して土圧に対抗する。その場合のH型鋼等が腹起し。
- (注 19) 軸力計 : ボルトを締めると、ボルト締め付け部は軸方向に引っ張られ、非常にわずかながら伸びる。このときボルトには、元に戻ろうとする反発力が発生する。この、元に戻ろうとする力が軸力。軸力を測る道具が軸力計。
- (注 20) 山留めの支保工 : (しほこう) 土を掘ってその掘削面に山留壁を作り、山留壁が土圧で倒れないように設置する腹起しや切梁、地盤アンカーを総称して支保工と呼ぶ。
- (注 21) 切梁 : (きりばり) 土を掘ってその掘削面に山留壁を作り、そこに腹起しを取り付け、腹起しを押して山留壁が倒れないようにするのが切梁。
- (注 22) 棚杭 : (たなぐい) 切梁の重量を支えるために地中に打ち込んでおく杭のこと。

以上